

電気・ガス価格激変緩和対策に係る 最終保障供給約款の特例承認等について

(趣旨)

一部の一般送配電事業者から、2023 年 2 月 24 日付け、同年 3 月 1 日付け、及び、同年 3 月 9 日付けで、経済産業大臣宛てに、最終保障供給約款及び離島等供給約款により難しい特別の事情がある場合における供給条件の承認を求める申請があり、資料 3－1 のとおり、経済産業大臣から意見の求めがあった。

これらに対する電力・ガス取引監視等委員会の回答について、御検討いただく。

1. 今回の申請（13 件）の概要

令和 4 年 10 月 28 日閣議決定「物価高克服・経済再生実現のための総合経済対策」（以下「本閣議決定」という。資料 3－2）を受け、小売電気事業者等を通じて料金の値引きを行う「電気・ガス価格激変緩和対策事業」（以下「本激変緩和対策事業」という。）が開始されることとされた。また、令和 4 年 11 月 22 日に経済産業省から本件の申請者を含む関係事業者に対して、本激変緩和対策事業に参画するよう要請がなされた（資料 3－3）。これに伴い、2022 年 12 月 17 日付けで、電気事業法又はガス事業法の関係法令に基づき認可を受け又は届け出た約款の遵守義務を負う事業者から、当該約款以外の供給条件の認可等を受けるための申請があり、経済産業大臣からの意見の求めを経て、2022 年 12 月 13 日付け第 400 回電力・ガス取引監視等委員会において認可等を行うことに異存ない旨回答したもの（資料 3－4。同回答を踏まえ、承認¹を受けた供給条件を以下「旧供給条件」という。）。)

昨今、みなし小売電気事業者における自由料金分野の料金値上げが行われているところ、一般送配電事業者における最終保障供給約款及び離島等供給約款の料金水準は、当該供給区域のみなし小売電気事業者が公表する標準的な料金メニュー相当と整理されていることから、今般、一般送配電事業者 10 社のうち沖縄電力を除く 9 社から最終保障供給約款の変更届出が、離島等供給約款を定める一般送配電事業者 7 社のうち沖縄電力を除く 6 社から離島等供給約款の変更届出がなされた（以下、総称して「本変更届出」という。）。そのうち、最終保障供給約款及び離島等供給約款の変更に伴い旧供給条件につ

¹ 2022 年 12 月 16 日付 20221207 資第 20 号承認

いても変更する必要が生じた一般送配電事業者から、今般、当該約款以外の供給条件の承認等を受けるための申請があったもの（下記（１）及び（２））。

具体的には、旧供給条件は、最終保障供給約款ないし離島等供給約款に規定される燃料費調整単価の算定式をベースとして、７円/kWh（低圧）又は３.５円/kWh（高圧）^２を差し引いた額を当該供給条件における燃料費調整単価とするものであったところ、本変更届出において、燃料費調整単価を構成する諸項目について変更（※）がなされたことで、旧供給条件においてベースとされた燃料費調整単価の算定式に変更が生じたため、当該変更後の燃料費調整単価の算定式をベースとして、７円/kWh（低圧）又は３.５円/kWh（高圧）^３を差し引いた額を燃料費調整単価とするための特例承認が改めて必要となったもの。

※ 主として、燃料費調整単価の算定式における、①平均燃料価格の算定諸元（燃料構成係数）、②基準平均燃料価格、③基準単価の変更。なお、離島等供給約款については、上記に加え、自由料金メニューに相当するメニューにおける基準平均燃料価格の上限撤廃もなされている。（申請を行った全ての事業者において上記全ての変更がなされているわけではない。）

（１）最終保障供給約款関係（７件）

電気事業法（昭和３９年法律第１７０号）第２０条第２項ただし書の規定により、最終保障供給約款により難い特別の事情がある場合における供給条件の承認を受けるための申請

【申請者】

○２０２３年２月２４日付け

北海道電力ネットワーク株式会社

東京電力パワーグリッド株式会社

中部電力パワーグリッド株式会社

北陸電力送配電株式会社

四国電力送配電株式会社

○２０２３年３月１日付け

東北電力ネットワーク株式会社

^２ 令和５年９月の検針日から令和５年１０月の検針日の前日までの期間に使用される電気について適用となる燃料費調整単価から差し引かれる額はその半額。

^３ 同上。

59 ○2023 年 3 月 9 日付け
60 中国電力ネットワーク株式会社
61

62 (2) 離島等供給約款関係 (6 件)

63 電気事業法第 21 条第 2 項ただし書の規定により、離島等供給約款により難い特別の
64 事情がある場合における供給条件の承認を受けるための申請

65 【申請者】

66 ○2023 年 2 月 24 日付け
67 北海道電力ネットワーク株式会社 (高圧⁴)
68 東京電力パワーグリッド株式会社 (低圧・高圧)
69 北陸電力送配電株式会社 (低圧・高圧)
70 九州電力送配電株式会社 (低圧)

71 ○2023 年 3 月 1 日付け
72 東北電力ネットワーク株式会社 (高圧)

73 ○2023 年 3 月 9 日付け
74 中国電力ネットワーク株式会社 (高圧)

75
76

⁴ 実質的に変更のある需要種別を記載 (他社についても同様)。承認申請自体はまとめて旧供給条件における承認を受けているため、高圧・低圧いずれについても申請がなされている。

77 2. 申請に係る供給条件の概要（旧供給条件と同様）

78

79 （1）低圧

80 令和5年1月の検針日から令和5年9月の検針日の前日までの期間に使用される電
81 気に適用となる燃料費調整単価は、離島等供給約款に従って算出した燃料費調整単価
82 から7円/kWhを差し引いた額とする。

83

84 令和5年9月の検針日から令和5年10月の検針日の前日までの期間に使用される電
85 気について適用となる燃料費調整単価は、離島等供給約款に従って算出した燃料費調
86 整単価から3.5円/kWhを差し引いた額とする。

87

88 ※定額制供給については、契約種別ごとに、離島等供給約款に従って算出した燃料
89 費調整単価から、離島等供給約款に定める単価の算定諸元として用いられた販売
90 電力量（みなしkWh）に7円/kWh（令和5年9月の検針日から令和5年10月の検
91 針日の前日までの期間に使用される電気に適用となる燃料費調整単価については
92 3.5円/kWh）を乗じた額を差し引いた額とする。

93

94 （2）高圧

95 令和5年1月の検針日から令和5年9月の検針日の前日までの期間に使用される電
96 気に適用となる燃料費調整単価は、最終保障供給約款及び離島等供給約款に従って算
97 出した燃料費調整単価から3.5円/kWhを差し引いた額とする。

98

99 令和5年9月の検針日から令和5年10月の検針日の前日までの期間に使用される電
100 気に適用となる燃料費調整単価については、最終保障供給約款及び離島等供給約款に
101 従って算出した燃料費調整単価から1.8円/kWhを差し引いた額とする。

102

103

104 3. 本供給条件による供給を必要とする理由（申請書記載のポイント）

105 本閣議決定に基づく電気料金・都市ガス料金の高騰の激変緩和措置の実施について、
106 価格高騰により影響を受ける家計や価格転嫁の困難な企業への支援という施策の趣旨に
107 鑑み、支援対象となるすべての需要家に迅速に支援を届けるよう、令和4年11月22日

108 に経済産業省から関係事業者に対する要請が行われたことを受け、応急かつ暫定的な措
109 置として本措置が必要。

110
111 4. 経済産業大臣への回答について

112 本申請（13 件）の供給条件については、電気事業法等の該当条文の規定及びそれらの
113 審査基準に照らし、特別の事情がある場合における供給条件として承認をして差し支え
114 ないものと考えられる。

115 これを踏まえ、資料 3－5 のとおり、委員会として、経済産業大臣が本申請に係る承
116 認をすることに異存はない旨、経済産業大臣に回答することとしたい。

118 参考：関係条文

119

120 最終保障供給約款関係

121

122 ○電気事業法

123 第二十条 一般送配電事業者は、最終保障供給に係る供給条件について約款を定
124 め、経済産業省令で定めるところにより、経済産業大臣に届け出なければならな
125 い。これを変更しようとするときも、同様とする。

126 2 一般送配電事業者は、前項の規定による届出をした約款（以下この条において
127 「最終保障供給約款」という。）以外の供給条件により最終保障供給を行つてはな
128 らない。ただし、その最終保障供給約款により難い特別の事情がある場合におい
129 て、経済産業大臣の承認を受けた供給条件により最終保障供給を行うときは、こ
130 の限りでない。

131 3・4（略）

132

133 ○電気事業法に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準（平成12年7月1日制
134 定）

135 第1 審査基準

136 （15）第20条第2項ただし書の最終保障供給約款以外の供給条件の承認

137 第20条第2項ただし書の最終保障供給約款以外の供給条件の承認に係る審査
138 基準については、同項に承認の基準が定められているところであり、より具体的
139 には、例えば、天災地変による災害を受けた地域について、緊急に、かつ、臨時
140 的に料金を割り引く等の措置を行う必要が生じた場合とする。

141

離島等供給約款関係

○電気事業法

第二十一条 一般送配電事業者は、離島等供給に係る料金その他の供給条件について約款を定め、経済産業省令で定めるところにより、経済産業大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 一般送配電事業者は、前項の規定による届出をした約款（以下この条において「離島等供給約款」という。）以外の供給条件により離島等供給を行つてはならない。ただし、その離島等供給約款により難い特別の事情がある場合において、経済産業大臣の承認を受けた料金その他の供給条件により離島供給を行うときは、この限りでない。

3・4（略）

○電気事業法に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等（平成12年7月1日制定）

第1 審査基準

（17） 第21条第2項ただし書の離島等供給約款以外の供給条件の承認

第21条第2項ただし書の離島等供給約款以外の供給条件の承認に係る審査基準については、同項に承認の基準が定められているところであり、より具体的には、例えば、次のような場合とする。

- ① 天災地変による災害を受けた地域について、緊急に、かつ、臨時的に料金を割り引く等の措置を行う必要が生じた場合
- ② 需要の特殊性から、供給区域内の離島等の需要家と一律の取引を行うことを前提としてあらかじめ約款という形式で定めることが困難又は無意味な場合

経済産業省

20230224資第40号
令和5年3月2日

電力・ガス取引監視等委員会委員長 殿

経済産業大臣

最終保障供給約款以外の供給条件の承認について

電気事業法（昭和39年法律第170号）第66条の11第1項第8号の規定に基づき、別添の申請に係る同法第20条第2項ただし書に規定する最終保障供給約款以外の供給条件の承認について、貴委員会の意見を求めます。

経済産業省

20230224資第50号
令和5年3月2日

電力・ガス取引監視等委員会委員長 殿

経済産業大臣

離島等供給約款以外の供給条件の承認について

電気事業法（昭和39年法律第170号）第66条の11第1項第8号の規定に基づき、別添の申請に係る同法第21条第2項ただし書に規定する離島等供給約款以外の供給条件の承認について、貴委員会の意見を求めます。

経済産業省

20230301資第5号
令和5年3月2日

電力・ガス取引監視等委員会委員長 殿

経済産業大臣

最終保障供給約款以外の供給条件の承認について

電気事業法（昭和39年法律第170号）第66条の11第1項第8号の規定に基づき、別添の申請に係る同法第20条第2項ただし書に規定する最終保障供給約款以外の供給条件の承認について、貴委員会の意見を求めます。

経済産業省

20230301資第7号
令和5年3月2日

電力・ガス取引監視等委員会委員長 殿

経済産業大臣

離島等供給約款以外の供給条件の承認について

電気事業法（昭和39年法律第170号）第66条の11第1項第8号の規定に基づき、別添の申請に係る同法第21条第2項ただし書に規定する離島等供給約款以外の供給条件の承認について、貴委員会の意見を求めます。

経済産業省

20230309資第13号

令和5年3月16日

電力・ガス取引監視等委員会委員長 殿

経済産業大臣

最終保障供給約款以外の供給条件の承認について

電気事業法（昭和39年法律第170号）第66条の11第1項第8号の規定に基づき、別添の申請に係る同法第20条第2項ただし書に規定する最終保障供給約款以外の供給条件の承認について、貴委員会の意見を求めます。

経済産業省

20230309資第15号

令和5年3月16日

電力・ガス取引監視等委員会委員長 殿

経済産業大臣

離島等供給約款以外の供給条件の承認について

電気事業法（昭和39年法律第170号）第66条の11第1項第8号の規定に基づき、別添の申請に係る同法第21条第2項ただし書に規定する離島等供給約款以外の供給条件の承認について、貴委員会の意見を求めます。

最終保障供給特例承認申請書

令和 5 年 2 月 24 日

北海道電力ネットワーク株式会社

最終保障供給特例承認申請書

北 ネ 企 第 31 号
令和 5 年 2 月 24 日

経済産業大臣 西 村 康 稔 殿

札幌市中央区大通東 1 丁目 2 番地
北海道電力ネットワーク株式会社
代表取締役社長 藪 下 裕 己

電気事業法第 20 条第 2 項ただし書の規定により，次のとおり最終保障供給約款以外の供給条件の承認を受けたいので申請します。

料金その他の供給条件の内容	別紙に記載のとおりであります。
実施期日及び実施期間	同上

料金その他の供給条件の内容

1 適 用 範 囲

この最終保障供給約款以外の供給条件（以下「本供給条件」といいます。）は、電気最終保障供給約款（令和5年2月24日届出。以下「最終保障供給約款」といいます。ただし、当該最終保障供給約款が届出により変更された場合は、変更後の最終保障供給約款をいいます。）にもとづき高圧で電気の供給を受けるお客さまに適用いたします。

2 適 用 期 間

- (1) 適用期間は、(2)および(3)の場合を除き、令和5年4月1日から令和5年10月の検針日の前日までといたします。
- (2) 記録型計量器により計量する場合で、当社があらかじめお客さまに計量日をお知らせしたときは、(3)の場合を除き、(1)に準ずるものといたします。この場合、(1)にいう検針日は、計量日といたします。
- (3) 高圧で電気の供給を受ける契約電力が500キロワット以上の最終保障電力Bのお客さま（当該お客さまに係る最終保障予備電力を含みます。）で、検針日が毎月初日のお客さまについては、(1)に準ずるものといたします。この場合、(1)にいう各月の検針日は、その月の翌月の初日といたします。

3 燃 料 費 調 整

燃料費調整とは、最終保障供給約款別表3（燃料費等調整）(1)ロにもとづき燃料費調整額、加重平均市場価格調整額および離島ユニバーサルサービス調整額によって燃料費等調整額を算定する場合において、燃料費調整額を加えることまたは差し引くことをいいます。

なお、最終保障供給約款別表2（市場価格調整）(2)に定める調整基準単価の算定にあたっては、本供給条件によって算定された燃料費調整単価によらず、最終保障供給約款に定めるところによるものといたします。

4 燃料費等調整額

2（適用期間）に定める適用期間における燃料費等調整額は、最終保障供給約款別表3（燃料費等調整）(2)に定める燃料費調整によらず、燃料費調整単価が別表（燃料費調整）1(2)ロ(イ)，(ロ)または(ハ)により算定される場合は、別表（燃料費調整）1(3)によって算定された燃料費調整額を差し引くものとし、燃料費調整単価が別表（燃料費調整）1(2)ロ(ニ)により算定される場合は、別表（燃料費調整）1(3)によって算定された燃料費調整額を加えるものいたします。

5 そ の 他

その他の事項については、最終保障供給約款に定めるところによるものいたします。

別表（燃料費調整）

1 燃料費調整額の算定

(1) 平均燃料価格

原油換算値 1 キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。

なお、平均燃料価格は、100 円単位とし、100 円未満の端数は、10 円の位で四捨五入いたします。

$$\text{平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$$

A = 各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格

B = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均液化天然ガス価格

C = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均石炭価格

$$\alpha = 0.1946$$

$$\beta = 0.0827$$

$$\gamma = 1.0081$$

なお、各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格、1 トン当たりの平均液化天然ガス価格および 1 トン当たりの平均石炭価格の単位は、1 円とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

(2) 燃料費調整単価

イ 基準となる燃料費調整単価

(イ) 本供給条件における基準となる燃料費調整単価（以下「基準燃料費調整単価」といいます。）は、各契約種別ごとに次の算式によって算定された値といたします。

なお、基準燃料費調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

a 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 89,500 円を下回る場合

$$\text{基準燃料費調整単価} = (89,500 \text{ 円} - \text{平均燃料価格}) \times \frac{2 \text{ の基準単価}}{1,000}$$

b 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 89,500 円を上回る場合

$$\text{基準燃料費調整単価} = (\text{平均燃料価格} - 89,500 \text{ 円}) \times \frac{2 \text{ の基準単価}}{1,000}$$

(ロ) 各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された基準燃料費調整単価は、その平均燃料価格算定期間に対応する基準燃料費調整単価適用期間に使用される電気に適用となる燃料費調整単価の算定に適用いたします。

a 各平均燃料価格算定期間に対応する基準燃料費調整単価適用期間は、b および c の場合を除き、次のとおりといたします。

平均燃料価格算定期間	基準燃料費調整単価適用期間
令和4年11月1日から 令和5年1月31日までの期間	令和5年4月1日から 令和5年4月の検針日の前日までの期間
令和4年12月1日から 令和5年2月28日までの期間	令和5年4月の検針日から 令和5年5月の検針日の前日までの期間
令和5年1月1日から 令和5年3月31日までの期間	令和5年5月の検針日から 令和5年6月の検針日の前日までの期間
令和5年2月1日から 令和5年4月30日までの期間	令和5年6月の検針日から 令和5年7月の検針日の前日までの期間
令和5年3月1日から 令和5年5月31日までの期間	令和5年7月の検針日から 令和5年8月の検針日の前日までの期間
令和5年4月1日から 令和5年6月30日までの期間	令和5年8月の検針日から 令和5年9月の検針日の前日までの期間
令和5年5月1日から 令和5年7月31日までの期間	令和5年9月の検針日から 令和5年10月の検針日の前日までの期間

b 当社があらかじめお客さまに計量日をお知らせしたときは、c の場合を除き、各平均燃料価格算定期間に対応する基準燃料費調整単価適用期間は、a に準ずるものといたします。この場合、a という検針日は、計量日といたします。

c 高圧で電気の供給を受ける契約電力が 500 キロワット以上の最終保障電力Bのお客さま（当該お客さまに係る最終保障予備電力を含みます。）で、検針日が毎月初日のお客さまについては、各平均燃料価格算定期間に対応する基準燃料費調整単価適用期間は、a に準ずるものいたします。この場合、a にいう各月の検針日は、その月の翌月の初日いたします。

ロ 2（適用期間）に定める適用期間に使用される電気に適用となる燃料費調整単価

(イ) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 89,500 円を下回る場合
燃料費調整単価＝基準燃料費調整単価＋
(ホ)に定める特別措置の燃料費調整単価

(ロ) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 89,500 円の場合
燃料費調整単価＝(ホ)に定める特別措置の燃料費調整単価

(ハ) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 89,500 円を上回り、かつ、基準燃料費調整単価が、(ホ)に定める特別措置の燃料費調整単価を下回る場合
燃料費調整単価＝(ホ)に定める特別措置の燃料費調整単価－
基準燃料費調整単価

(ニ) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 89,500 円を上回り、かつ、基準燃料費調整単価が、(ホ)に定める特別措置の燃料費調整単価以上となる場合
燃料費調整単価＝基準燃料費調整単価－
(ホ)に定める特別措置の燃料費調整単価

(ホ) 特別措置の燃料費調整単価

特別措置の燃料費調整単価は、次のとおりといたします。

	令和5年4月1日 から令和5年9月 の検針日の前日ま での期間	令和5年9月の検 針日から令和5年 10月の検針日の 前日までの期間
1キロワット時につき	3円50銭	1円80銭

(3) 燃料費調整額

燃料費調整額は、その1月の使用電力量に(2)によって算定され
た燃料費調整単価を適用して算定いたします。

2 基準単価

基準単価は、平均燃料価格が1,000円変動した場合の値とし、次の
とおりといたします。

1キロワット時につき	18銭8厘
------------	-------

3 燃料費調整単価等のお知らせ

当社は、1（燃料費調整額の算定）(1)の各平均燃料価格算定期間
における1キロリットル当たりの平均原油価格、1トン当たりの平均
液化天然ガス価格、1トン当たりの平均石炭価格および1（燃料費調
整額の算定）(2)によって算定された燃料費調整単価、加重平均市場
価格調整単価および離島ユニバーサルサービス調整単価によって算
定した燃料費等調整単価をインターネットを利用する方法等により
お知らせいたします。

(添付書類)

電気事業法施行規則第28条の規定に基づく添付書類

(電気事業法施行規則第28条第1号)

最終保障供給約款以外の供給条件による最終保障供給を必要とする理由

(電気事業法施行規則第28条第2号)

特別措置の燃料費調整単価の算出根拠

(電気事業法施行規則第28条第1号)

最終保障供給約款以外の供給条件による最終保障供給を必要とする理由

最終保障供給約款以外の供給条件による最終保障供給を必要とする理由

当社は、令和4年10月28日の閣議決定「物価高克服・経済再生実現のための総合経済対策」に基づく電気料金の高騰の激変緩和措置の実施について、価格高騰により影響を受ける家計や価格転嫁の困難な企業への支援という施策の趣旨に鑑み、支援対象となるすべての需要家に迅速に支援を届けるよう、経済産業省から要請を受け、公共料金である電気料金に求められる社会的要請や、現下の経済情勢を踏まえた政府の経済対策への協力、今後の電気料金の上昇によるお客さまの負担感の軽減といった観点を総合的に勘案し、電気最終保障供給約款に基づき算定される令和5年2月分から9月分の電気に適用となる燃料費調整単価から、高压で供給を行う場合は1キロワット時につき3.5円（消費税等相当額を含む）を、令和5年10月分の電気に適用となる燃料費調整単価から、高压で供給を行う場合は1キロワット時につき1.8円（消費税等相当額を含む）を軽減することによる激変緩和措置の実施について令和4年12月16日に承認いただいています。

このたび、令和5年4月1日から電気最終保障供給約款を変更するにあたり、変更後の約款においても、引き続き、本激変緩和措置を令和5年10月分まで継続するため、電気事業法第20条第2項ただし書の規定により最終保障供給約款以外の供給条件を設定する必要がある、承認を申請する次第であります。

以 上

(電気事業法施行規則第28条第2号)

特別措置の燃料費調整単価の算出根拠

特別措置の燃料費調整単価の算出根拠

特別措置の燃料費調整単価

		令和5年4月1日～9月分	令和5年10月分
1キロワット時につき	高圧で供給する場合	3円 50銭	1円 80銭

消費税等相当額並びにその額に係る表示及び請求の方法に関する説明書

当社は、このたび、電気事業法第20条第2項ただし書きの規定に基づき申請を行なった最終保障供給特例承認申請書（令和5年4月1日から令和5年10月の検針日の前日までの期間実施）において、消費税等相当額を含んだ特別措置の燃料費調整単価等を設定することといたしましたので、電気事業法施行規則第36条の規定にもとづき、消費税等相当額並びにその額に係る表示及び請求の方法に関する説明書を提出いたします。

なお、請求の方法については、従前のとおりでございます。

また、別表1（燃料費調整額の算定）(2)ロ(ホ)に定める特別措置の燃料費調整単価に含まれる消費税等相当額の端数処理については小数点以下第3位で、別表2（基準単価）に定める基準単価に含まれる消費税等相当額の端数処理については小数点以下第4位で四捨五入しております。

(1) 別表1（燃料費調整額の算定）(2)ロ(ホ)に定める特別措置の燃料費調整単価

イ 令和5年4月1日から令和5年9月の検針日の前日までの期間

区分および単位	特別措置の 燃料費調整単価	消費税等相当額
	円 銭	円 銭
1 キロワット時につき 高圧で供給する場合	3.50	0.32

ロ 令和5年9月の検針日から令和5年10月の検針日の前日までの期間

区分および単位	特別措置の 燃料費調整単価	消費税等相当額
	円 銭	円 銭
1 キロワット時につき 高圧で供給する場合	1.80	0.16

(2) 別表2（燃料費調整）に定める基準単価

区分および単位	基 準 単 価	消費税等相当額
	円 銭厘	円 銭厘
1 キロワット時につき 高圧で供給する場合	0.189	0.017

最終保障供給特例承認申請書

令和5年2月24日

東京電力パワーグリッド株式会社

最終保障供給特例承認申請書

経料発 4 第 43 号

令和 5 年 2 月 24 日

経済産業大臣 西 村 康 稔 殿

東京都千代田区内幸町 1 丁目 1 番 3 号

東京電力パワーグリッド株式会社

代表取締役社長 金 子 禎 則

電気事業法第20条第2項ただし書の規定により、次のとおり最終保障供給約款以外の供給条件の承認を受けたいので申請します。

料 金 そ の 他 の 供 給 条 件	別紙に記載のとおりであります。
実 施 期 日 及 び 実 施 期 間	同 上

料金その他の供給条件の内容

1 適 用 範 囲

この最終保障供給約款以外の供給条件（以下「本供給条件」といいます。）は、電気最終保障供給約款（令和5年2月24日届出。以下「最終保障供給約款」といいます。ただし、当該最終保障供給約款が届出により変更された場合は、変更後の最終保障供給約款をいいます。）にもとづき高圧で電気の供給を受けるお客さまに適用いたします。

2 適 用 期 間

- (1) 適用期間は、(2)の場合を除き、令和5年4月1日から令和5年10月の料金に係る計量期間等の終期までといたします。
- (2) 高圧で電気の供給を受ける場合で、検針日が毎月初日のお客さまについては、令和5年4月1日から令和5年10月31日までといたします。

3 燃 料 費 等 調 整

燃料費等調整とは、最終保障供給約款15（最終保障電力A）（4）、最終保障供給約款16（最終保障電力B）（4）もしくは最終保障供給約款17（最終保障予備電力）（3）の電力量料金において、燃料費等調整額を加えることをいいます。

なお、最終保障供給約款別表3（市場価格調整）（2）に定める調整基準単価の算定にあたっては、本供給条件によって算定された燃料費等調整単価によらず、最終保障供給約款に定めるところによるものといたします。

4 料 金

2（適用期間）に定める適用期間における，最終保障供給約款15（最終保障電力A）（4），最終保障供給約款16（最終保障電力B）（4）もしくは最終保障供給約款17（最終保障予備電力）（3）の電力量料金は，最終保障供給約款に定める燃料費等調整によらず，別表（燃料費等調整）1（4）によって算定された燃料費等調整額を加えるものといたします。

5 そ の 他

その他の事項については，最終保障供給約款に定めるところによるものといたします。

附 則

本供給条件の実施にともない、最終保障供給約款以外の供給条件（令和４年
12月16日付け20221207資第11号承認。）は廃止する。

別表（燃料費等調整）

別 表

別表（燃料費等調整）

1 燃料費等調整額の算定

(1) 平均燃料価格

原油換算値 1 キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。

なお、平均燃料価格の単位は、100 円とし、その端数は、10 円の位で四捨五入いたします。

$$\text{平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$$

A = 各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格

B = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均液化天然ガス価格

C = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均石炭価格

$$\alpha = 0.0033$$

$$\beta = 0.4001$$

$$\gamma = 0.6241$$

なお、各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格、1 トン当たりの平均液化天然ガス価格および 1 トン当たりの平均石炭価格の単位は、1 円とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

(2) 加重平均市場価格

1 キロワット時当たりの加重平均市場価格は、スポット市場価格にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。

なお、加重平均市場価格の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

$$\text{加重平均市場価格} = D \times \delta 1 + E \times \delta 2$$

D = 各加重平均市場価格算定期間における 1 キロワット時当たりの単純平均スポット市場価格

E = 各加重平均市場価格算定期間における毎日午前 8 時から午後 4 時までの 1 キロワット時当たりの単純平均スポット市場価格

$$\delta 1 = 0.6566$$

$$\delta 2 = 0.3434$$

なお、各加重平均市場価格算定期間における 1 キロワット時当たりの単純平均スポット市場価格および毎日午前 8 時から午後 4 時までの 1 キロワット時当たりの単純平均スポット市場価格の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

(3) 燃料費等調整単価

イ 基準となる燃料費等調整単価

(イ) 本供給条件における基準となる燃料費等調整単価（以下「基準燃料費等調整単価」といいます。）は、各契約種別ごとに次の算式によって算定された値といたします。

なお、基準燃料費等調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

$$\begin{aligned}
 \text{基準燃料費等調整単価} &= (\text{平均燃料価格} - 64,900\text{円}) \times \frac{\text{別表(燃料費等調整)2の基準燃料単価}}{1,000} \\
 &+ (\text{加重平均市場価格} - 17\text{円}44\text{銭}) \times \text{別表(燃料費等調整)3の基準市場単価}
 \end{aligned}$$

(ロ) 各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格および各加重平均市場価格算定期間の加重平均市場価格によって算定された基準燃料費等調整単価は、その平均燃料価格算定期間および加重平均市場価格算定期間に対応する基準燃料費等調整単価適用期間に使用される電気に適用となる燃料費等調整単価の算定に適用いたします。

a 各平均燃料価格算定期間および各加重平均市場価格算定期間に対応する基準燃料費等調整単価適用期間は、bの場合を除き、次のとおりといたします。

平均燃料価格算定期間	加重平均市場価格算定期間	基準燃料費等調整単価適用期間
令和4年11月1日から令和5年1月31日までの期間	令和4年11月21日から令和5年2月20日までの期間	令和5年4月1日から令和5年4月の料金に係る計量期間等の終期までの期間
令和4年12月1日から令和5年2月28日までの期間	令和4年12月21日から令和5年3月20日までの期間	令和5年5月の料金に係る計量期間等
令和5年1月1日から令和5年3月31日までの期間	令和5年1月21日から令和5年4月20日までの期間	令和5年6月の料金に係る計量期間等
令和5年2月1日から令和5年4月30日までの期間	令和5年2月21日から令和5年5月20日までの期間	令和5年7月の料金に係る計量期間等
令和5年3月1日から令和5年5月31日までの期間	令和5年3月21日から令和5年6月20日までの期間	令和5年8月の料金に係る計量期間等
令和5年4月1日から令和5年6月30日までの期間	令和5年4月21日から令和5年7月20日までの期間	令和5年9月の料金に係る計量期間等
令和5年5月1日から令和5年7月31日までの期間	令和5年5月21日から8月20日までの期間	令和5年10月の料金に係る計量期間等

- b 高圧で電気の供給を受ける場合で、検針日が毎月初日のお客さまについては、各平均燃料価格算定期間および各加重平均市場価格算定期間に対応する基準燃料費等調整単価適用期間は、aにかかわらず、次のとおりといたします。

平均燃料価格算定期間	加重平均市場価格算定期間	基準燃料費等調整単価適用期間
令和4年11月1日から令和5年1月31日までの期間	令和4年11月21日から令和5年2月20日までの期間	令和5年4月1日から令和5年4月30日までの期間
令和4年12月1日から令和5年2月28日までの期間	令和4年12月21日から令和5年3月20日までの期間	令和5年5月1日から令和5年5月31日までの期間
令和5年1月1日から令和5年3月31日までの期間	令和5年1月21日から令和5年4月20日までの期間	令和5年6月1日から令和5年6月30日までの期間
令和5年2月1日から令和5年4月30日までの期間	令和5年2月21日から令和5年5月20日までの期間	令和5年7月1日から令和5年7月31日までの期間
令和5年3月1日から令和5年5月31日までの期間	令和5年3月21日から令和5年6月20日までの期間	令和5年8月1日から令和5年8月31日までの期間
令和5年4月1日から令和5年6月30日までの期間	令和5年4月21日から令和5年7月20日までの期間	令和5年9月1日から令和5年9月30日までの期間
令和5年5月1日から令和5年7月31日までの期間	令和5年5月21日から令和5年8月20日までの期間	令和5年10月1日から令和5年10月31日までの期間

- ロ 2（適用期間）に定める適用期間に使用される電気に適用となる燃料費等調整単価

(イ) 燃料費等調整単価

燃料費等調整単価は、次のとおりといたします。

$$\text{燃料費等調整単価} = \text{基準燃料費等調整単価} - (\text{ロ}) \text{に定める特別措置の燃料費等調整単価}$$

(ロ) 特別措置の燃料費等調整単価

特別措置の燃料費等調整単価は、次のとおりといたします。

	令和5年4月1日から令和5年9月の料金に係る計量期間等の終期までの期間	令和5年10月の料金に係る計量期間等
1キロワット時につき	3円50銭	1円80銭

(4) 燃料費等調整額

燃料費等調整額は、その1月の使用電力量に(3)によって算定された燃料費等調整単価を適用して算定いたします。

2 基準燃料単価

基準燃料単価は、平均燃料価格が1,000円変動した場合の値とし、次のとおりといたします。

1キロワット時につき	15銭0厘
------------	-------

3 基準市場単価

基準市場単価は、加重平均市場価格が1円変動した場合の値とし、次のとおりといたします。

1キロワット時につき	33銭7厘
------------	-------

4 燃料費等調整単価等のお知らせ

当社は、別表（燃料費等調整）1(1)の各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格、1トン当たりの平均液化天然ガス価格および1トン当たりの平均石炭価格、別表（燃料費等調整）1(2)の各加重平均市場価格算定期間における1キロワット時当たりの単純平均スポット市場価格および毎日午前8時から午後4時までの1キロワット時当たりの単純平均スポット市場価格ならびに別表（燃料費等調整）1(3)によって算定された燃料費等調整単価をインターネットを利用する方法等によりお知らせ

いたします。

電気事業法施行規則第28条の規定に基づく添付書類

- 1 最終保障供給約款以外の供給条件による最終保障供給を必要とする理由
- 2 特別措置の燃料費等調整単価の算出根拠

1 最終保障供給約款以外の供給条件による最終保障供給を必要とする理由

最終保障供給約款以外の供給条件による最終保障供給を必要とする理由

当社は、令和4年10月28日の閣議決定「物価高克服・経済再生実現のための総合経済対策」に基づく電気料金の高騰の激変緩和措置の実施について、価格高騰により影響を受ける家計や価格転嫁の困難な企業への支援という施策の趣旨に鑑み、支援対象となるすべての需要家に迅速に支援を届けるよう、経済産業省から要請を受けたところであります。

公共料金である電気料金に求められる社会的要請や、現下の経済情勢を踏まえた政府の経済対策への協力、今後の電気料金の上昇によるお客さまの負担感の軽減といった観点を総合的に勘案し、電気最終保障供給約款に基づき算定される令和5年2月分から9月分の電気に適用となる燃料費調整単価から、高圧で供給を行う場合は1キロワット時につき3.5円（消費税等相当額を含む）を、令和5年10月分の電気に適用となる燃料費調整単価から、高圧で供給を行う場合は1キロワット時につき1.8円（消費税等相当額を含む）を軽減することによる激変緩和措置を実施するため、最終保障供給以外の供給条件を設定し、令和4年12月16日に承認を受けておりますが、令和5年4月1日の最終保障供給約款の実施にあたって、令和5年4月分から9月分の電気に適用となる燃料費等調整単価から、高圧で供給を行う場合は1キロワット時につき3.5円（消費税等相当額を含む）を、令和5年10月分の電気に適用となる燃料費等調整単価から、高圧で供給を行う場合は1キロワット時につき1.8円（消費税等相当額を含む）を軽減することによる激変緩和措置を実施するため、電気事業法第20条第2項ただし書の規定により最終保障供給約款以外の供給条件を設定する必要があるため、承認を申請する次第であります。

2 特別措置の燃料費等調整単価の 算出根拠

特別措置の燃料費等調整単価の算出根拠

特別措置の燃料費等調整単価

		令和5年4月分～9月分	令和5年10月分
1キロワット時 につき	高圧で供給を受ける場合	3円50銭	1円80銭

消費税等相当額並びにその額に係る表示及び請求の方法に関する説明書

当社は、このたび、電気事業法第20条第2項ただし書の規定に基づき申請を行った最終保障供給特例承認申請書（令和5年4月1日から令和5年10月の料金に係る計量期間等の終期までの期間適用）において、消費税等相当額を含んだ特別措置の燃料費等調整単価を設定することといたしましたので、電気事業法施行規則第36条の規定に基づき消費税等相当額並びにその額に係る表示及び請求の方法に関する説明書を提出いたします。

なお、請求の方法については、従前のおりでございます。

また、別表（燃料費等調整）1（3）ロ(ロ)に定める特別措置の燃料費等調整単価に含まれる消費税等相当額の端数処理については小数点以下第3位で、別表（燃料費等調整）2に定める基準燃料単価および別表（燃料費等調整）3に定める基準市場単価に含まれる消費税等相当額の端数処理については小数点以下第4位で四捨五入しております。

- (1) 別表（燃料費等調整）1（3）ロ(ロ)に定める令和5年4月1日から令和5年9月の料金に係る計量期間等の終期までの期間に使用される電気に適用となる特別措置の燃料費等調整単価

単位	特 別 措 置 の 燃料費等調整単価	消費税等相当額
1 キロワット時につき	円 銭 3.50	円 銭 0.32

- (2) 別表（燃料費等調整）1（3）ロ(ロ)に定める令和5年10月の料金に係る計量期間等に使用される電気に適用となる特別措置の燃料費等調整単価

単位	特 別 措 置 の 燃料費等調整単価	消費税等相当額
1 キロワット時につき	円 銭 1.80	円 銭 0.16

(3) 別表（燃料費等調整）2に定める基準燃料単価

単位	基準燃料単価	消費税等相当額
1キロワット時につき	円 銭 厘 0.150	円 銭 厘 0.014

(4) 別表（燃料費等調整）3に定める基準市場単価

単位	基準市場単価	消費税等相当額
1キロワット時につき	円 銭 厘 0.337	円 銭 厘 0.031

最終保障供給特例承認申請書

2023年2月24日

中部電力パワーグリッド株式会社

最終保障供給特例承認申請書

本 営 発 第 23 号
2023 年 2 月 24 日

経済産業大臣 西 村 康 稔 殿

名 古 屋 市 東 区 東 新 町 1 番 地

中部電力パワーグリッド株式会社

代 表 取 締 役
社 長 執 行 役 員 清 水 隆 一

電気事業法第20条第2項ただし書の規定により、次のとおり最終保障供給約款以外の供給条件の承認を受けたいので申請します。

料金その他の供給条件の内容	別紙に記載のとおりであります。
実施期日及び実施期間	同上

料金その他の供給条件の内容

1 適用範囲

この最終保障供給約款以外の供給条件（以下「本供給条件」といいます。）は、電気最終保障供給約款（2023 年 2 月 24 日届出。以下「最終保障供給約款」といいます。ただし、当該最終保障供給約款が届出により変更された場合は、変更後の最終保障供給約款をいいます。）にもとづき高压で電気の供給を受けるお客さまに適用いたします。

2 適用期間

- (1) 適用期間は、(2)および(3)の場合を除き、2023 年 4 月 1 日から 2023 年 10 月の検針日の前日までといたします。
- (2) 当社があらかじめお客さまに計量日をお知らせした場合は、(3)の場合を除き、(1)に準ずるものといたします。この場合、(1)にいう検針日は、計量日といたします。
- (3) 契約種別ごとの契約電力が 500 キロワット以上のお客さま（当該お客さまに係る最終保障予備電力を含みます。）で、検針日が毎月初日のお客さまについては、(1)に準ずるものといたします。この場合、(1)にいう各月の検針日は、その月の翌月の初日といたします。

3 燃料費調整

燃料費調整とは、最終保障供給約款 16（最終保障電力 A）(4)ロ、最終保障供給約款 17（最終保障電力 B）(4)ロまたは最終保障供給約款 18（最終保障予備電力）(3)ロの電力量料金において、燃料費調整額を加えることまたは差し引くことをいいます。

なお、最終保障供給約款別表 3（市場価格調整）(2)に定める調整基準単価の算定にあたっては、本供給条件によって算定された燃料費調整単価によらず、最終保障供給約款に定めるところによるものといたします。

4 料 金

2（適用期間）に定める適用期間における，最終保障供給約款 16（最終保障電力 A）（4）ロ，最終保障供給約款 17（最終保障電力 B）（4）ロまたは最終保障供給約款 18（最終保障予備電力）（3）ロの電力量料金は，最終保障供給約款に定める燃料費調整によらず，別表（燃料費調整） 1（3）によって算定された燃料費調整単価が負の値となる場合は，別表（燃料費調整） 1（5）によって算定された燃料費調整額を差し引くものとし，別表（燃料費調整） 1（3）によって算定された燃料費調整単価が正の値となる場合は，別表（燃料費調整） 1（5）によって算定された燃料費調整額を加えるものといたします。

5 そ の 他

その他の事項については，最終保障供給約款に定めるところによるものといたします。

附 則

本供給条件の実施にともない，最終保障供給約款以外の供給条件（2022 年 12 月 16 日付け 20221207 資第 11 号承認。）は廃止いたします。

別 表 （ 燃 料 費 調 整 ）

別表（燃料費調整）

1 燃料費調整額の算定

(1) 平均燃料価格

原油換算値 1 キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。

なお、平均燃料価格は、100 円単位とし、100 円未満の端数は、10 円の位で四捨五入いたします。

$$\text{平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta$$

A = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均液化天然ガス価格

B = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均石炭価格

$$\alpha = 0.4381$$

$$\beta = 0.5545$$

なお、各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均液化天然ガス価格および 1 トン当たりの平均石炭価格の単位は、1 円とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

(2) 燃料費調整単価算定用平均市場価格

1 キロワット時あたりの燃料費調整単価算定用平均市場価格は、各平均燃料価格算定期間における 6 時から 18 時までの約定単価の合計を、各平均燃料価格算定期間における 6 時から 18 時までの商品（卸電力取引所の取引規程に定める商品をいいます。）の数により除した額といたします。

なお、燃料費調整単価算定用平均市場価格の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

(3) 燃料費調整単価

燃料費調整単価は、各契約種別ごとに次の算式によって算定された値と

いたします。

なお、燃料費調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

$$\text{燃 料 費 調 整 単 価} = (\text{平均燃料価格} - 42,000 \text{ 円}) \times \frac{\text{別表（燃料費調整）2 の基準単価}}{1,000}$$

$$+ \text{別表（燃料費調整）3 の卸市場単価} - \text{別表（燃料費調整）4 の特別措置の燃料費調整単価}$$

(4) 各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格および燃料費調整単価算定用平均市場価格によって算定された燃料費調整単価は、その平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。

イ 各平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間は、ロおよびハの場合を除き、次のとおりといたします。

平均燃料価格算定期間	基準燃料費調整単価適用期間
2022 年 11 月 1 日から 2023 年 1 月 31 日までの期間	2023 年 4 月 1 日から 2023 年 4 月の検針日の前日までの期間
2022 年 12 月 1 日から 2023 年 2 月 28 日までの期間	2023 年 4 月の検針日から 2023 年 5 月の検針日の前日までの期間
2023 年 1 月 1 日から 2023 年 3 月 31 日までの期間	2023 年 5 月の検針日から 2023 年 6 月の検針日の前日までの期間
2023 年 2 月 1 日から 2023 年 4 月 30 日までの期間	2023 年 6 月の検針日から 2023 年 7 月の検針日の前日までの期間
2023 年 3 月 1 日から 2023 年 5 月 31 日までの期間	2023 年 7 月の検針日から 2023 年 8 月の検針日の前日までの期間
2023 年 4 月 1 日から 2023 年 6 月 30 日までの期間	2023 年 8 月の検針日から 2023 年 9 月の検針日の前日までの期間
2023 年 5 月 1 日から 2023 年 7 月 31 日までの期間	2023 年 9 月の検針日から 2023 年 10 月の検針日の前日までの期間

ロ 当社があらかじめお客さまに計量日をお知らせした場合は、ハの場合を除き、各平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間は、

イに準ずるものといたします。この場合、イにいう検針日は、計量日といたします。

ハ 契約種別ごとの契約電力が 500 キロワット以上のお客さま（当該お客さまに係る最終保障予備電力を含みます。）で、検針日が毎月初日のお客さまについては、各平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間は、イに準ずるものといたします。この場合、イにいう各月の検針日は、その月の翌月の初日といたします。

(5) 燃料費調整額

燃料費調整額は、その 1 月の使用電力量に (3) によって算定された燃料費調整単価の絶対値を適用して算定いたします。

2 基 準 単 価

基準単価は、平均燃料価格が 1,000 円変動した場合の値とし、次のとおりといたします。

1 キロワット時につき	19 銭 6 厘
-------------	----------

3 卸 市 場 単 価

卸市場単価は、次の算式によって算定された値といたします。

なお、卸市場単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

$$\text{卸市場単価} = (\text{燃料費調整単価算定用平均市場価格} - 19 \text{ 円 } 37 \text{ 銭}) \times 10.3 \text{ パーセント}$$

4 特別措置の燃料費調整単価

特別措置の燃料費調整単価は、次のとおりといたします。

	2023年4月1日から2023年9月の検針日の前日までの期間	2023年9月の検針日から2023年10月の検針日の前日までの期間
1キロワット時につき	3円50銭	1円80銭

5 燃料費調整単価等のお知らせ

当社は、別表（燃料費調整）1(1)の各平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均液化天然ガス価格、1トン当たりの平均石炭価格、別表（燃料費調整）1(2)の各平均燃料価格算定期間における燃料費調整単価算定用平均市場価格および別表（燃料費調整）1(3)によって算定された燃料費調整単価を、インターネットを利用する方法等によりお知らせいたします。

(添付書類)

電気事業法施行規則第28条の規定に基づく添付書類

(電気事業法施行規則第28条第1号)

最終保障供給約款以外の供給条件による最終保障供給を
必要とする理由

(電気事業法施行規則第28条第2号)

特別措置の燃料費調整単価の算出根拠

(電気事業法施行規則第28条第1号)

最終保障供給約款以外の供給条件による
最終保障供給を必要とする理由

最終保障供給約款以外の供給条件による 最終保障供給を必要とする理由

当社は、2022 年 10 月 28 日の閣議決定「物価高克服・経済再生実現のための総合経済対策」に基づく電気料金の高騰の激変緩和措置の実施について、価格高騰により影響を受ける家計や価格転嫁の困難な企業への支援という施策の趣旨に鑑み、支援対象となるすべての需要家に迅速に支援を届けるよう、経済産業省から要請を受けたところであります。

公共料金である電気料金に求められる社会的要請や、現下の経済情勢を踏まえた政府の経済対策への協力、今後の電気料金の上昇によるお客さまの負担感の軽減といった観点を総合的に勘案し、電気最終保障供給約款にもとづき算定される 2023 年 2 月分から 9 月分の電気に適用となる燃料費調整単価から、1 キロワット時につき 3.5 円（消費税等相当額を含む）を、2023 年 10 月分の電気に適用となる燃料費調整単価から、1 キロワット時につき 1.8 円（消費税等相当額を含む）を軽減することによる激変緩和措置を実施するため、最終保障供給以外の供給条件を設定し、2022 年 12 月 16 日に承認を受けておりますが、2023 年 4 月 1 日の最終保障供給約款の実施にあたっては、引き続き適用するべく、電気事業法第 20 条第 2 項ただし書の規定により、最終保障供給約款以外の供給条件を設定いたしたく、承認を申請する次第であります。

以 上

(電気事業法施行規則第28条第2号)

特別措置の燃料費調整単価の算出根拠

特別措置の燃料費調整単価の算出根拠

特別措置の燃料費調整単価

		2023年 4月分～ 9月分	2023年 10月分
1キロワット 時につき	高圧で供給を受け る場合	3円50銭	1円80銭

2023年 2 月 24 日

中部電力パワーグリッド株式会社

消費税等相当額並びにその額に係る表示及び請求の方法に関する説明書

当社は、このたび、電気事業法第 20 条第 2 項の規定にもとづき申請を行なった最終保障供給特例承認申請書（2023 年 4 月 1 日から 2023 年 10 月の検針日の前日までの期間実施）において、消費税等相当額を含んだ特別措置の燃料費調整単価を設定することといたしましたので、電気事業法施行規則第 36 条の規定にもとづき消費税等相当額並びにその額に係る表示及び請求の方法に関する説明書を提出いたします。

なお、請求の方法については、従前のとおりでございます。

また、別表（燃料費調整）2 に定める基準単価に含まれる消費税等相当額の端数処理については小数点以下第 4 位で、別表（燃料費調整）4 に定める特別措置の燃料費調整単価に含まれる消費税等相当額の端数処理については小数点以下第 3 位で四捨五入しております。

(1) 別表（燃料費調整）2 に定める基準単価

区分および単位	基準単価	消費税等相当額
	円 銭厘	円 銭厘
1 キロワット時につき 高圧で供給を受ける場合	0.196	0.018

(2) 別表（燃料費調整）4 に定める特別措置の燃料費調整単価

区分および単位	特別措置の 燃料費調整単価	消費税等相当額
	円 銭	円 銭
1 キロワット時につき 高圧で供給を受ける場合 2023 年 4 月 1 日から 2023 年 9 月の検針 日の前日までの期間	3.50	0.32
2023 年 9 月の検針日から 2023 年 10 月の 検針日の前日までの期間	1.80	0.16

最終保障供給特例承認申請書

託 サ 第 36 号

2023 年 2 月 24 日

経済産業大臣 西村 康稔 殿

富山市牛島町 15 番 1 号

北陸電力送配電株式会社

代表取締役社長 棚田 一也

電気事業法第 20 条第 2 項ただし書の規定により，次のとおり最終保障供給約款以外の供給条件の承認を受けたいので申請します。

料金その他の供給条件	別紙に記載のとおりであります。
実施期日及び実施期間	同上

最終保障供給約款以外の供給条件の内容

1 適 用 範 囲

この最終保障供給約款以外の供給条件（以下「本供給条件」といいます。）は、電気最終保障供給約款（2023年2月24日届出。以下「最終保障供給約款」といい、最終保障供給約款が届出により変更された場合は、変更後の最終保障供給約款をいいます。）にもとづき高圧で電気の供給を受けるお客さまに適用いたします。

2 適 用 期 間

適用期間は、2023年4月1日から2023年10月31日までといたします。

3 燃 料 費 調 整

燃料費調整とは、最終保障供給約款 15(最終保障電力A) (4)、最終保障供給約款 16(最終保障電力B) (4) もしくは最終保障供給約款 17(最終保障予備電力) (3) の電力量料金において、燃料費調整額を差し引くことまたは加えることをいいます。

なお、最終保障供給約款別表 3（市場価格調整）(2) に定める調整基準単価の算定にあたっては、本供給条件によって算定された燃料費調整単価によらず、最終保障供給約款に定めるところによるものといたします。

4 料 金

2 (適用期間) に定める適用期間における、最終保障供給約款 15(最終保障電力A) (4)、最終保障供給約款 16(最終保障電力B) (4) もしくは最終保障供給約款 17(最終保障予備電力) (3) の電力量料金は、最終保障供給約款に定める燃料費調整によらず、燃料費調整単価が別表（燃料費調整） 1 (2) ロ (イ)、 (ロ) または (ハ) により算定される場合は、別表（燃料費調整） 1 (3) によって算定された燃料費調整額を差し引くものとし、燃料費調整単価が別表（燃料費調整） 1 (2) ロ (ニ) により算定される場合は、別表（燃料費調整） 1 (3) によって算定された燃料費調整額を加えるものといたします。

5 そ の 他

その他の事項については、最終保障供給約款に定めるところによるものといたします。

別 表(燃料費調整)

1 燃料費調整額の算定

(1) 平均燃料価格

原油換算値 1 キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。

なお、平均燃料価格は、100円単位とし、100円未満の端数は、10円の位で四捨五入いたします。

$$\text{平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$$

A = 各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格

B = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均液化天然ガス価格

C = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均石炭価格

$$\alpha = 0.0380$$

$$\beta = 0.0702$$

$$\gamma = 1.2641$$

なお、各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格、1 トン当たりの平均液化天然ガス価格および 1 トン当たりの平均石炭価格の単位は、1円とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

(2) 燃料費調整単価

イ 基準となる燃料費調整単価

(イ) 本供給条件における基準となる燃料費調整単価（以下「基準燃料費調整単価」といいます。）は、各契約種別ごとに次の算式によって算定された値といたします。

なお、基準燃料費調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

a 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 79,300円を下回る場合

$$\begin{array}{l} \text{基準燃料費} \\ \text{調整単価} \end{array} = (79,300\text{円} - \text{平均燃料価格}) \times \frac{2 \text{ の基準単価}}{1,000}$$

b 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 79,300円を上回る場合

$$\begin{array}{l} \text{基準燃料費} \\ \text{調整単価} \end{array} = (\text{平均燃料価格} - 79,300\text{円}) \times \frac{2 \text{ の基準単価}}{1,000}$$

(ロ) 基準燃料費調整単価の適用

各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された基準燃料費調整単価は、その平均燃料価格算定期間に対応する次の基準燃料費調整単価適用期間に使用される電気に適用となる燃料費調整単価の算定に適用いたします。

平均燃料価格算定期間	基準燃料費調整単価適用期間
2022 年 11 月 1 日から 2023 年 1 月 31 日までの期間	2023 年 4 月 1 日から 2023 年 4 月 30 日 までの期間
2022 年 12 月 1 日から 2023 年 2 月 28 日までの期間	2023 年 5 月 1 日から 2023 年 5 月 31 日 までの期間
2023 年 1 月 1 日から 2023 年 3 月 31 日までの期間	2023 年 6 月 1 日から 2023 年 6 月 30 日 までの期間
2023 年 2 月 1 日から 2023 年 4 月 30 日までの期間	2023 年 7 月 1 日から 2023 年 7 月 31 日 までの期間
2023 年 3 月 1 日から 2023 年 5 月 31 日までの期間	2023 年 8 月 1 日から 2023 年 8 月 31 日 までの期間
2023 年 4 月 1 日から 2023 年 6 月 30 日までの期間	2023 年 9 月 1 日から 2023 年 9 月 30 日 までの期間
2023 年 5 月 1 日から 2023 年 7 月 31 日までの期間	2023 年 10 月 1 日から 2023 年 10 月 31 日 までの期間

ロ 2（適用期間）に定める適用期間に使用される電気に適用となる燃料費調整単価

(イ) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 7 9, 3 0 0 円を下回る場合

燃料費調整単価 = 基準燃料費調整単価 + (ホ)に定める特別措置の燃料費調整単価

(ロ) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 7 9, 3 0 0 円の場合

燃料費調整単価 = (ホ)に定める特別措置の燃料費調整単価

(ハ) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 7 9, 3 0 0 円を上回り、かつ、基準燃料費調整単価が、(ホ)に定める特別措置の燃料費調整単価を下回る場合

燃料費調整単価 = (ホ)に定める特別措置の燃料費調整単価 - 基準燃料費調整単価

(ニ) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 7 9, 3 0 0 円を上回り、かつ、基準燃料費調整単価が、(ホ)に定める特別措置の燃料費調整単価以上となる場合

燃料費調整単価 = 基準燃料費調整単価 - (ホ)に定める特別措置の燃料費調整単価

(ホ) 特別措置の燃料費調整単価

特別措置の燃料費調整単価は、次のとおりといたします。

	2023 年 4 月 1 日から 2023 年 9 月 30 日までの期間	2023 年 10 月 1 日から 2023 年 10 月 31 日までの期間
1 キロワット時につき	3 円 5 0 銭	1 円 8 0 銭

(3) 燃料費調整額

燃料費調整額は、その 1 月の使用電力量に(2)によって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。

2 基準単価

基準単価は、平均燃料価格が 1, 0 0 0 円変動した場合の値とし、次のとおりといたします。

1 キロワット時につき	1 7 銭 7 厘
-------------	-----------

3 燃料費調整単価等のお知らせ

当社は、1（燃料費調整額の算定）(1)の各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格、1 トン当たりの平均液化天然ガス価格、1 トン当たりの平均石炭価格および 1（燃料費調整額の算定）(2)によって算定された燃料費調整単価を、インターネットを利用する方法等によりお知らせいたします。

附 則

- 1 本供給条件実施の際現に最終保障供給約款以外の供給条件（令和 4 年 12 月 16 日付け 20221207 資第 11 号承認。以下「旧供給条件」という。）の適用を受けているお客さまについて、2023 年 3 月 31 日までは旧供給条件を適用する。
- 2 2023 年 4 月 1 日以降については、旧供給条件によらず本供給条件を適用する。

別添

電気事業法施行規則第28条の規定に基づく添付書類

最終保障供給約款以外の供給条件による最終保障供給を必要とする理由

特別措置の燃料費調整単価の算出根拠

最終保障供給約款以外の供給条件による最終保障供給を必要とする理由

最終保障供給約款以外の供給条件による最終保障供給を必要とする理由

当社は、2022 年 10 月 28 日の閣議決定「物価高克服・経済再生実現のための総合経済対策」に基づく電気料金の高騰の激変緩和措置の実施について、価格高騰により影響を受ける家計や価格転嫁の困難な企業への支援という施策の趣旨に鑑み、支援対象となるすべての需要家に迅速に支援を届けるよう経済産業省から要請を受け、電気最終保障供給約款に基づき算定される燃料費調整単価を軽減することによる激変緩和措置を実施するため、最終保障供給約款以外の供給条件を設定し、承認（令和 4 年 12 月 16 日付け 20221207 資第 11 号承認。）を受けました。

この度、当社は電気最終保障供給約款に定める料金その他の供給条件の見直しを行なうことから、最終保障供給約款以外の供給条件を見直す必要があるため、電気事業法第 20 条第 2 項ただし書の規定に基づき、最終保障供給約款以外の供給条件を設定したく特例承認申請するものであります。

特別措置の燃料費調整単価の算出根拠

特別措置の燃料費調整単価の算出根拠

特別措置の燃料費調整単価

	2023 年 4 月 1 日から 2023 年 9 月 30 日まで の期間	2023 年 10 月 1 日から 2023 年 10 月 31 日まで の期間
1 キロワット時につき	3 円 5 0 銭	1 円 8 0 銭

以 上

2023 年 2 月 24 日
北陸電力送配電株式会社

消費税等相当額並びにその額に係る表示及び請求の方法に関する説明書
(最終保障供給約款以外の供給条件)

当社は、このたび、電気事業法第 20 条第 2 項ただし書の規定により申請を行った最終保障供給特例承認申請書（電気・ガス価格激変緩和対策事業に係る電気料金の特別措置）において、消費税等相当額を含んだ特別措置の燃料費調整単価等を設定することといたしましたので、電気事業法施行規則第 36 条の規定にもとづき消費税等相当額並びにその額に係る表示及び請求の方法に関する説明書を提出いたします。

なお、請求の方法については、従前のとおりでございます。

また、別表（燃料費調整）1 (2) ロ (ホ) に定める特別措置の燃料費調整単価に含まれる消費税等相当額の端数処理については小数点以下第 3 位で四捨五入し、別表（燃料費調整）2 に定める基準単価に含まれる消費税等相当額の端数処理については小数点以下第 4 位で四捨五入しております。

(1) 別表（燃料費調整）1 (2) ロ (ホ) に定める特別措置の燃料費調整単価

区分および単位	2023 年 4 月 1 日から 2023 年 9 月 30 日までの期間		2023 年 10 月 1 日から 2023 年 10 月 31 日までの期間	
	特別措置の 燃料費調整 単価	消費税等相当額	特別措置の 燃料費調整 単価	消費税等相当額
	円 銭	円 銭	円 銭	円 銭
1 キロワット時につき	3.50	0.32	1.80	0.16

(2) 別表（燃料費調整）2 に定める基準単価

区分および単位	基準単価	消費税等相当額
	円 銭厘	円 銭厘
1 キロワット時につき	0.177	0.016

最終保障供給特例承認申請書

令和5年2月24日

四国電力送配電株式会社

最終保障供給特例承認申請書

業 制 発 第 22 号
令和 5 年 2 月 24 日

経済産業大臣 西 村 康 稔 殿

高 松 市 丸 の 内 2 番 5 号
四 国 電 力 送 配 電 株 式 会 社
取 締 役 社 長 横 井 郁 夫

電気事業法第 20 条第 2 項ただし書の規定により, 次のとおり最終保障供給約款以外の供給条件の承認を受けたいので申請します。

料 金 そ の 他 の 供 給 条 件 の 内 容	別紙に記載のとおりであります。
実 施 期 日 及 び 実 施 期 間	同 上

別 紙

料金その他の供給条件の内容

1 適 用 範 囲

この最終保障供給約款以外の供給条件（以下「本供給条件」といいます。）は、電気最終保障供給約款（令和5年2月24日届出。以下「最終保障供給約款」といいます。ただし、当該最終保障供給約款が届出により変更された場合は、変更後の最終保障供給約款をいいます。）にもとづき高圧で電気の供給を受けるお客さまに適用いたします。

2 適 用 期 間

- (1) 適用期間は、(2)および(3)の場合を除き、令和5年4月1日から令和5年10月の検針日の前日までといたします。
- (2) 当社があらかじめお客さまに計量日をお知らせしたときは、(3)の場合を除き、(1)に準ずるものといたします。この場合、(1)にいう検針日は、計量日といたします。
- (3) 検針日が毎月1日のお客さまについては、(1)に準ずるものといたします。この場合、(1)にいう各月の検針日は、その月の翌月の初日といたします。

3 燃 料 費 調 整

燃料費調整とは、最終保障供給約款 16（最終保障電力A）(3)、最終保障供給約款 17（最終保障電力B）(3)または最終保障供給約款 18（最終保障予備電力）(3)の電力量料金において、燃料費調整額を加えることまたは差し引くことをいいます。

なお、最終保障供給約款別表 2（市場価格調整）(2)に定める調整基準単価の算定にあたっては、本供給条件によって算定された燃料費調整単価によらず、最終保障供給約款に定めるところによるものといたします。

4 料 金

2（適用期間）に定める適用期間における，最終保障供給約款 16（最終保障電力 A）（3），最終保障供給約款 17（最終保障電力 B）（3）または最終保障供給約款 18（最終保障予備電力）（3）の電力量料金は，最終保障供給約款に定める燃料費調整によらず，燃料費調整単価が別表（燃料費調整） 1（2）ロ（イ），（ロ）または（ハ）により算定される場合は，別表（燃料費調整） 1（3）によって算定された燃料費調整額を差し引くものとし，燃料費調整単価が別表（燃料費調整） 1（2）ロ（ニ）により算定される場合は，別表（燃料費調整） 1（3）によって算定された燃料費調整額を加えるものものといたします。

5 そ の 他

その他の事項については，最終保障供給約款に定めるところによるものいたします。

附 則

本供給条件の実施にともない，最終保障供給約款以外の供給条件（令和 4 年 12 月 16 日付け 20221207 資第 11 号承認。）は廃止いたします。

別表（燃料費調整）

別表（燃料費調整）

1 燃料費調整額の算定

(1) 平均燃料価格

原油換算値 1 キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。

なお、平均燃料価格は、100 円単位とし、100 円未満の端数は、10 円の位で四捨五入いたします。

$$\text{平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$$

A＝各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格

B＝各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均液化天然ガス価格

C＝各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均石炭価格

$$\alpha = 0.0845$$

$$\beta = 0.0699$$

$$\gamma = 1.1962$$

なお、各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格、1 トン当たりの平均液化天然ガス価格および 1 トン当たりの平均石炭価格の単位は、1 円とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

(2) 燃料費調整単価

イ 基準となる燃料費調整単価

(イ) 本供給条件における基準となる燃料費調整単価（以下「基準燃料費調整単価」といいます。）は、各契約種別ごとに次の算式によって算定された値といたします。

なお、基準燃料費調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

- a 1キロリットル当たりの平均燃料価格が 80,300 円を下回る場合

$$\text{基準燃料費調整単価} = (80,300\text{円} - \text{平均燃料価格}) \times \frac{\text{2の基準単価}}{1,000}$$

- b 1キロリットル当たりの平均燃料価格が 80,300 円を上回る場合

$$\text{基準燃料費調整単価} = (\text{平均燃料価格} - 80,300\text{円}) \times \frac{\text{2の基準単価}}{1,000}$$

(v) 各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された基準燃料費調整単価は、その平均燃料価格算定期間に対応する基準燃料費調整単価適用期間に使用される電気に適用となる燃料費調整単価の算定に適用いたします。

- a 各平均燃料価格算定期間に対応する基準燃料費調整単価適用期間は、b およびc の場合を除き、次のとおりといたします。

平均燃料価格算定期間	基準燃料費調整単価適用期間
令和4年11月1日から 令和5年1月31日までの期間	令和5年4月1日から 令和5年4月の検針日の前日までの期間
令和4年12月1日から 令和5年2月28日までの期間	令和5年4月の検針日から 令和5年5月の検針日の前日までの期間
令和5年1月1日から 令和5年3月31日までの期間	令和5年5月の検針日から 令和5年6月の検針日の前日までの期間
令和5年2月1日から 令和5年4月30日までの期間	令和5年6月の検針日から 令和5年7月の検針日の前日までの期間
令和5年3月1日から 令和5年5月31日までの期間	令和5年7月の検針日から 令和5年8月の検針日の前日までの期間
令和5年4月1日から 令和5年6月30日までの期間	令和5年8月の検針日から 令和5年9月の検針日の前日までの期間
令和5年5月1日から 令和5年7月31日までの期間	令和5年9月の検針日から 令和5年10月の検針日の前日までの期間

- b 当社があらかじめお客さまに計量日をお知らせしたときは、cの場合を除き、各平均燃料価格算定期間に対応する基準燃料費調整単価適用期間は、aに準ずるものといたします。この場合、aにいう検針日は、計量日といたします。
- c 検針日が毎月1日のお客さまについては、各平均燃料価格算定期間に対応する基準燃料費調整単価適用期間は、aに準ずるものといたします。この場合、aにいう各月の検針日は、その月の翌月の初日といたします。
- ロ 2（適用期間）に定める適用期間に使用される電気に適用となる燃料費調整単価
- (イ) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が80,300円を下回る場合
- $$\text{燃料費調整単価} = \text{基準燃料費調整単価} + \text{(ホ)に定める特別措置の燃料費調整単価}$$
- (ロ) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が80,300円の場合
- $$\text{燃料費調整単価} = \text{(ホ)に定める特別措置の燃料費調整単価}$$
- (ハ) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が80,300円を上回り、かつ、基準燃料費調整単価が、(ホ)に定める特別措置の燃料費調整単価を下回る場合
- $$\text{燃料費調整単価} = \text{(ホ)に定める特別措置の燃料費調整単価} - \text{基準燃料費調整単価}$$
- (ニ) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が80,300円を上回り、かつ、基準燃料費調整単価が、(ホ)に定める特別措置の燃料費調整単価以上となる場合
- $$\text{燃料費調整単価} = \text{基準燃料費調整単価} - \text{(ホ)に定める特別措置の燃料費調整単価}$$
- (ホ) 特別措置の燃料費調整単価
- 特別措置の燃料費調整単価は、次のとおりといたします。

	令和5年4月1日から令和5年9月の検針日の前日までの期間	令和5年9月の検針日から令和5年10月の検針日の前日までの期間
1キロワット時につき	3円50銭	1円80銭

(3) 燃料費調整額

燃料費調整額は、その1月の使用電力量に(2)によって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。

2 基準単価

基準単価は、平均燃料価格が1,000円変動した場合の値とし、次のとおりといたします。

1キロワット時につき	15銭4厘
------------	-------

3 燃料費調整単価等のお知らせ

当社は、1（燃料費調整額の算定）(1)の各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格、1トン当たりの平均液化天然ガス価格、1トン当たりの平均石炭価格および1（燃料費調整額の算定）(2)によって算定された燃料費調整単価を、インターネットを利用する方法等によりお知らせいたします。

電気事業法施行規則第 28 条の規定に基づく添付書類

- 1 最終保障供給約款以外の供給条件による最終保障供給を必要とする理由
- 2 特別措置の燃料費調整単価の算出根拠

1 最終保障供給約款以外の供給条件による 最終保障供給を必要とする理由

最終保障供給約款以外の供給条件による 最終保障供給を必要とする理由

当社は、令和4年10月28日の閣議決定「物価高克服・経済再生実現のための総合経済対策」に基づく電気料金の高騰の激変緩和措置の実施について、価格高騰により影響を受ける家計や価格転嫁の困難な企業への支援という施策の趣旨に鑑み、支援対象となるすべての需要家に迅速に支援を届けるよう、経済産業省から要請を受けたところがあります。

公共料金である電気料金に求められる社会的要請や、現下の経済情勢を踏まえた政府の経済対策への協力、今後の電気料金の上昇によるお客さまの負担感の軽減といった観点を総合的に勘案し、電気最終保障供給約款に基づき算定される令和5年2月分から9月分の電気に適用となる燃料費調整単価から、高圧で供給を行う場合は1キロワット時につき3.5円（消費税等相当額を含む）を、令和5年10月分の電気に適用となる燃料費調整単価から、高圧で供給を行う場合は1キロワット時につき1.8円（消費税等相当額を含む）を軽減することによる激変緩和措置を実施しております。

つきましては、最終保障供給約款の変更（令和5年2月24日届出）後も引き続き、上記対応を実施するため、電気事業法第20条第2項ただし書の規定により、最終保障供給約款以外の供給条件を設定いたしたく、承認を申請する次第であります。

2 特別措置の燃料費調整単価の算出根拠

特別措置の燃料費調整単価の算出根拠

特別措置の燃料費調整単価

		令和5年 4月分～9月分	令和5年 10月分
1キロワット時につき	高圧で供給を受ける場合	3円50銭	1円80銭

消費税等相当額並びにその額に係る表示及び請求の方法に関する説明書

当社は、このたび、電気事業法第 20 条第 2 項ただし書の規定にもとづき申請を行った最終保障供給特例承認申請書（令和 5 年 4 月 1 日から令和 5 年 10 月の検針日の前日までの期間実施）において、消費税等相当額を含んだ特別措置の燃料費調整単価を設定することといたしましたので、電気事業法施行規則第 36 条の規定にもとづき消費税等相当額並びにその額に係る表示及び請求の方法に関する説明書を提出いたします。

なお、請求の方法については、従前のおりでございます。

また、別表（燃料費調整）1（2）ロ（ホ）に定める特別措置の燃料費調整単価に含まれる消費税等相当額の端数処理については小数点以下第 3 位で、別表（燃料費調整）2 に定める基準単価に含まれる消費税等相当額の端数処理については小数点以下第 4 位で四捨五入しております。

- （1）別表（燃料費調整）1（2）ロ（ホ）に定める令和 5 年 4 月 1 日から令和 5 年 9 月の検針日の前日までの期間に使用される電気に適用となる特別措置の燃料費調整単価

区分および単位	特 別 措 置 の 燃 料 費 調 整 単 価	消費税等相当額
1 キロワット時につき	円 銭 3.50	円 銭 0.32

- （2）別表（燃料費調整）1（2）ロ（ホ）に定める令和 5 年 9 月の検針日から令和 5 年 10 月の検針日の前日までの期間に使用される電気に適用となる特別措置の燃料費調整単価

区分および単位	特 別 措 置 の 燃 料 費 調 整 単 価	消費税等相当額
1 キロワット時につき	円 銭 1.80	円 銭 0.16

- （3）別表（燃料費調整）2 に定める基準単価

区分および単位	基 準 単 価	消費税等相当額
1 キロワット時につき	円 銭 厘 0.154	円 銭 厘 0.014

離島等供給特例承認申請書

令和 5 年 2 月 24 日

北海道電力ネットワーク株式会社

離島等供給特例承認申請書

北 ネ 企 第 30 号
令和 5 年 2 月 24 日

経済産業大臣 西 村 康 稔 殿

札幌市中央区大通東 1 丁目 2 番地
北海道電力ネットワーク株式会社
代表取締役社長 藪 下 裕 己

電気事業法第 21 条第 2 項ただし書の規定により，次のとおり離島等供給約款以外の供給条件の承認を受けたいので申請します。

料金その他の供給条件の内容	別紙に記載のとおりであります。
実施期日及び実施期間	同上

料金その他の供給条件の内容

1 適用範囲

この離島等供給約款以外の供給条件（以下「本供給条件」といいます。）は、離島等供給約款〔低圧用〕（令和5年2月24日届出。以下「離島約款〔低圧〕」といいます。ただし、当該離島約款〔低圧〕が届出により変更された場合は、変更後の離島約款〔低圧〕をいいます。）または離島等供給約款〔高圧用〕（令和5年2月24日届出。以下「離島約款〔高圧〕」といいます。ただし、当該離島約款〔高圧〕が届出により変更された場合は、変更後の離島約款〔高圧〕をいいます。）にもとづき電気の供給を受けるお客さまに適用いたします。

2 適用期間

- (1) 適用期間は、(2)、(3)および(4)の場合を除き、令和5年4月1日から令和5年10月の検針日の前日までといたします。
- (2) 定額制供給の場合は、(1)にいう検針日は、そのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。ただし、臨時電灯および臨時電力で、料金の算定期間を契約使用開始日から翌月の応当日の前日までの期間、または各月の応当日から翌月の応当日の前日までの期間とする場合は、(1)にいう検針日は、応当日といたします。
- (3) 記録型計量器により計量する場合で、当社があらかじめお客さまに計量日をお知らせしたときは、(4)の場合を除き、(1)に準ずるものといたします。この場合、(1)にいう検針日は、計量日といたします。
- (4) 契約電力が500キロワット以上の高圧電力のお客さま（当該お客さまに係る予備電力を含みます。）で、検針日が毎月初日のお客さまについては、(1)に準ずるものといたします。この場合、(1)にいう各月の検針日は、その月の翌月の初日といたします。

3 燃料費調整

離島約款〔低圧〕の燃料費調整とは、離島約款〔低圧〕15（定額電灯）（4）もしくは離島約款〔低圧〕21（公衆街路灯）（1）ロの電灯料金もしくは小型機器料金、離島約款〔低圧〕16（従量電灯）（1）ニ、離島約款〔低圧〕20（臨時電灯）（1）ハ、離島約款〔低圧〕24（臨時電力）（3）イもしくは離島約款〔低圧〕26（深夜電力Aおよび深夜電力B）（1）ホの料金または離島約款〔低圧〕16（従量電灯）（2）ニ、離島約款〔低圧〕16（従量電灯）（3）ホ、離島約款〔低圧〕17（時間帯別電灯（ドリーム8））（4）、離島約款〔低圧〕18（ピーク抑制型時間帯別電灯（ドリーム8エコ））（4）、離島約款〔低圧〕19（3時間帯別電灯（eタイム3））（4）、離島約款〔低圧〕20（臨時電灯）（2）ハ、離島約款〔低圧〕20（臨時電灯）（3）ロ、離島約款〔低圧〕21（公衆街路灯）（2）ニ、離島約款〔低圧〕22（低圧電力）（5）、離島約款〔低圧〕23（低圧時間帯別電力）（4）、離島約款〔低圧〕24（臨時電力）（3）ロ、離島約款〔低圧〕25（農事用電力）（3）、離島約款〔低圧〕26（深夜電力Aおよび深夜電力B）（2）ニ、離島約款〔低圧〕27（深夜電力C）（4）、離島約款〔低圧〕28（融雪用電力A（ホットタイム19））（4）、離島約款〔低圧〕29（融雪用電力B（ホットタイム22））（4）、離島約款〔低圧〕30（融雪用電力C（ホットタイム19エコ））（4）、離島約款〔低圧〕31（融雪用電力D（ホットタイム22エコ））（4）、離島約款〔低圧〕32（融雪用電力L（ホットタイム22ロング））（4）もしくは離島約款〔低圧〕附則4（深夜電力Dのお客さまについての特別措置）（2）の電力量料金において、燃料費調整額を加えることまたは差し引くことをいいます。

離島約款〔高圧〕の燃料費調整とは、離島約款〔高圧〕別表3（燃料費等調整）（1）ロにもとづき燃料費調整額、加重平均市場価格調整額および離島ユニバーサルサービス調整額によって燃料費等調整額を算定する場合において、燃料費調整額を加えることまたは差し引くことをいいます。

4 料 金

離島約款〔低圧〕において、2（適用期間）に定める適用期間における、離島約款〔低圧〕15（定額電灯）（4）もしくは離島約款〔低圧〕21（公衆街路灯）（1）ロの電灯料金もしくは小型機器料金、離島約款〔低圧〕16（従量電灯）（1）ニ、離島約款〔低圧〕20（臨時電灯）（1）ハ、離島約款〔低圧〕24（臨時電力）（3）イもしくは離島約款〔低圧〕26（深夜電力Aおよび深夜電力B）（1）ホの料金または離島約款〔低圧〕16（従量電灯）（2）ニ、離島約款〔低圧〕16（従量電

灯) (3)ホ, 離島約款 [低圧] 17 (時間帯別電灯 (ドリーム 8))
(4), 離島約款 [低圧] 18 (ピーク抑制型時間帯別電灯 (ドリーム 8
エコ)) (4), 離島約款 [低圧] 19 (3 時間帯別電灯 (e タイム 3))
(4), 離島約款 [低圧] 20 (臨時電灯) (2)ハ, 離島約款 [低圧] 20
(臨時電灯) (3)ロ, 離島約款 [低圧] 21 (公衆街路灯) (2)ニ, 離
島約款 [低圧] 22 (低圧電力) (5), 離島約款 [低圧] 23 (低圧時間
帯別電力) (4), 離島約款 [低圧] 24 (臨時電力) (3)ロ, 離島約款
[低圧] 25 (農事用電力) (3), 離島約款 [低圧] 26 (深夜電力 A お
よび深夜電力 B) (2)ニ, 離島約款 [低圧] 27 (深夜電力 C) (4),
離島約款 [低圧] 28 (融雪用電力 A (ホットタイム 19)) (4), 離島
約款 [低圧] 29 (融雪用電力 B (ホットタイム 22)) (4), 離島約款
[低圧] 30 (融雪用電力 C (ホットタイム 19 エコ)) (4), 離島約款
[低圧] 31 (融雪用電力 D (ホットタイム 22 エコ)) (4), 離島約款
[低圧] 32 (融雪用電力 L (ホットタイム 22 ロング)) (4) もしくは
離島約款 [低圧] 附則 4 (深夜電力 D のお客さまについての特別措
置) (2) の電力量料金は, 離島約款 [低圧] に定める燃料費調整によ
らず, 燃料費調整単価が別表 (燃料費調整) 1 (2) ロ (イ) a, b また
は c により算定される場合は, 別表 (燃料費調整) 1 (3) によって算
定された燃料費調整額を差し引くものとし, 燃料費調整単価が別表
(燃料費調整) 1 (2) ロ (イ) d により算定される場合は, 別表 (燃料
費調整) 1 (3) によって算定された燃料費調整額を加えるものとい
たします。

5 燃料費等調整

離島約款 [高圧] において, 2 (適用期間) に定める適用期間に
おける燃料費等調整額は, 離島約款 [高圧] 別表 3 (燃料費等調
整) (2) に定める燃料費調整によらず, 燃料費調整単価が別表 (燃料
費調整) 1 (2) ロ (ロ) a, b または c により算定される場合は, 別表
(燃料費調整) 1 (3) によって算定された燃料費調整額を差し引くも
のとし, 燃料費調整単価が別表 (燃料費調整) 1 (2) ロ (ロ) d により
算定される場合は, 別表 (燃料費調整) 1 (3) によって算定された燃
料費調整額を加えるものといたします。

6 そ の 他

その他の事項については, 離島約款 [低圧] または離島約款 [高
圧] に定めるところによるものといたします。

別表（燃料費調整）

1 燃料費調整額の算定

(1) 平均燃料価格

原油換算値 1 キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。

なお、平均燃料価格は、100 円単位とし、100 円未満の端数は、10 円の位で四捨五入いたします。

イ 低圧で供給を受ける場合

$$\text{平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta$$

A = 各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格

B = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均石炭価格

$$\alpha = 0.4699$$

$$\beta = 0.7879$$

なお、各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格および 1 トン当たりの平均石炭価格の単位は、1 円とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

ロ 高圧で供給を受ける場合

$$\text{平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$$

A = 各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格

B = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均液化天然ガス価格

C = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均石炭価格

$$\alpha = 0.1946$$

$$\beta = 0.0827$$

$$\gamma = 1.0081$$

なお、各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格、1 トン当たりの平均液化天然ガス価格および 1 トン

当たりの平均石炭価格の単位は、1円とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

(2) 燃料費調整単価

イ 基準となる燃料費調整単価

(イ) 本供給条件における基準となる燃料費調整単価（以下「基準燃料費調整単価」といいます。）は、各契約種別ごとに次の算式によって算定された値といたします。

なお、基準燃料費調整単価の単位は、1銭とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

a 低圧で供給を受ける場合

(a) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が 37,200 円を下回る場合

$$\text{基準燃料費調整単価} = (37,200 \text{ 円} - \text{平均燃料価格}) \times \frac{2 \text{ の基準単価}}{1,000}$$

(b) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が 37,200 円を上回り、かつ、55,800 円以下の場合

$$\text{基準燃料費調整単価} = (\text{平均燃料価格} - 37,200 \text{ 円}) \times \frac{2 \text{ の基準単価}}{1,000}$$

(c) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が 55,800 円を上回る場合

平均燃料価格は、55,800 円といたします。

$$\text{基準燃料費調整単価} = (55,800 \text{ 円} - 37,200 \text{ 円}) \times \frac{2 \text{ の基準単価}}{1,000}$$

b 高圧で供給を受ける場合

(a) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が 89,500 円を下回る場合

$$\text{基準燃料費調整単価} = (89,500 \text{ 円} - \text{平均燃料価格}) \times \frac{2 \text{ の基準単価}}{1,000}$$

(b) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が 89,500 円を上回る場合

$$\text{基準燃料費調整単価} = (\text{平均燃料価格} - 89,500 \text{ 円}) \times \frac{2 \text{ の基準単価}}{1,000}$$

(ロ) 各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された基準燃料費調整単価は、その平均燃料価格算定期間に対応する基準燃料費調整単価適用期間に使用される電気に適用となる燃料費調整単価の算定に適用いたします。

a 各平均燃料価格算定期間に対応する基準燃料費調整単価適用期間は、b、cおよびdの場合を除き、次のとおりといたします。

平均燃料価格算定期間	基準燃料費調整単価適用期間
令和4年11月1日から 令和5年1月31日までの期間	令和5年4月1日から 令和5年4月の検針日の前日までの期間
令和4年12月1日から 令和5年2月28日までの期間	令和5年4月の検針日から 令和5年5月の検針日の前日までの期間
令和5年1月1日から 令和5年3月31日までの期間	令和5年5月の検針日から 令和5年6月の検針日の前日までの期間
令和5年2月1日から 令和5年4月30日までの期間	令和5年6月の検針日から 令和5年7月の検針日の前日までの期間
令和5年3月1日から 令和5年5月31日までの期間	令和5年7月の検針日から 令和5年8月の検針日の前日までの期間
令和5年4月1日から 令和5年6月30日までの期間	令和5年8月の検針日から 令和5年9月の検針日の前日までの期間
令和5年5月1日から 令和5年7月31日までの期間	令和5年9月の検針日から 令和5年10月の検針日の前日までの期間

b 定額制供給の場合は、各平均燃料価格算定期間に対応する基準燃料費調整単価適用期間は、aに準ずるものといたします。この場合、aにいう検針日は、そのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。ただし、臨時電灯および臨時電力で、料金の算定期間を契約使用開始日から翌月の応当日の前日までの期間、または各月の応当日から翌月の応当日の前日までの期間とする場合は、aにいう検針日は、応当日といたします。

- c 記録型計量器により計量する場合で、当社があらかじめお客さまに計量日をお知らせしたときは、dの場合を除き、各平均燃料価格算定期間に対応する基準燃料費調整単価適用期間は、aに準ずるものいたします。この場合、aにいう検針日は、計量日といたします。
- d 契約電力が500キロワット以上の高圧電力のお客さま（当該お客さまに係る予備電力を含みます。）で、検針日が毎月初日のお客さまについては、各平均燃料価格算定期間に対応する基準燃料費調整単価適用期間は、aに準ずるものいたします。この場合、aにいう各月の検針日は、その月の翌月の初日といたします。

ロ 2（適用期間）に定める適用期間に使用される電気に適用となる燃料費調整単価

(イ) 低圧で供給を受ける場合

- a 1キロリットル当たりの平均燃料価格が37,200円を下回る場合

$$\text{燃料費調整単価} = \text{基準燃料費調整単価} + \text{eに定める特別措置の燃料費調整単価}$$

- b 1キロリットル当たりの平均燃料価格が37,200円の場合

$$\text{燃料費調整単価} = \text{eに定める特別措置の燃料費調整単価}$$

- c 1キロリットル当たりの平均燃料価格が37,200円を上回り、かつ、基準燃料費調整単価が、eに定める特別措置の燃料費調整単価を下回る場合

$$\text{燃料費調整単価} = \text{eに定める特別措置の燃料費調整単価} - \text{基準燃料費調整単価}$$

- d 1キロリットル当たりの平均燃料価格が37,200円を上回り、かつ、基準燃料費調整単価が、eに定める特別措置の燃料費調整単価以上となる場合

$$\text{燃料費調整単価} = \text{基準燃料費調整単価} - \text{eに定める特別措置の燃料費調整単価}$$

e 特別措置の燃料費調整単価

(a) 定額制供給の場合

i 定額電灯および公衆街路灯 A

特別措置の燃料費調整単価は、各契約負荷設備ごとに1月につき次のとおりといたします。

		令和5年4月1日 から令和5年9月 の検針日の前日ま での期間	令和5年9月の検 針日から令和5年 10月の検針日の前 日までの期間
電 灯	10ワットまでの1灯につき	27円19銭	13円59銭
	10ワットをこえ20ワットまでの1灯につき	54円38銭	27円19銭
	20ワットをこえ40ワットまでの1灯につき	108円75銭	54円38銭
	40ワットをこえ60ワットまでの1灯につき	163円13銭	81円56銭
	60ワットをこえ100ワットまでの1灯につき	271円88銭	135円94銭
	100ワットをこえる1灯につき50ワットまでごとに	135円94銭	67円97銭
小 型 機 器	50ボルトアンペアまでの1機器につき	81円21銭	40円60銭
	50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの1機器につき	162円41銭	81円21銭
	100ボルトアンペアをこえる1機器につき50ボルトアンペアまでごとに	81円21銭	40円60銭

ii 臨時電灯 A

特別措置の燃料費調整単価は、契約負荷設備の総容量（入力）によって、1日につき次のとおりといたします。

	令和5年4月1日 から令和5年9月 の検針日の前日ま での期間	令和5年9月の検 針日から令和5年 10月の検針日の 前日までの期間
総容量が 50 ボルトアンペ アまでの場合	2 円 1 9 銭	1 円 1 0 銭
総容量が 50 ボルトアンペ アをこえ 100 ボルトアンペ アまでの場合	4 円 3 8 銭	2 円 1 9 銭
総容量が 100 ボルトアンペ アをこえ 500 ボルトアンペ アまでの場合 100 ボルトア ンペアまでごとに	4 円 3 8 銭	2 円 1 9 銭
総容量が 500 ボルトアンペ アをこえ 1 キロボルトアン ペアまでの場合	4 3 円 8 2 銭	2 1 円 9 1 銭
総容量が 1 キロボルトアン ペアをこえ 3 キロボルトア ンペアまでの場合 1 キロボ ルトアンペアまでごとに	4 3 円 8 2 銭	2 1 円 9 1 銭

iii 臨時電力

特別措置の燃料費調整単価は、次のとおりといたします。

	令和5年4月1日 から令和5年9月 の検針日の前日ま での期間	令和5年9月の検 針日から令和5年 10月の検針日の 前日までの期間
契約電力 1 キロワット 1 日 につき	4 6 円 0 5 銭	2 3 円 0 3 銭
契約電力 0.5 キロワットの 場合 1 日につき	2 3 円 0 3 銭	1 1 円 5 2 銭

iv 深夜電力A

特別措置の燃料費調整単価は、1月につき次のとおりといたします。

	令和5年4月1日から令和5年9月の検針日の前日までの期間	令和5年9月の検針日から令和5年10月の検針日の前日までの期間
1 契約につき	700円00銭	350円00銭

(b) 従量制供給の場合

特別措置の燃料費調整単価は、次のとおりといたします。

	令和5年4月1日から令和5年9月の検針日の前日までの期間	令和5年9月の検針日から令和5年10月の検針日の前日までの期間
1 キロワット時につき	7円00銭	3円50銭

(㍑) 高圧で供給を受ける場合

a 1キロリットル当たりの平均燃料価格が89,500円を下回る場合

燃料費調整単価＝基準燃料費調整単価＋
eに定める特別措置の燃料費調整単価

b 1キロリットル当たりの平均燃料価格が89,500円の場合

燃料費調整単価＝eに定める特別措置の燃料費調整単価

c 1キロリットル当たりの平均燃料価格が89,500円を上回り、かつ、基準燃料費調整単価が、eに定める特別措置の燃料費調整単価を下回る場合

燃料費調整単価＝eに定める特別措置の燃料費調整単価－
基準燃料費調整単価

- d 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 89,500 円を上回り，かつ，基準燃料費調整単価が， e に定める特別措置の燃料費調整単価以上となる場合

燃料費調整単価＝基準燃料費調整単価－

e に定める特別措置の燃料費調整単価

- e 特別措置の燃料費調整単価

特別措置の燃料費調整単価は，次のとおりといたします。

	令和 5 年 4 月 1 日 から令和 5 年 9 月 の検針日の前日ま での期間	令和 5 年 9 月の検 針日から令和 5 年 10 月の検針日の 前日までの期間
1 キロワット時につき	3 円 5 0 銭	1 円 8 0 銭

(3) 燃料費調整額

イ 定額制供給の場合

(イ) 定額電灯および公衆街路灯 A

燃料費調整額は，(2)によって算定された各契約負荷設備ごとの燃料費調整単価の合計といたします。

(ロ) 臨時電灯 A，臨時電力および深夜電力 A

燃料費調整額は，(2)によって算定された各契約種別ごとの燃料費調整単価といたします。

ロ 従量制供給の場合

燃料費調整額は，その 1 月の使用電力量に(2)によって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。ただし，従量電灯 A の場合は，最低料金の燃料費調整額は，最低料金適用電力量に(2)によって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。また，電力量料金の燃料費調整額は，その 1 月の使用電力量から最低料金適用電力量を差し引いたものに(2)によって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。

2 基準単価

基準単価は、平均燃料価格が 1,000 円変動した場合の値といたします。

(1) 定額制供給の場合

イ 定額電灯および公衆街路灯 A

基準単価は、各契約負荷設備ごとに 1 月につき次のとおりといたします。

電 灯	10ワットまでの 1 灯につき	7 6 銭 5 厘
	10ワットをこえ20ワットまでの 1 灯につき	1 円 5 2 銭 9 厘
	20ワットをこえ40ワットまでの 1 灯につき	3 円 0 5 銭 9 厘
	40ワットをこえ60ワットまでの 1 灯につき	4 円 5 8 銭 8 厘
	60ワットをこえ100ワットまでの 1 灯につき	7 円 6 4 銭 7 厘
	100ワットをこえる 1 灯につき50ワットまで ごとに	3 円 8 2 銭 4 厘
小 型 機 器	50ボルトアンペアまでの 1 機器につき	2 円 2 8 銭 5 厘
	50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペア までの 1 機器につき	4 円 5 6 銭 8 厘
	100ボルトアンペアをこえる 1 機器につき 50ボルトアンペアまでごとに	2 円 2 8 銭 5 厘

ロ 臨時電灯 A

基準単価は、契約負荷設備の総容量（入力）によって、1日につき次のとおりといたします。

総容量が 50 ボルトアンペアまでの場合	6 銭 2 厘
総容量が 50 ボルトアンペアをこえ 100 ボルトアンペアまでの場合	1 2 銭 3 厘
総容量が 100 ボルトアンペアをこえ 500 ボルトアンペアまでの場合 100 ボルトアンペアまでごとに	1 2 銭 3 厘
総容量が 500 ボルトアンペアをこえ 1 キロボルトアンペアまでの場合	1 円 2 3 銭 3 厘
総容量が 1 キロボルトアンペアをこえ 3 キロボルトアンペアまでの場合 1 キロボルトアンペアまでごとに	1 円 2 3 銭 3 厘

ハ 臨時電力

基準単価は、次のとおりといたします。ただし、契約電力が 0.5 キロワットの場合の基準単価は、契約電力が 1 キロワットの場合の基準単価の半額といたします。

契約電力 1 キロワット 1 日につき	1 円 2 9 銭 6 厘
---------------------	---------------

ニ 深夜電力 A

基準単価は、1月につき次のとおりといたします。

1 契約につき	1 9 円 6 9 銭 0 厘
---------	-----------------

(2) 従量制供給の場合

基準単価は、次のとおりといたします。

1 キロワット時につき	低圧で供給を受ける場合	1 9 銭 7 厘
	高圧で供給を受ける場合	1 8 銭 8 厘

3 燃料費調整単価等のお知らせ

(1) 低圧で供給を受ける場合

当社は、1（燃料費調整額の算定）(1)の各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格，1トン当たりの平均石炭価格および1（燃料費調整額の算定）(2)によって算定された燃料費調整単価をインターネットを利用する方法等によりお知らせいたします。

(2) 高圧で供給を受ける場合

当社は、1（燃料費調整額の算定）(1)の各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格，1トン当たりの平均液化天然ガス価格，1トン当たりの平均石炭価格および1（燃料費調整額の算定）(2)によって算定された燃料費調整単価，加重平均市場価格調整単価および離島ユニバーサルサービス調整単価によって算定した燃料費等調整単価をインターネットを利用する方法等によりお知らせいたします。

(添付書類)

電気事業法施行規則第32条の規定に基づく添付書類

(電気事業法施行規則第32条第1号)

離島等供給約款以外の供給条件による離島等供給を必要とする理由

(電気事業法施行規則第32条第2号)

特別措置の燃料費調整単価の算出根拠

(電気事業法施行規則第32条第1号)

離島等供給約款以外の供給条件による離島等供給を必要とする理由

離島等供給約款以外の供給条件による離島等供給を必要とする理由

当社は、令和4年10月28日の閣議決定「物価高克服・経済再生実現のための総合経済対策」に基づく電気料金の高騰の激変緩和措置の実施について、価格高騰により影響を受ける家計や価格転嫁の困難な企業への支援という施策の趣旨に鑑み、支援対象となるすべての需要家に迅速に支援を届けるよう、経済産業省から要請を受け、公共料金である電気料金に求められる社会的要請や、現下の経済情勢を踏まえた政府の経済対策への協力、今後の電気料金の上昇によるお客さまの負担感の軽減といった観点を総合的に勘案し、離島等供給約款に基づき算定される令和5年2月分から9月分の電気に適用となる燃料費調整単価から、低圧で供給を行う場合は1キロワット時につき7円（消費税等相当額を含む）を、高圧で供給を行う場合は1キロワット時につき3.5円（消費税等相当額を含む）を、令和5年10月分の電気に適用となる燃料費調整単価から、低圧で供給を行う場合は1キロワット時につき3.5円（消費税等相当額を含む）を、高圧で供給を行う場合は1キロワット時につき1.8円（消費税等相当額を含む）を軽減することによる激変緩和措置の実施について、令和4年12月16日に承認いただいています。

このたび、令和5年4月1日から離島等供給約款を変更するにあたり、変更後の約款においても、引き続き、本激変緩和措置を令和5年10月分まで継続するため、電気事業法第21条第2項ただし書の規定により離島等供給約款以外の供給条件を設定する必要があるため、承認を申請する次第であります。

以 上

(電気事業法施行規則第32条第2号)

特別措置の燃料費調整単価の算出根拠

特別措置の燃料費調整単価の算出根拠

特別措置の燃料費調整単価

○従量制供給の場合

		令和5年4月1日～9月分	令和5年10月分
		(a)	(b)
1キロワット時に つき	低圧で供給を受ける場合	7 円 00 銭	3 円 50 銭
	高圧で供給を受ける場合	3 円 50 銭	1 円 80 銭

○定額制供給の場合

区分および単位	みなし kWh (※1)	令和5年4月1日 ～9月分(※2)	令和5年10月分 (※2)
	(c)	(a)*(c)	(b)*(c)
定額電灯および公衆街路灯 A			
電灯料金			
10W までの 1 灯につき	3.884	27 円 19 銭	13 円 59 銭
10W をこえ 20W までの 1 灯につき	7.768	54 円 38 銭	27 円 19 銭
20W をこえ 40W までの 1 灯につき	15.536	108 円 75 銭	54 円 38 銭
40W をこえ 60W までの 1 灯につき	23.304	163 円 13 銭	81 円 56 銭
60W をこえ 100W までの 1 灯につき	38.840	271 円 88 銭	135 円 94 銭
100W をこえる 1 灯につき 50W までごとに	19.420	135 円 94 銭	67 円 97 銭
小型機器料金			
50VA までの 1 機器につき	11.601	81 円 21 銭	40 円 60 銭
50VA をこえ 100VA までの 1 機器につき	23.202	162 円 41 銭	81 円 21 銭
100VA をこえる 1 機器につき 50VA までごとに	11.601	81 円 21 銭	40 円 60 銭

区分および単位	みなし kWh (※1)	令和5年4月1日 ～9月分(※2)	令和5年10月分 (※2)
	(c)	(a)*(c)	(b)*(c)
臨時電灯 A			
1 日につき			
総容量が 50VA までの場合	0.313	2 円 19 銭	1 円 10 銭
総容量が 50VA をこえ 100VA までの場合	0.626	4 円 38 銭	2 円 19 銭
総容量が 100VA をこえ 500VA までの場合 100VA までごとに	0.626	4 円 38 銭	2 円 19 銭
総容量が 500VA をこえ 1kVA までの場合	6.260	43 円 82 銭	21 円 91 銭
総容量が 1kVA をこえ 3kVA までの場合 1kVA ま でごとに	6.260	43 円 82 銭	21 円 91 銭
臨時電力			
契約電力 1kW 1 日につき	6.579	46 円 05 銭	23 円 03 銭
契約電力 0.5kW 1 日につき	-	(※3)23 円 03 銭	(※3)11 円 52 銭
深夜電力 A			
1 契約につき	100.000	700 円 00 銭	350 円 00 銭

※1 みなし kWh は、現行単価の設定時の算定において用いた諸元と同一である。
具体的な計算は、「電源開発促進税法取扱通達」（課税標準数量の計算等）に
定める方法等により算定している。

※2 小数点以下第3位で四捨五入して算定した。

※3 1 kW の場合の単価の半額とし、小数点以下第3位で四捨五入して算定した。

消費税等相当額並びにその額に係る表示及び請求の方法に関する説明書

当社は、このたび、電気事業法第21条第2項ただし書きの規定に基づき申請を行なった離島等供給特例承認申請書（令和5年4月1日から令和5年10月の検針日の前日までの期間実施）において、消費税等相当額を含んだ特別措置の燃料費調整単価等を設定することといたしましたので、電気事業法施行規則第36条の規定にもとづき、消費税等相当額並びにその額に係る表示及び請求の方法に関する説明書を提出いたします。

なお、請求の方法については、従前のとおりでございます。

また、別表1（燃料費調整額の算定）(2)ロ(イ) e および(ロ) e に定める特別措置の燃料費調整単価に含まれる消費税等相当額の端数処理については小数点以下第3位で、別表2（基準単価）に定める基準単価に含まれる消費税等相当額の端数処理については小数点以下第4位で四捨五入しております。

(1) 別表1（燃料費調整額の算定）(2)ロ(イ) e および(ロ) e に定める特別措置の燃料費調整単価
イ 令和5年4月1日から令和5年9月の検針日の前日までの期間

(イ) 定額制供給の場合

区分および単位	特別措置の 燃料費調整単価	消費税等相当額
	円 銭	円 銭
定額電灯および公衆街路灯 A		
電灯料金		
10ワットまでの1灯につき	27.19	2.47
10ワットをこえ20ワットまでの1灯につき	54.38	4.94
20ワットをこえ40ワットまでの1灯につき	108.75	9.89
40ワットをこえ60ワットまでの1灯につき	163.13	14.83
60ワットをこえ100ワットまでの1灯につき	271.88	24.72
100ワットをこえる1灯につき50ワットまでごとに	135.94	12.36
小型機器料金		
50ボルトアンペアまでの1機器につき	81.21	7.38
50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの1機器につき	162.41	14.76
100ボルトアンペアをこえる1機器につき50ボルトアンペアまでごとに	81.21	7.38

区分および単位	特別措置の 燃料費調整単価	消費税等相当額
	円 銭	円 銭
臨時電灯 A		
1 日につき		
総容量が50ボルトアンペアまでの場合	2.19	0.20
総容量が50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの場合	4.38	0.40
総容量が100ボルトアンペアをこえ500ボルトアンペアまでの場合100ボルトアンペアまでごとに	4.38	0.40
総容量が500ボルトアンペアをこえ1キロボルトアンペアまでの場合	43.82	3.98
総容量が1キロボルトアンペアをこえ3キロボルトアンペアまでの場合1キロボルトアンペアまでごとに	43.82	3.98
臨時電力		
契約電力1キロワット1日につき	46.05	4.19
契約電力0.5キロワット1日につき	23.03	2.09
深夜電力 A		
1 契約につき	700.00	63.64

(ロ) 従量制供給の場合

区分および単位	特別措置の 燃料費調整単価	消費税等相当額
	円 銭	円 銭
1 キロワット時につき		
低圧で供給を受ける場合	7.00	0.64
高圧で供給を受ける場合	3.50	0.32

□ 令和5年9月の検針日から令和5年10月の検針日の前日までの期間

(イ) 定額制供給の場合

区分および単位	特別措置の 燃料費調整単価	消費税等相当額
	円 銭	円 銭
定額電灯および公衆街路灯 A		
電灯料金		
10ワットまでの1灯につき	13.59	1.24
10ワットをこえ20ワットまでの1灯につき	27.19	2.47
20ワットをこえ40ワットまでの1灯につき	54.38	4.94
40ワットをこえ60ワットまでの1灯につき	81.56	7.41
60ワットをこえ100ワットまでの1灯につき	135.94	12.36
100ワットをこえる1灯につき50ワットまでごとに	67.97	6.18
小型機器料金		
50ボルトアンペアまでの1機器につき	40.60	3.69
50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの1機器につき	81.21	7.38
100ボルトアンペアをこえる1機器につき50ボルトアンペアまでごとに	40.60	3.69
臨時電灯 A		
1日につき		
総容量が50ボルトアンペアまでの場合	1.10	0.10
総容量が50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの場合	2.19	0.20
総容量が100ボルトアンペアをこえ500ボルトアンペアまでの場合100ボルトアンペアまでごとに	2.19	0.20
総容量が500ボルトアンペアをこえ1キロボルトアンペアまでの場合	21.91	1.99
総容量が1キロボルトアンペアをこえ3キロボルトアンペアまでの場合1キロボルトアンペアまでごとに	21.91	1.99
臨時電力		
契約電力1キロワット1日につき	23.03	2.09
契約電力0.5キロワット1日につき	11.52	1.05
深夜電力 A		
1契約につき	350.00	31.82

(ロ) 従量制供給の場合

区分および単位	特別措置の 燃料費調整単価	消費税等相当額
	円 銭	円 銭
1 キロワット時につき		
低圧で供給を受ける場合	3.50	0.32
高圧で供給を受ける場合	1.80	0.16

(2) 別表2（基準単価）に定める基準単価

イ 定額制供給の場合

区分および単位	基準単価	消費税等相当額
	円 銭厘	円 銭厘
定額制供給の場合		
定額電灯および公衆街路灯 A		
電灯		
10ワットまでの1灯につき	0.765	0.070
10ワットをこえ20ワットまでの1灯につき	1.529	0.139
20ワットをこえ40ワットまでの1灯につき	3.059	0.278
40ワットをこえ60ワットまでの1灯につき	4.588	0.417
60ワットをこえ100ワットまでの1灯につき	7.647	0.695
100ワットをこえる1灯につき50ワットまでごとに	3.824	0.348
小型機器		
50ボルトアンペアまでの1機器につき	2.285	0.208
50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの1機器につき	4.568	0.415
100ボルトアンペアをこえる1機器につき50ボルトアンペアまでごとに	2.285	0.208

区分および単位	基 準 単 価	消費税等相当額
	円 銭厘	円 銭厘
臨時電灯 A		
1 日につき		
総容量が50ボルトアンペアまでの場合	0.062	0.006
総容量が50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの場合	0.123	0.011
総容量が100ボルトアンペアをこえ500ボルトアンペアまでの場合100ボルトアンペアまでごとに	0.123	0.011
総容量が500ボルトアンペアをこえ1キロボルトアンペアまでの場合	1.233	0.112
総容量が1キロボルトアンペアをこえ3キロボルトアンペアまでの場合1キロボルトアンペアまでごとに	1.233	0.112
臨時電力		
契約電力1キロワット1日につき	1.296	0.118
深夜電力 A		
1 契約につき	19.690	1.790

□ 従量制供給の場合

区分および単位	基 準 単 価	消費税等相当額
	円 銭厘	円 銭厘
1 キロワット時につき		
低圧で供給を受ける場合	0.197	0.018
高圧で供給を受ける場合	0.189	0.017

離島等供給特例承認申請書

令和5年2月24日

東京電力パワーグリッド株式会社

離島等供給特例承認申請書

経料発 4 第 42 号

令和 5 年 2 月 24 日

経済産業大臣 西 村 康 稔 殿

東京都千代田区内幸町 1 丁目 1 番 3 号

東京電力パワーグリッド株式会社

代表取締役社長 金 子 禎 則

電気事業法第21条第2項ただし書の規定により、次のとおり離島等供給約款以外の供給条件の承認を受けたいので申請します。

料 金 そ の 他 の 供 給 条 件	別紙に記載のとおりであります。
実 施 期 日 及 び 実 施 期 間	同 上

料金その他の供給条件の内容

1 適 用 範 囲

この離島等供給約款以外の供給条件（以下「本供給条件」といいます。）は、離島等供給約款〔低圧用〕（令和５年２月24日届出。以下「離島約款〔低圧用〕」）といいますが、当該離島約款〔低圧用〕が届出により変更された場合は、変更後の離島約款〔低圧用〕をいいます。）または離島等供給約款〔高圧用〕（令和５年２月24日届出。以下「離島約款〔高圧用〕」）といいますが、当該離島約款〔高圧用〕が届出により変更された場合は、変更後の離島約款〔高圧用〕をいいます。）にもとづき電気の供給を受けるお客さまに適用いたします。

2 適 用 期 間

- (１) 適用期間は、(２)の場合を除き、令和５年４月１日から令和５年10月の料金に係る計量期間等の終期までといたします。
- (２) 高圧で電気の供給を受ける場合で、検針日が毎月初日のお客さまについては、令和５年４月１日から令和５年10月31日までといたします。

3 燃 料 費 調 整

燃料費調整とは、離島約款〔低圧用〕15（定額電灯）(４)もしくは離島約款〔低圧用〕20（公衆街路灯）(１)ロの電灯料金もしくは小型機器料金、離島約款〔低圧用〕16（従量電灯）(１)ニ、離島約款〔低圧用〕19（臨時電灯）(１)ハ、離島約款〔低圧用〕23（臨時電力）(３)イもしくは離島約款〔低圧用〕附則４（公衆街路灯のお客さまについての特別措置）(２)の料金または離島約款〔低圧用〕16（従量電灯）(２)ニ、離島約款〔低圧用〕16（従量電

灯) (3)ホ, 離島約款 [低圧用] 17 (季節別時間帯別電灯) (5), 離島約款 [低圧用] 18 (ピーク抑制型季節別時間帯別電灯) (5), 離島約款 [低圧用] 19 (臨時電灯) (2)ハ, 離島約款 [低圧用] 19 (臨時電灯) (3)ロ, 離島約款 [低圧用] 20 (公衆街路灯) (2)ニ, 離島約款 [低圧用] 21 (低圧高負荷契約) (5), 離島約款 [低圧用] 22 (低圧電力) (5), 離島約款 [低圧用] 23 (臨時電力) (3)ロ, 離島約款 [低圧用] 24 (農事用電力) (3), 離島約款 [低圧用] 附則 5 (第 2 深夜電力のお客さまについての特別措置) (4), 離島約款 [低圧用] 附則 6 (時間帯別電灯のお客さまについての特別措置) (1)ホ, 離島約款 [低圧用] 附則 6 (時間帯別電灯のお客さまについての特別措置) (2)ホ, 離島約款 [低圧用] 附則 6 (時間帯別電灯のお客さまについての特別措置) (3)ホ, 離島約款 [低圧用] 附則 6 (時間帯別電灯のお客さまについての特別措置) (4)ホ, 離島約款 [低圧用] 附則 6 (時間帯別電灯のお客さまについての特別措置) (5)ホ, 離島約款 [低圧用] 附則 7 (曜日別電灯のお客さまについての特別措置) (2)ニ, 離島約款 [低圧用] 附則 7 (曜日別電灯のお客さまについての特別措置) (3)ニ, 離島約款 [低圧用] 附則 8 (農業用低圧季節別時間帯別電力のお客さまについての特別措置) (4), 離島約款 [低圧用] 附則 9 (深夜電力のお客さまについての特別措置) (1)ホ, 離島約款 [低圧用] 附則 9 (深夜電力のお客さまについての特別措置) (2)ニもしくは離島約款 [低圧用] 附則 10 (融雪用電力のお客さまについての特別措置) (4)の電力量料金において, 燃料費調整額を加えることまたは差し引くことをいいます。

4 燃料費等調整

燃料費等調整とは, 離島約款 [高圧用] 15 (業務用季節別時間帯別電力) (5), 離島約款 [高圧用] 16 (高圧季節別時間帯別電力) (1)ニ, 離島約款 [高圧用] 16 (高圧季節別時間帯別電力) (2)ホ, 離島約款 [高圧用] 17 (業務用電力) (5), 離島約款 [高圧用] 18 (高圧電力) (1)ニ, 離島約款 [高圧用]

18（高圧電力）（２）ホ，離島約款〔高圧用〕19（臨時電力）（３），離島約款〔高圧用〕20（農事用電力）（３），離島約款〔高圧用〕21（自家発補給電力）（１）ハ，離島約款〔高圧用〕21（自家発補給電力）（２）ハもしくは離島約款〔高圧用〕22（予備電力）（３）の電力量料金において，燃料費等調整額を加えることをいいます。

５ 料 金

イ ２（適用期間）に定める適用期間における，離島約款〔低圧用〕15（定額電灯）（４）もしくは離島約款〔低圧用〕20（公衆街路灯）（１）ロの電灯料金もしくは小型機器料金，離島約款〔低圧用〕16（従量電灯）（１）ニ，離島約款〔低圧用〕19（臨時電灯）（１）ハ，離島約款〔低圧用〕23（臨時電力）（３）イもしくは離島約款〔低圧用〕附則４（公衆街路灯のお客さまについての特別措置）（２）の料金または離島約款〔低圧用〕16（従量電灯）（２）ニ，離島約款〔低圧用〕16（従量電灯）（３）ホ，離島約款〔低圧用〕17（季節別時間帯別電灯）（５），離島約款〔低圧用〕18（ピーク抑制型季節別時間帯別電灯）（５），離島約款〔低圧用〕19（臨時電灯）（２）ハ，離島約款〔低圧用〕19（臨時電灯）（３）ロ，離島約款〔低圧用〕20（公衆街路灯）（２）ニ，離島約款〔低圧用〕21（低圧高負荷契約）（５），離島約款〔低圧用〕22（低圧電力）（５），離島約款〔低圧用〕23（臨時電力）（３）ロ，離島約款〔低圧用〕24（農事用電力）（３），離島約款〔低圧用〕附則５（第２深夜電力のお客さまについての特別措置）（４），離島約款〔低圧用〕附則６（時間帯別電灯のお客さまについての特別措置）（１）ホ，離島約款〔低圧用〕附則６（時間帯別電灯のお客さまについての特別措置）（２）ホ，離島約款〔低圧用〕附則６（時間帯別電灯のお客さまについての特別措置）（３）ホ，離島約款〔低圧用〕附則６（時間帯別電灯のお客さまについての特別措置）（４）ホ，離島約款〔低圧用〕附則６（時間帯別電灯のお客さまについての特別措置）（５）ホ，離島約款〔低圧用〕附則７（曜日別

電灯のお客さまについての特別措置) (2)ニ、離島約款〔低圧用〕附則7 (曜日別電灯のお客さまについての特別措置) (3)ニ、離島約款〔低圧用〕附則8 (農業用低圧季節別時間帯別電力のお客さまについての特別措置) (4)、離島約款〔低圧用〕附則9 (深夜電力のお客さまについての特別措置) (1)ホ、離島約款〔低圧用〕附則9 (深夜電力のお客さまについての特別措置) (2)ニもしくは離島約款〔低圧用〕附則10 (融雪用電力のお客さまについての特別措置) (4)の電力量料金は、離島約款〔低圧用〕に定める燃料費調整によらず、燃料費調整単価が別表Ⅰ (燃料費調整) 1 (2) ロ(イ)、(ロ)または(ハ)により算定される場合は、別表Ⅰ (燃料費調整) 1 (3) によって算定された燃料費調整額を差し引くものとし、燃料費調整単価が別表Ⅰ (燃料費調整) 1 (2) ロ(ニ)により算定される場合は、別表Ⅰ (燃料費調整) 1 (3) によって算定された燃料費調整額を加えるものいたします。

ロ 2 (適用期間) に定める適用期間における、離島約款〔高圧用〕15 (業務用季節別時間帯別電力) (5)、離島約款〔高圧用〕16 (高圧季節別時間帯別電力) (1)ニ、離島約款〔高圧用〕16 (高圧季節別時間帯別電力) (2) ホ、離島約款〔高圧用〕17 (業務用電力) (5)、離島約款〔高圧用〕18 (高圧電力) (1)ニ、離島約款〔高圧用〕18 (高圧電力) (2)ホ、離島約款〔高圧用〕19 (臨時電力) (3)、離島約款〔高圧用〕20 (農事用電力) (3)、離島約款〔高圧用〕21 (自家発補給電力) (1)ハ、離島約款〔高圧用〕21 (自家発補給電力) (2)ハもしくは離島約款〔高圧用〕22 (予備電力) (3) の電力量料金は、離島約款〔高圧用〕に定める燃料費等調整によらず、別表Ⅱ (燃料費等調整) 1 (4) によって算定された燃料費等調整額を加えるものいたします。

6 そ の 他

その他の事項については、離島約款〔低圧用〕および離島約款〔高圧用〕

に定めるところによるものといたします。

附 則

本供給条件の実施にともない、離島等供給約款以外の供給条件（令和4年12月16日付け20221207資第20号承認。）は廃止する。

別表 I （燃料費調整）

別 表 I

別表 I（燃料費調整）

1 燃料費調整額の算定

(1) 平均燃料価格

原油換算値 1 キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。

なお、平均燃料価格は、100 円単位とし、100 円未満の端数は、10 円の位で四捨五入いたします。

$$\text{平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$$

A = 各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格

B = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均液化天然ガス価格

C = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均石炭価格

$$\alpha = 0.1970$$

$$\beta = 0.4435$$

$$\gamma = 0.2512$$

なお、各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格、1 トン当たりの平均液化天然ガス価格および 1 トン当たりの平均石炭価格の単位は、1 円とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

(2) 燃料費調整単価

イ 基準となる燃料費調整単価

(イ) 本供給条件における基準となる燃料費調整単価（以下「基準燃料費調整単価」といいます。）は、各契約種別ごとに a または b の算式によって算定された値といたします。

なお、基準燃料費調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

a 定額電灯，従量電灯，臨時電灯，公衆街路灯，低圧電力，臨時電力または農事用電力の場合

(a) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 44,200 円を下回る場合

$$\text{基準燃料費調整単価} = (44,200\text{円} - \text{平均燃料価格}) \times \frac{\text{別表 I (燃料費調整) 2 の基準単価}}{1,000}$$

(b) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 44,200 円を上回り，かつ，66,300 円以下の場合

$$\text{基準燃料費調整単価} = (\text{平均燃料価格} - 44,200\text{円}) \times \frac{\text{別表 I (燃料費調整) 2 の基準単価}}{1,000}$$

(c) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 66,300 円を上回る場合

平均燃料価格は，66,300 円といたします。

$$\text{基準燃料費調整単価} = (66,300\text{円} - 44,200\text{円}) \times \frac{\text{別表 I (燃料費調整) 2 の基準単価}}{1,000}$$

b a 以外の低圧で供給を受ける場合

(a) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 44,200 円を下回る場合

$$\text{基準燃料費調整単価} = (44,200\text{円} - \text{平均燃料価格}) \times \frac{\text{別表 I (燃料費調整) 2 の基準単価}}{1,000}$$

(b) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 44,200 円を上回る場合

$$\text{基準燃料費調整単価} = (\text{平均燃料価格} - 44,200\text{円}) \times \frac{\text{別表 I (燃料費調整) 2 の基準単価}}{1,000}$$

(ロ) 各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された基準燃料費調整単価は、その平均燃料価格算定期間に対応する基準燃料費調整単価適用期間に使用される電気に適用となる燃料費調整単価の算定に適用いたします。

a 各平均燃料価格算定期間に対応する基準燃料費調整単価適用期間は、次のとおりといたします。

平均燃料価格算定期間	基準燃料費調整単価適用期間
令和 4 年 11 月 1 日から 令和 5 年 1 月 31 日までの期間	令和 5 年 4 月 1 日から令和 5 年 4 月の料金に係る計量期間等の 終期までの期間
令和 4 年 12 月 1 日から 令和 5 年 2 月 28 日までの期間	令和 5 年 5 月の料金に係る計量期間等
令和 5 年 1 月 1 日から 令和 5 年 3 月 31 日までの期間	令和 5 年 6 月の料金に係る計量期間等
令和 5 年 2 月 1 日から 令和 5 年 4 月 30 日までの期間	令和 5 年 7 月の料金に係る計量期間等
令和 5 年 3 月 1 日から 令和 5 年 5 月 31 日までの期間	令和 5 年 8 月の料金に係る計量期間等
令和 5 年 4 月 1 日から 令和 5 年 6 月 30 日までの期間	令和 5 年 9 月の料金に係る計量期間等
令和 5 年 5 月 1 日から 令和 5 年 7 月 31 日までの期間	令和 5 年 10 月の料金に係る計量期間等

ロ 2 (適用期間) に定める適用期間に使用される電気に適用となる燃料費調整単価

(イ) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 44,200 円を下回る場合

燃 料 費
調 整 単 価 = 基準燃料費調整単価 + (ホ)に定める特別措置の燃料費調整単価

(ロ) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 44,200 円の場合

燃 料 費
調 整 単 価 = (ホ)に定める特別措置の燃料費調整単価

(ハ) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 44,200 円を上回り,かつ,
基準燃料費調整単価が, (ホ)に定める特別措置の燃料費調整単価を下
回る場合

燃 料 費
調 整 単 価 = (ホ)に定める特別措置の燃料費調整単価 - 基準燃料費調整単価

(ニ) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 44,200 円を上回り,かつ,
基準燃料費調整単価が, (ホ)に定める特別措置の燃料費調整単価以上
となる場合

燃 料 費
調 整 単 価 = 基準燃料費調整単価 - (ホ)に定める特別措置の燃料費調整単価

(ホ) 特別措置の燃料費調整単価

a 定額制供給の場合

(a) 定額電灯および公衆街路灯 A

特別措置の燃料費調整単価は, 各契約負荷設備ごとに 1 月に
つき次のとおりといたします。

		令和 5 年 4 月 1 日から令和 5 年 9 月の料金に係 る計量期間等の 終期までの期間	令和 5 年10月の 料金に係る計量 期間等
電 灯	10ワットまでの 1 灯につき	27円19銭	13円59銭
	10ワットをこえ20ワットまでの 1 灯につき	54円38銭	27円19銭
	20ワットをこえ40ワットまでの 1 灯につき	108円75銭	54円38銭
	40ワットをこえ60ワットまでの 1 灯につき	163円13銭	81円56銭
	60ワットをこえ100ワットまでの 1 灯につき	271円88銭	135円94銭
	100ワットをこえる 1 灯につき100ワットまでごとに	271円88銭	135円94銭
小 型 機 器	50ボルトアンペアまでの 1 機器につき	81円21銭	40円60銭
	50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの 1 機器につき	162円41銭	81円21銭
	100ボルトアンペアをこえる 1 機器につき100ボルト アンペアまでごとに	162円41銭	81円21銭

(b) 臨 時 電 灯 A

特別措置の燃料費調整単価は、契約負荷設備の総容量（入力）
によって、1日につき次のとおりといたします。

	令和 5 年 4 月 1 日から令和 5 年 9 月の料金に係 る計量期間等の 終期までの期間	令和 5 年10月の 料金に係る計量 期間等
総容量が50ボルトアンペアまでの場合	2円19銭	1円10銭
総容量が50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペア までの場合	4円38銭	2円19銭
総容量が100ボルトアンペアをこえ500ボルトアンペア までの場合100ボルトアンペアまでごとに	4円38銭	2円19銭
総容量が500ボルトアンペアをこえ 1 キロボルトアンペア までの場合	43円82銭	21円91銭
総容量が 1 キロボルトアンペアをこえ 3 キロボルトアン ペアまでの場合 1 キロボルトアンペアまでごとに	43円82銭	21円91銭

(c) 臨 時 電 力

特別措置の燃料費調整単価は、次のとおりといたします。

	令和5年4月1日から令和5年9月の料金に係る計量期間等の終期までの期間	令和5年10月の料金に係る計量期間等
契約電力1キロワット1日につき	46円05銭	23円03銭
契約電力0.5キロワットの場合1日につき	23円03銭	11円52銭

b 従量制供給の場合

特別措置の燃料費調整単価は、次のとおりといたします。

	令和5年4月1日から令和5年9月の料金に係る計量期間等	令和5年10月の料金に係る計量期間等
1キロワット時につき	7円00銭	3円50銭

(3) 燃料費調整額

イ 定額制供給の場合

(イ) 定額電灯および公衆街路灯A

燃料費調整額は、(2)によって算定された各契約負荷設備ごとの燃料費調整単価の合計といたします。

(ロ) 臨時電灯Aおよび臨時電力

燃料費調整額は、(2)によって算定された各契約種別ごとの燃料費調整単価といたします。

ロ 従量制供給の場合

燃料費調整額は、その1月の使用電力量に(2)によって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。ただし、従量電灯Aまたは離島約款〔低圧用〕附則4（公衆街路灯のお客さまについての特別措置）の場合は、最低料金の燃料費調整額は、最低料金適用電力量に(2)によって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。また、電力

量料金の燃料費調整額は、その1月の使用電力量から最低料金適用電力量を差し引いたものに(2)によって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。

2 基 準 単 価

基準単価は、平均燃料価格が1,000円変動した場合の値といたします。

(1) 定額制供給の場合

イ 定額電灯および公衆街路灯A

基準単価は、各契約負荷設備ごとに1月につき次のとおりといたします。

電 灯	10ワットまでの1灯につき	90銭2厘
	10ワットをこえ20ワットまでの1灯につき	1円80銭3厘
	20ワットをこえ40ワットまでの1灯につき	3円60銭6厘
	40ワットをこえ60ワットまでの1灯につき	5円40銭9厘
	60ワットをこえ100ワットまでの1灯につき	9円01銭5厘
	100ワットをこえる1灯につき100ワットまでごとに	9円01銭5厘
小 型 機 器	50ボルトアンペアまでの1機器につき	2円69銭3厘
	50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの1機器につき	5円38銭6厘
	100ボルトアンペアをこえる1機器につき100ボルトアンペアまでごとに	5円38銭6厘

ロ 臨時電灯A

基準単価は、契約負荷設備の総容量（入力）によって、1日につき次のとおりといたします。

総容量が50ボルトアンペアまでの場合	7銭3厘
総容量が50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの場合	14銭5厘
総容量が100ボルトアンペアをこえ500ボルトアンペアまでの場合100ボルトアンペアまでごとに	14銭5厘
総容量が500ボルトアンペアをこえ1キロボルトアンペアまでの場合	1円45銭3厘
総容量が1キロボルトアンペアをこえ3キロボルトアンペアまでの場合1キロボルトアンペアまでごとに	1円45銭3厘

ハ 臨 時 電 力

基準単価は、次のとおりといたします。ただし、契約電力が0.5キロワットの場合の基準単価は、契約電力が1キロワットの場合の基準単価の半額といたします。

契約電力1キロワット1日につき	1円52銭7厘
-----------------	---------

(2) 従量制供給の場合

基準単価は、次のとおりといたします。

1キロワット時につき	23銭2厘
------------	-------

3 燃料費調整単価等のお知らせ

当社は、別表Ⅰ（燃料費調整）1（1）の各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格、1トン当たりの平均液化天然ガス価格、1トン当たりの平均石炭価格および別表Ⅰ（燃料費調整）1（2）によって算定された燃料費調整単価をインターネットを利用する方法等によりお知らせいたします。

別表Ⅱ（燃料費等調整）

別 表 II

別表 II（燃料費等調整）

1 燃料費等調整額の算定

(1) 平均燃料価格

原油換算値 1 キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。

なお、平均燃料価格の単位は、100 円とし、その端数は、10 円の位で四捨五入いたします。

$$\text{平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$$

A = 各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格

B = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均液化天然ガス価格

C = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均石炭価格

$$\alpha = 0.0033$$

$$\beta = 0.4001$$

$$\gamma = 0.6241$$

なお、各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格、1 トン当たりの平均液化天然ガス価格および 1 トン当たりの平均石炭価格の単位は、1 円とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

(2) 加重平均市場価格

1キロワット時当たりの加重平均市場価格は、スポット市場価格にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。

なお、加重平均市場価格の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

$$\text{加重平均市場価格} = D \times \delta 1 + E \times \delta 2$$

D = 各加重平均市場価格算定期間における 1 キロワット時当たりの単純平均スポット市場価格

E = 各加重平均市場価格算定期間における毎日午前 8 時から午後 4 時までの 1 キロワット時当たりの単純平均スポット市場価格

$$\delta 1 = 0.6566$$

$$\delta 2 = 0.3434$$

なお、各加重平均市場価格算定期間における 1 キロワット時当たりの単純平均スポット市場価格および毎日午前 8 時から午後 4 時までの 1 キロワット時当たりの単純平均スポット市場価格の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

(3) 燃料費等調整単価

イ 基準となる燃料費等調整単価

(イ) 本供給条件における基準となる燃料費等調整単価（以下「基準燃料費等調整単価」といいます。）は、各契約種別ごとに次の算式によって算定された値といたします。

なお、基準燃料費等調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

$$\begin{aligned}
 & \text{基準燃料費等調整単価} = (\text{平均燃料価格} - 64,900\text{円}) \times \frac{\text{別表Ⅱ（燃料費等調整）2の基準燃料単価}}{1,000} \\
 & \quad + (\text{加重平均市場価格} - 17\text{円}44\text{銭}) \times \text{別表Ⅱ（燃料費等調整）3の基準市場単価}
 \end{aligned}$$

(ロ) 各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格および各加重平均市場価格算定期間の加重平均市場価格によって算定された基準燃料費等調整単価は、その平均燃料価格算定期間および加重平均市場価格算定期間に対応する基準燃料費等調整単価適用期間に使用される電気に適用となる燃料費等調整単価の算定に適用いたします。

a 各平均燃料価格算定期間および各加重平均市場価格算定期間に対応する基準燃料費等調整単価適用期間は、bの場合を除き、次のとおりといたします。

平均燃料価格算定期間	加重平均市場価格算定期間	基準燃料費等調整単価適用期間
令和4年11月1日から令和5年1月31日までの期間	令和4年11月21日から令和5年2月20日までの期間	令和5年4月1日から令和5年4月の料金に係る計量期間等の終期までの期間
令和4年12月1日から令和5年2月28日までの期間	令和4年12月21日から令和5年3月20日までの期間	令和5年5月の料金に係る計量期間等
令和5年1月1日から令和5年3月31日までの期間	令和5年1月21日から令和5年4月20日までの期間	令和5年6月の料金に係る計量期間等
令和5年2月1日から令和5年4月30日までの期間	令和5年2月21日から令和5年5月20日までの期間	令和5年7月の料金に係る計量期間等
令和5年3月1日から令和5年5月31日までの期間	令和5年3月21日から令和5年6月20日までの期間	令和5年8月の料金に係る計量期間等
令和5年4月1日から令和5年6月30日までの期間	令和5年4月21日から令和5年7月20日までの期間	令和5年9月の料金に係る計量期間等
令和5年5月1日から令和5年7月31日までの期間	令和5年5月21日から8月20日までの期間	令和5年10月の料金に係る計量期間等

- b 高圧で電気の供給を受ける場合で、検針日が毎月初日のお客さまについては、各平均燃料価格算定期間および各加重平均市場価格算定期間に対応する基準燃料費等調整単価適用期間は、aにかかわらず、次のとおりといたします。

平均燃料価格算定期間	加重平均市場価格算定期間	基準燃料費等調整単価適用期間
令和4年11月1日から令和5年1月31日までの期間	令和4年11月21日から令和5年2月20日までの期間	令和5年4月1日から令和5年4月30日までの期間
令和4年12月1日から令和5年2月28日までの期間	令和4年12月21日から令和5年3月20日までの期間	令和5年5月1日から令和5年5月31日までの期間
令和5年1月1日から令和5年3月31日までの期間	令和5年1月21日から令和5年4月20日までの期間	令和5年6月1日から令和5年6月30日までの期間
令和5年2月1日から令和5年4月30日までの期間	令和5年2月21日から令和5年5月20日までの期間	令和5年7月1日から令和5年7月31日までの期間
令和5年3月1日から令和5年5月31日までの期間	令和5年3月21日から令和5年6月20日までの期間	令和5年8月1日から令和5年8月31日までの期間
令和5年4月1日から令和5年6月30日までの期間	令和5年4月21日から令和5年7月20日までの期間	令和5年9月1日から令和5年9月30日までの期間
令和5年5月1日から令和5年7月31日までの期間	令和5年5月21日から令和5年8月20日までの期間	令和5年10月1日から令和5年10月31日までの期間

ロ 2（適用期間）に定める適用期間に使用される電気に適用となる燃料費等調整単価

(イ) 燃料費等調整単価

燃料費等調整単価は、次のとおりといたします。

燃 料 費 等
調 整 単 価 = 基準燃料費等調整単価 - (ロ)に定める特別措置の燃料費等調整単価

(ロ) 特別措置の燃料費等調整単価

特別措置の燃料費等調整単価は、次のとおりといたします。

	令和5年4月1日から令和5年9月の料金に係る計量期間等の終期までの期間	令和5年10月の料金に係る計量期間等
1キロワット時につき	3円50銭	1円80銭

(4) 燃料費等調整額

燃料費等調整額は、その1月の使用電力量に(3)によって算定された燃料費等調整単価を適用して算定いたします。

2 基準燃料単価

基準燃料単価は、平均燃料価格が1,000円変動した場合の値とし、次のとおりといたします。

1キロワット時につき	15銭0厘
------------	-------

3 基準市場単価

基準市場単価は、加重平均市場価格が1円変動した場合の値とし、次のとおりといたします。

1キロワット時につき	33銭7厘
------------	-------

4 燃料費等調整単価等のお知らせ

当社は、別表Ⅱ（燃料費等調整）1(1)の各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格、1トン当たりの平均液化天然ガス価格および1トン当たりの平均石炭価格、別表Ⅱ（燃料費等調整）1(2)の各加重平均市場価格算定期間における1キロワット時当たりの単純平均スポット市場価格および毎日午前8時から午後4時までの1キロワット時当たりの単純平均スポット市場価格ならびに別表Ⅱ（燃料費等調整）1(3)によって算定された燃料費等調整単価をインターネットを利用する方法等によりお

知らせいたします。

電気事業法施行規則第32条の規定に基づく添付書類

- 1 離島等供給約款以外の供給条件による離島等供給を必要とする理由
- 2 特別措置の燃料費調整単価および燃料費等調整単価の算出根拠

1 離島等供給約款以外の供給条件による
離島等供給を必要とする理由

離島等供給約款以外の供給条件による離島等供給を必要とする理由

当社は、令和4年10月28日の閣議決定「物価高克服・経済再生実現のための総合経済対策」に基づく電気料金の高騰の激変緩和措置の実施について、価格高騰により影響を受ける家計や価格転嫁の困難な企業への支援という施策の趣旨に鑑み、支援対象となるすべての需要家に迅速に支援を届けるよう、経済産業省から要請を受けたところであります。

公共料金である電気料金に求められる社会的要請や、現下の経済情勢を踏まえた政府の経済対策への協力、今後の電気料金の上昇によるお客さまの負担感の軽減といった観点を総合的に勘案し、離島等供給約款に基づき算定される令和5年2月分から9月分の電気に適用となる燃料費調整単価から、低圧で供給を行う場合は1キロワット時につき7円（消費税等相当額を含む）を、高圧で供給を行う場合は1キロワット時につき3.5円（消費税等相当額を含む）を、令和5年10月分の電気に適用となる燃料費調整単価から、低圧で供給を行う場合は1キロワット時につき3.5円（消費税等相当額を含む）を、高圧で供給を行う場合は1キロワット時につき1.8円（消費税等相当額を含む）を軽減することによる激変緩和措置を実施するため、離島等供給以外の供給条件を設定し、令和4年12月16日に承認を受けておりますが、令和5年4月1日の離島等供給約款の実施にあたって、令和5年4月分から9月分の電気に適用となる燃料費調整単価または燃料費等調整単価から、低圧で供給を行う場合は1キロワット時につき7円（消費税等相当額を含む）を、高圧で供給を行う場合は1キロワット時につき3.5円（消費税等相当額を含む）を、令和5年10月分の電気に適用となる燃料費調整単価または燃料費等調整単価から、低圧で供給を行う場合は1キロワット時につき3.5円（消費税等相当額を含む）を、高圧で供給を行う場合は1キロワット時につき1.8円（消費税等相当額を含む）を軽減することによる激

変緩和措置を実施するため、電気事業法第21条第2項ただし書の規定により離島等供給約款以外の供給条件を設定する必要があり、承認を申請する次第であります。

2 特別措置の燃料費調整単価および 燃料費等調整単価の算出根拠

特別措置の燃料費調整単価および燃料費等調整単価の算出根拠

1 特別措置の燃料費調整単価

○従量制供給の場合

		令和 5 年 4 月分～ 9 月分	令和 5 年 10 月分
		(a)	(b)
1 キロワット時 につき	低圧で供給を受ける場合	7 円 00 銭	3 円 50 銭

○定額制供給の場合

契約種別	対 象	範 囲	単 位	みなし kWh (※ 1)	令和 5 年 4 月分 ～ 9 月分 (※ 2)	令和 5 年 10 月分 (※ 2)
				(c)	(a)*(c)	(b)*(c)
定額電灯 および 公衆 街路灯 A	電 灯	10W まで	1 灯	3.884kWh	27 円 19 銭	13 円 59 銭
		20W まで	1 灯	7.768kWh	54 円 38 銭	27 円 19 銭
		40W まで	1 灯	15.536kWh	108 円 75 銭	54 円 38 銭
		60W まで	1 灯	23.304kWh	163 円 13 銭	81 円 56 銭
		100W まで	1 灯	38.840kWh	271 円 88 銭	135 円 94 銭
		100W 超過 100W までごとに	1 灯	38.840kWh	271 円 88 銭	135 円 94 銭
	小 型 機 器	50VA までの機器	1 機器	11.601kWh	81 円 21 銭	40 円 60 銭
		100VA までの機器	1 機器	23.202kWh	162 円 41 銭	81 円 21 銭
		100VA 超過 100VA までごとに	1 機器	23.202kWh	162 円 41 銭	81 円 21 銭

臨時電灯 A	50VA まで 1 日につき	1 契約	0.313kWh	2 円 19 銭	1 円 10 銭
	100VA まで 1 日につき	1 契約	0.626kWh	4 円 38 銭	2 円 19 銭
	100VA 超過 500VA まで 100VA までごとに 1 日につき	1 契約	0.626kWh	4 円 38 銭	2 円 19 銭
	500VA 超過 1 kVA まで 1 日につき	1 契約	6.260kWh	43 円 82 銭	21 円 91 銭
	1 kVA 超過 3 kVA まで 1 kVA までごとに 1 日につき	1 契約	6.260kWh	43 円 82 銭	21 円 91 銭
臨時電力	1 kW 1 日につき	1 kW	6.579kWh	46 円 05 銭	23 円 03 銭
	0.5kW の場合 1 日につき (※3)	1 契約	—	23 円 03 銭	11 円 52 銭

※1 みなし kWh は、現行単価の設定時の算定において用いた諸元と同一である。具体的な計算は、「電源開発促進税法取扱通達」（課税標準数量の計算等）に定める方法等により算定している。

※2 小数点以下第 3 位で四捨五入して算定した。

※3 1 kW の場合の単価の半額とし、小数点以下第 3 位で四捨五入して算定した。

2 特別措置の燃料費等調整単価

		令和 5 年 4 月分～9 月分	令和 5 年 10 月分
1 キロワット時 につき	高圧で供給を受ける場合	3 円 50 銭	1 円 80 銭

消費税等相当額並びにその額に係る表示及び請求の方法に関する説明書

当社は、このたび、電気事業法第21条第2項ただし書の規定に基づき申請を行った離島等供給特例承認申請書（令和5年4月1日から令和5年10月の料金に係る計量期間等の終期までの期間適用）において、消費税等相当額を含んだ特別措置の燃料費調整単価および燃料費等調整単価を設定することといたしましたので、電気事業法施行規則第36条の規定に基づき消費税等相当額並びにその額に係る表示及び請求の方法に関する説明書を提出いたします。

なお、請求の方法については、従前のおりでございます。

また、別表Ⅰ（燃料費調整）1（2）ロ（ホ）に定める特別措置の燃料費調整単価および別表Ⅱ（燃料費等調整）1（3）ロ（ロ）に定める特別措置の燃料費等調整単価に含まれる消費税等相当額の端数処理については小数点以下第3位で、別表Ⅰ（燃料費調整）2に定める基準単価、別表Ⅱ（燃料費等調整）2に定める基準燃料単価ならびに別表Ⅱ（燃料費等調整）3に定める基準市場単価に含まれる消費税等相当額の端数処理については小数点以下第4位で四捨五入しております。

- (1) 別表Ⅰ（燃料費調整）1（2）ロ（ホ）に定める令和5年4月1日から令和5年9月の料金に係る計量期間等の終期までの期間に使用される電気に適用となる特別措置の燃料費調整単価

区分および単位	特 別 措 置 の 燃料費調整単価	消費税等相当額
	円 銭	円 銭
イ 定額制供給の場合		
（イ） 定額電灯および公衆街路灯 A 電灯		
10 ワットまでの 1 灯につき	27. 19	2. 47
10 ワットをこえ 20 ワットまでの 1 灯につき	54. 38	4. 94
20 ワットをこえ 40 ワットまでの 1 灯につき	108. 75	9. 89
40 ワットをこえ 60 ワットまでの 1 灯につき	163. 13	14. 83
60 ワットをこえ 100 ワットまでの 1 灯につき	271. 88	24. 72
100 ワットをこえる 1 灯につき 100 ワット までごとに	271. 88	24. 72

区分および単位	特 別 措 置 の 燃料費調整単価	消費税等相当額
	円 銭	円 銭
小型機器		
50 ボルトアンペアまでの 1 機器につき	81. 21	7. 38
50 ボルトアンペアをこえ 100 ボルトアンペアまでの 1 機器につき	162. 41	14. 76
100 ボルトアンペアをこえる 1 機器につき		
100 ボルトアンペアまでごとに	162. 41	14. 76
(ロ) 臨時電灯 A		
1 日につき		
総容量が 50 ボルトアンペアまでの場合	2. 19	0. 20
総容量が 50 ボルトアンペアをこえ 100 ボルトアンペアまでの場合	4. 38	0. 40
総容量が 100 ボルトアンペアをこえ 500 ボルトアンペアまでの場合 100 ボルトアンペアまでごとに	4. 38	0. 40
総容量が 500 ボルトアンペアをこえ 1 キロボルトアンペアまでの場合	43. 82	3. 98
総容量が 1 キロボルトアンペアをこえ 3 キロボルトアンペアまでの場合 1 キロボルトアンペアまでごとに	43. 82	3. 98
(ハ) 臨時電力		
契約電力 1 キロワット 1 日につき	46. 05	4. 19
契約電力 0. 5 キロワットの場合 1 日につき	23. 03	2. 09
ロ 従量制供給の場合		
1 キロワット時につき		
低圧で供給を受ける場合	7. 00	0. 64

(2) 別表 I (燃料費調整) 1(2)ロ(ホ)に定める令和 5 年 10 月の料金に係る計量期間等に使用される電気に適用となる特別措置の燃料費調整単価

区分および単位	特 別 措 置 の 燃料費調整単価	消費税等相当額
	円 銭	円 銭
イ 定額制供給の場合		
(イ) 定額電灯および公衆街路灯 A		
電灯		
10 ワットまでの 1 灯につき	13.59	1.24
10 ワットをこえ 20 ワットまでの 1 灯につき	27.19	2.47
20 ワットをこえ 40 ワットまでの 1 灯につき	54.38	4.94
40 ワットをこえ 60 ワットまでの 1 灯につき	81.56	7.41
60 ワットをこえ 100 ワットまでの 1 灯につき	135.94	12.36
100 ワットをこえる 1 灯につき 100 ワット までごとに	135.94	12.36
小型機器		
50 ボルトアンペアまでの 1 機器につき	40.60	3.69
50 ボルトアンペアをこえ 100 ボルトアンペ アまでの 1 機器につき	81.21	7.38
100 ボルトアンペアをこえる 1 機器につき		
100 ボルトアンペアまでごとに	81.21	7.38
(ロ) 臨時電灯 A		
1 日につき		
総容量が 50 ボルトアンペアまでの場合	1.10	0.10
総容量が 50 ボルトアンペアをこえ 100 ボル トアンペアまでの場合	2.19	0.20
総容量が 100 ボルトアンペアをこえ 500 ボル トアンペアまでの場合 100 ボルトアンペア までごとに	2.19	0.20
総容量が 500 ボルトアンペアをこえ 1 キロ ボルトアンペアまでの場合	21.91	1.99
総容量が 1 キロボルトアンペアをこえ 3 キ ロボルトアンペアまでの場合 1 キロボルト アンペアまでごとに	21.91	1.99
(ハ) 臨時電力		
契約電力 1 キロワット 1 日につき	23.03	2.09
契約電力 0.5 キロワットの場合 1 日につき	11.52	1.05

区分および単位	特 別 措 置 の 燃料費調整単価	消費税等相当額
	円 銭	円 銭
ロ 従量制供給の場合 1 キロワット時につき 低圧で供給を受ける場合	3.50	0.32

(3) 別表 I (燃料費調整) 2 に定める基準単価

区分および単位	基準単価	消費税等相当額
	円 銭 厘	円 銭 厘
イ 定額制供給の場合		
(イ) 定額電灯および公衆街路灯 A 電灯		
10 ワットまでの 1 灯につき	0.902	0.082
10 ワットをこえ 20 ワットまでの 1 灯につき	1.803	0.164
20 ワットをこえ 40 ワットまでの 1 灯につき	3.606	0.328
40 ワットをこえ 60 ワットまでの 1 灯につき	5.409	0.492
60 ワットをこえ 100 ワットまでの 1 灯につき	9.015	0.820
100 ワットをこえる 1 灯につき 100 ワットまでごとに	9.015	0.820
小型機器		
50 ボルトアンペアまでの 1 機器につき	2.693	0.245
50 ボルトアンペアをこえ 100 ボルトアンペアまでの 1 機器につき	5.386	0.490
100 ボルトアンペアをこえる 1 機器につき		
100 ボルトアンペアまでごとに	5.386	0.490
(ロ) 臨時電灯 A		
1 日につき		
総容量が 50 ボルトアンペアまでの場合	0.073	0.007
総容量が 50 ボルトアンペアをこえ 100 ボルトアンペアまでの場合	0.145	0.013
総容量が 100 ボルトアンペアをこえ 500 ボルトアンペアまでの場合 100 ボルトアンペアまでごとに	0.145	0.013
総容量が 500 ボルトアンペアをこえ 1 キロボルトアンペアまでの場合	1.453	0.132
総容量が 1 キロボルトアンペアをこえ 3 キ	1.453	0.132

区分および単位	基準単価	消費税等相当額
ロ ボルトアンペアまでの場合 1 キロボルト アンペアまでごとに (ハ) 臨時電力 契約電力 1 キロワット 1 日につき	円 銭 厘 1. 527	円 銭 厘 0. 139
ロ 従量制供給の場合 1 キロワット時につき 低圧で供給を受ける場合 高圧で供給を受ける場合	 0. 232 0. 224	 0. 021 0. 020

- (4) 別表Ⅱ（燃料費等調整）1（3）ロ(㍑)に定める令和5年4月1日から令和5年9月の料金に係る計量期間等の終期までの期間に使用される電気に適用となる特別措置の燃料費等調整単価

単位	特別措置の 燃料費等調整単価	消費税等相当額
1 キロワット時につき	円 銭 3. 50	円 銭 0. 32

- (5) 別表Ⅱ（燃料費等調整）1（3）ロ(㍑)に定める令和5年10月の料金に係る計量期間等に使用される電気に適用となる特別措置の燃料費等調整単価

単位	特別措置の 燃料費等調整単価	消費税等相当額
1 キロワット時につき	円 銭 1. 80	円 銭 0. 16

- (6) 別表（燃料費等調整）2に定める基準燃料単価

単位	基準燃料単価	消費税等相当額
1 キロワット時につき	円 銭 厘 0. 150	円 銭 厘 0. 014

- (7) 別表（燃料費等調整）3に定める基準市場単価

単位	基準市場単価	消費税等相当額
1 キロワット時につき	円 銭 厘 0. 337	円 銭 厘 0. 031

消費税等相当額並びにその額に係る表示及び請求の方法に関する説明書
(離島等供給約款以外の供給条件)

当社は、このたび、電気事業法第 21 条第 2 項ただし書の規定により申請を行った離島等供給特例承認申請書（電気・ガス価格激変緩和対策事業に係る電気料金の特別措置）において、消費税等相当額を含んだ特別措置の燃料費調整単価等を設定することといたしましたので、電気事業法施行規則第 36 条の規定にもとづき消費税等相当額並びにその額に係る表示及び請求の方法に関する説明書を提出いたします。

なお、請求の方法については、従前のおりでございます。

また、別表 1（燃料費調整額の算定）(2)ロ(i)e、別表 1（燃料費調整額の算定）(2)ロ(㍑)e および別表 2（燃料費等調整額の算定）(3)に定める特別措置の燃料費調整単価に含まれる消費税等相当額の端数処理については小数点以下第 3 位で四捨五入し、別表 1（燃料費調整額の算定）(4)に定める基準単価、別表 2（燃料費等調整額の算定）(1)ロに定める基準燃料単価および別表 2（燃料費等調整額の算定）(2)ロに定める基準市場単価に含まれる消費税等相当額の端数処理については小数点以下第 4 位で四捨五入しております。

(1) 別表 1（燃料費調整額の算定）(2)ロ(i)e に定める特別措置の燃料費調整単価

区分および単位	2023 年 4 月 1 日から 2023 年 9 月の検針日の前日までの期間		2023 年 9 月の検針日から 2023 年 10 月の検針日の前日までの期間	
	特別措置の 燃料費調整 単価	消費税等相当額	特別措置の 燃料費調整 単価	消費税等相当額
	円 銭	円 銭	円 銭	円 銭
(a) 定額制供給の場合				
i 定額電灯および公衆街路灯 A				
電灯				
10 ワットまでの 1 灯につき	27.19	2.47	13.59	1.24
10 ワットをこえ 20 ワットまでの 1 灯につき	54.38	4.94	27.19	2.47
20 ワットをこえ 40 ワットまでの 1 灯につき	108.75	9.89	54.38	4.94
40 ワットをこえ 60 ワットまでの 1 灯につき	163.13	14.83	81.56	7.41

区分および単位	2023 年 4 月 1 日から 2023 年 9 月の検針日の前日までの期間		2023 年 9 月の検針日から 2023 年 10 月の検針日の前日までの期間	
	特別措置の 燃料費調整 単価	消費税等相当額	特別措置の 燃料費調整 単価	消費税等相当額
	円 銭	円 銭	円 銭	円 銭
60 ワットをこえ 100 ワット までの 1 灯につき	271.88	24.72	135.94	12.36
100 ワットをこえる 1 灯につ き 100 ワットまでごとに	271.88	24.72	135.94	12.36
小型機器料金				
50 ボルトアンペアまでの 1 機器につき	81.21	7.38	40.60	3.69
50 ボルトアンペアをこえ 100 ボルトアンペアまでの 1 機器につき	162.41	14.76	81.21	7.38
100 ボルトアンペアをこえる 1 機器につき 100 ボルトア ンペアまでごとに	162.41	14.76	81.21	7.38
ii 臨時電灯 A				
1 日につき				
総容量が 50 ボルトアンペア までの場合	2.19	0.20	1.10	0.10
総容量が 50 ボルトアンペア をこえ 100 ボルトアンペアま での場合	4.38	0.40	2.19	0.20
総容量が 100 ボルトアンペア をこえ 500 ボルトアンペアま での場合 100 ボルトアンペア までごとに	4.38	0.40	2.19	0.20
総容量が 500 ボルトアンペア をこえ 1 キロボルトアンペア までの場合	43.82	3.98	21.91	1.99

区分および単位	2023 年 4 月 1 日から 2023 年 9 月の検針日の前日までの期間		2023 年 9 月の検針日から 2023 年 10 月の検針日の前日までの期間	
	特別措置の 燃料費調整 単価	消費税等相当額	特別措置の 燃料費調整 単価	消費税等相当額
	円 銭	円 銭	円 銭	円 銭
総容量が 1 キロボルトアンペアをこえ 3 キロボルトアンペアまでの場合 1 キロボルトアンペアまでごとに	43.82	3.98	21.91	1.99
iii 臨時電力				
契約電力 0.5 キロワットの場合 1 日につき	23.03	2.09	11.52	1.05
契約電力 1 キロワット 1 日につき	46.05	4.19	23.03	2.09
iv 農事用電力 B				
契約電力 0.5 キロワットの場合 1 日につき	41.45	3.77	20.73	1.88
契約電力 1 キロワット 1 日につき	82.89	7.54	41.45	3.77
(b) 従量制供給の場合				
1 キロワット時につき	7.00	0.64	3.50	0.32

(2) 別表 1 (燃料費調整額の算定) (2) ロ (v) e に定める特別措置の燃料費調整単価

区分および単位	2023 年 4 月 1 日から 2023 年 9 月の検針日の前日までの期間		2023 年 9 月の検針日から 2023 年 10 月の検針日の前日までの期間	
	特別措置の 燃料費調整 単価	消費税等相当額	特別措置の 燃料費調整 単価	消費税等相当額
	円 銭	円 銭	円 銭	円 銭
1 キロワット時につき	7.00	0.64	3.50	0.32

(3) 別表 1 (燃料費調整額の算定) (4) に定める基準単価

区分および単位	基準単価	消費税等相当額
	円 銭厘	円 銭厘
イ 定額制供給の場合		
(イ) 定額電灯および公衆街路灯 A		
電灯		
10 ワットまでの 1 灯につき	0.624	0.057
10 ワットをこえ 20 ワットまでの 1 灯につき	1.247	0.113
20 ワットをこえ 40 ワットまでの 1 灯につき	2.495	0.227
40 ワットをこえ 60 ワットまでの 1 灯につき	3.742	0.340
60 ワットをこえ 100 ワットまでの 1 灯につき	6.238	0.567
100 ワットをこえる 1 灯につき 100 ワットまでごとに	6.238	0.567
小型機器料金		
50 ボルトアンペアまでの 1 機器につき	1.863	0.169
50 ボルトアンペアをこえ 100 ボルトアンペアまでの 1 機器につき	3.726	0.339
100 ボルトアンペアをこえる 1 機器につき 100 ボルトアンペアまでごとに	3.726	0.339
(ロ) 臨時電灯 A		
1 日につき		
総容量が 50 ボルトアンペアまでの場合	0.051	0.005
総容量が 50 ボルトアンペアをこえ 100 ボルトアンペアまでの場合	0.100	0.009
総容量が 100 ボルトアンペアをこえ 500 ボルトアンペアまでの場合 100 ボルトアンペアまでごとに	0.100	0.009
総容量が 500 ボルトアンペアをこえ 1 キロボルトアンペアまでの場合	1.005	0.091
総容量が 1 キロボルトアンペアをこえ 3 キロボルトアンペアまでの場合 1 キロボルトアンペアまでごとに	1.005	0.091
(ハ) 臨時電力		
契約電力 1 キロワット 1 日につき	1.057	0.096
(ニ) 農事用電力 B		
契約電力 1 キロワット 1 日につき	1.902	0.173

区分および単位	基準単価	消費税等相当額
	円 銭厘	円 銭厘
ロ 従量制供給の場合		
(イ) 定額電灯，従量電灯，臨時電灯，公衆街路灯，低圧電力， 臨時電力または農事用電力の場合		
1 キロワット時につき	0.161	0.015
(ロ) (イ) 以外の場合		
1 キロワット時につき	0.186	0.017

(4) 別表 2（燃料費等調整額の算定）(1) ロに定める基準燃料単価

区分および単位	基準燃料 単価	消費税等相当額
	円 銭厘	円 銭厘
1 キロワット時につき	0.177	0.016

(5) 別表 2（燃料費等調整額の算定）(2) ロに定める基準市場単価

区分および単位	基準市場 単価	消費税等相当額
	円 銭厘	円 銭厘
1 キロワット時につき	0.149	0.014

(6) 別表 2（燃料費等調整額の算定）(3) に定める特別措置の燃料費調整単価

区分および単位	2023 年 4 月 1 日から 2023 年 9 月 30 日までの期間		2023 年 10 月 1 日から 2023 年 10 月 31 日までの期間	
	特別措置の 燃料費調整 単価	消費税等相当額	特別措置の 燃料費調整 単価	消費税等相当額
	円 銭	円 銭	円 銭	円 銭
1 キロワット時につき	3.50	0.32	1.80	0.16

離島等供給特例承認申請書

託 サ 第 37 号

2023 年 2 月 24 日

経済産業大臣 西村 康稔 殿

富山市牛島町 15 番 1 号
北陸電力送配電株式会社
代表取締役社長 棚田 一也

電気事業法第 21 条第 2 項ただし書の規定により，次のとおり離島等供給約款以外の供給条件の承認を受けたいので申請します。

料金その他の供給条件	別紙に記載のとおりであります。
実施期日及び実施期間	同上

離島等供給約款以外の供給条件の内容

1 適 用 範 囲

この離島等供給約款以外の供給条件（以下「本供給条件」といいます。）は、離島等供給約款〔低圧用〕（2023年2月24日届出。以下「離島約款〔低圧〕」といい、当該離島約款〔低圧〕が届出により変更された場合は、変更後の離島約款〔低圧〕をいいます。）または離島等供給約款〔高圧用〕（2023年2月24日届出。以下「離島約款〔高圧〕」といい、当該離島約款〔高圧〕が届出により変更された場合は、変更後の離島約款〔高圧〕をいいます。）にもとづき電気の供給を受けるお客さまに適用いたします。

2 適 用 期 間

- (1) 適用期間は、(2)、(3)および(4)の場合を除き、2023年4月1日から2023年10月の検針日の前日までといたします。
- (2) 定額制供給の場合は、(1)にいう検針日は、そのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。ただし、離島約款〔低圧〕の臨時電灯、臨時電力および農事用電力Bで、料金の算定期間を契約使用開始日から翌月の応当日の前日までの期間、または各月の応当日から翌月の応当日の前日までの期間とする場合は、(1)にいう検針日は、応当日といたします。
- (3) 記録型計量器により計量する場合で、当社があらかじめお客さまに計量日をお知らせしたときは、(4)の場合を除き、(1)に準ずるものといたします。この場合、(1)にいう検針日は、計量日といたします。
- (4) 離島約款〔高圧〕にもとづき電気の供給を受けるお客さまで、検針日が毎月初日のお客さまについては、(1)に準ずるものといたします。この場合、(1)にいう各月の検針日は、その月の翌月の初日といたします。

3 燃 料 費 調 整

- (1) 離島約款〔低圧〕にもとづき電気の供給を受ける場合

燃料費調整とは、離島約款〔低圧〕15(定額電灯)(4)もしくは離島約款〔低圧〕20(公衆街路灯)(1)ロの電灯料金もしくは小型機器料金、離島約款〔低圧〕16(従量電灯)(1)ニ、離島約款〔低圧〕19(臨時電灯)(1)ハ、離島約款〔低圧〕24(臨時電力)(3)イもしくは離島約款〔低圧〕25(農事用電力)(2)ニ(イ)の料金または離島約款〔低圧〕16(従量電灯)(2)ニ、離島約款〔低圧〕16(従量電灯)(3)ホ、離島約款〔低圧〕17(時間帯別電灯)(5)、離島約款〔低圧〕18(高負荷率電灯)(5)、離島約款〔低圧〕19(臨時電灯)(2)ハ、離島約款〔低圧〕19(臨時電灯)(3)ロ、離島約款〔低圧〕20(公衆街路灯)(2)ニ、離島約款〔低圧〕21(低圧電力)(5)、離島約款〔低圧〕22(低圧電力Ⅱ)(3)、離島約款〔低圧〕23(低圧季節別時間帯別電力)(4)、離島約款〔低圧〕24(臨時電力)(3)ロ、離島約款〔低圧〕25(農事用電力)(1)ハ、離島約款〔低圧〕25(農事用電力)(2)ニ(ロ)、離島約款〔低圧〕26(ホワイトプラン電力)(1)ヘ、離島約款〔低圧〕26(ホワイ

トプラン電力) (2)へ、離島約款〔低圧〕26(ホワイトプラン電力) (3)ニもしくは離島約款〔低圧〕26(ホワイトプラン電力) (4)ニの電力量料金において、燃料費調整額を差し引くことまたは加えることをいいます。

(2) 離島約款〔高圧〕にもとづき電気の供給を受ける場合

燃料費調整とは、離島約款〔高圧〕15(業務用電力) (5)、離島約款〔高圧〕16(業務用季節別時間帯別電力) (5)、離島約款〔高圧〕17(高圧電力) (1)ホ、離島約款〔高圧〕17(高圧電力) (2)ニ、離島約款〔高圧〕18(季節別時間帯別電力) (1)ホ、離島約款〔高圧〕18(季節別時間帯別電力) (2)ニ、離島約款〔高圧〕19(臨時電力) (3)、離島約款〔高圧〕20(自家発補給電力A) (3)、離島約款〔高圧〕21(自家発補給電力B) (3)もしくは離島約款〔高圧〕22(予備電力) (3)電力量料金において、燃料費等調整額を加えることをいいます。

4 料 金

(1) 離島約款〔低圧〕にもとづき電気の供給を受ける場合

2(適用期間)に定める適用期間における、離島約款〔低圧〕15(定額電灯) (4)もしくは離島約款〔低圧〕20(公衆街路灯) (1)ロの電灯料金もしくは小型機器料金、離島約款〔低圧〕16(従量電灯) (1)ニ、離島約款〔低圧〕19(臨時電灯) (1)ハ、離島約款〔低圧〕24(臨時電力) (3)イもしくは離島約款〔低圧〕25(農事用電力) (2)ニ(イ)の料金または離島約款〔低圧〕16(従量電灯) (2)ニ、離島約款〔低圧〕16(従量電灯) (3)ホ、離島約款〔低圧〕17(時間帯別電灯) (5)、離島約款〔低圧〕18(高負荷率電灯) (5)、離島約款〔低圧〕19(臨時電灯) (2)ハ、離島約款〔低圧〕19(臨時電灯) (3)ロ、離島約款〔低圧〕20(公衆街路灯) (2)ニ、離島約款〔低圧〕21(低圧電力) (5)、離島約款〔低圧〕22(低圧電力Ⅱ) (3)、離島約款〔低圧〕23(低圧季節別時間帯別電力) (4)、離島約款〔低圧〕24(臨時電力) (3)ロ、離島約款〔低圧〕25(農事用電力) (1)ハ、離島約款〔低圧〕25(農事用電力) (2)ニ(ロ)、離島約款〔低圧〕26(ホワイトプラン電力) (1)へ、離島約款〔低圧〕26(ホワイトプラン電力) (2)へ、離島約款〔低圧〕26(ホワイトプラン電力) (3)ニもしくは離島約款〔低圧〕26(ホワイトプラン電力) (4)ニの電力量料金は、離島約款〔低圧〕に定める燃料費調整によらず、燃料費調整単価が別表1(燃料費調整額の算定) (2)ロ(イ)a, b, cまたは別表1(燃料費調整額の算定) (2)ロ(ロ)a, b, cにより算定される場合は、別表1(燃料費調整額の算定) (3)によって算定された燃料費調整額を差し引くものとし、燃料費調整単価が別表1(燃料費調整額の算定) (2)ロ(イ)dまたは別表1(燃料費調整額の算定) (2)ロ(ロ)dにより算定される場合は、別表1(燃料費調整額の算定) (3)によって算定された燃料費調整額を加えるものといたします。

(2) 離島約款〔高圧〕にもとづき電気の供給を受ける場合

2(適用期間)に定める適用期間における、離島約款〔高圧〕15(業務用電力) (5)、離島約款〔高圧〕16(業務用季節別時間帯別電力) (5)、離島約款〔高圧〕17(高圧電力) (1)ホ、離島約款〔高圧〕17(高圧電力) (2)ニ、離島約款〔高圧〕18(季節別時間帯別電力) (1)ホ、離島約款〔高圧〕18(季節別時間帯別電力) (2)ニ、離島約款〔高圧〕19(臨時電力) (3)、離島約款〔高圧〕20(自家発補給電力A) (3)、離島約款〔高圧〕21(自家発補給電力B) (3)もしくは離島約款〔高

圧] 22(予備電力)(3)の電力量料金は、離島約款〔高圧〕に定める燃料費等調整によらず、別表 2(燃料費等調整額の算定)(6)によって算定された燃料費等調整額を加えるものいたします。

5 そ の 他

その他の事項については、離島約款〔低圧〕または離島約款〔高圧〕に定めるところによるものといたします。

別 表（燃料費等調整）

1 燃料費調整額の算定

離島約款〔低圧〕にもとづき電気の供給を受ける場合の燃料費調整額は次のとおり算定いたします。

(1) 平均燃料価格

原油換算値 1 キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。

なお、平均燃料価格は、100 円単位とし、100 円未満の端数は、10 円の位で四捨五入いたします。

イ 定額電灯、従量電灯、臨時電灯、公衆街路灯、低圧電力、臨時電力または農事用電力の場合

$$\text{平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta$$

A = 各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格

B = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均石炭価格

$$\alpha = 0.2303$$

$$\beta = 1.1441$$

なお、各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格および 1 トン当たりの平均石炭価格の単位は、1 円とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

ロ イ以外の場合

$$\text{平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$$

A = 各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格

B = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均液化天然ガス価格

C = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均石炭価格

$$\alpha = 0.0380$$

$$\beta = 0.0702$$

$$\gamma = 1.2641$$

なお、各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格、1 トン当たりの平均液化天然ガス価格および 1 トン当たりの平均石炭価格の単位は、1 円とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

(2) 燃料費調整単価

イ 基準となる燃料費調整単価

(イ) 本供給条件における基準となる燃料費調整単価（以下「基準燃料費調整単価」といいます。）は、各契約種別ごとに次の算式によって算定された値といたします。

なお、基準燃料費調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

- a 定額電灯，従量電灯，臨時電灯，公衆街路灯，低圧電力，臨時電力または農事用電力の場合

- (a) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が21,900円を下回る場合

$$\frac{\text{基準燃料費}}{\text{調整単価}} = (21,900 \text{円} - \text{平均燃料価格}) \times \frac{(4) \text{の基準単価}}{1,000}$$

- (b) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が21,900円を上回り，かつ，32,900円以下の場合

$$\frac{\text{基準燃料費}}{\text{調整単価}} = (\text{平均燃料価格} - 21,900 \text{円}) \times \frac{(4) \text{の基準単価}}{1,000}$$

- (c) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が32,900円を上回る場合
平均燃料価格は，32,900円といたします。

$$\frac{\text{基準燃料費}}{\text{調整単価}} = (32,900 \text{円} - 21,900 \text{円}) \times \frac{(4) \text{の基準単価}}{1,000}$$

- b a以外の場合

- (a) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が79,300円を下回る場合

$$\frac{\text{基準燃料費}}{\text{調整単価}} = (79,300 \text{円} - \text{平均燃料価格}) \times \frac{(4) \text{の基準単価}}{1,000}$$

- (b) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が79,300円を上回る場合

$$\frac{\text{基準燃料費}}{\text{調整単価}} = (\text{平均燃料価格} - 79,300 \text{円}) \times \frac{(4) \text{の基準単価}}{1,000}$$

- (㍑) 基準燃料費調整単価の適用

各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された基準燃料費調整単価は，その平均燃料価格算定期間に対応する基準燃料費調整単価適用期間に使用される電気に適用となる燃料費調整単価の算定に適用いたします。

- a 各平均燃料価格算定期間に対応する基準燃料費調整単価適用期間は，bおよびcの場合を除き，次のとおりといたします。

平均燃料価格算定期間	基準燃料費調整単価適用期間
2022 年 11 月 1 日から 2023 年 1 月 31 日までの期間	2023 年 4 月 1 日から 2023 年 4 月の検針日の前日までの期間
2022 年 12 月 1 日から 2023 年 2 月 28 日までの期間	2023 年 4 月の検針日から 2023 年 5 月の検針日の前日までの期間
2023 年 1 月 1 日から 2023 年 3 月 31 日までの期間	2023 年 5 月の検針日から 2023 年 6 月の検針日の前日までの期間
2023 年 2 月 1 日から 2023 年 4 月 30 日までの期間	2023 年 6 月の検針日から 2023 年 7 月の検針日の前日までの期間
2023 年 3 月 1 日から 2023 年 5 月 31 日までの期間	2023 年 7 月の検針日から 2023 年 8 月の検針日の前日までの期間
2023 年 4 月 1 日から 2023 年 6 月 30 日までの期間	2023 年 8 月の検針日から 2023 年 9 月の検針日の前日までの期間
2023 年 5 月 1 日から 2023 年 7 月 31 日までの期間	2023 年 9 月の検針日から 2023 年 10 月の検針日の前日までの期間

b 定額制供給の場合は、各平均燃料価格算定期間に対応する基準燃料費調整単価適用期間は、a に準ずるものといたします。この場合、a にいう検針日は、そのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。ただし、臨時電灯、臨時電力および農事用電力Bで、料金の算定期間を契約使用開始日から翌月の応当日の前日までの期間、または各月の応当日から翌月の応当日の前日までの期間とする場合は、a にいう検針日は、応当日といたします。

c 記録型計量器により計量する場合で、当社があらかじめお客さまに計量日をお知らせしたときは、d の場合を除き、各平均燃料価格算定期間に対応する基準燃料費調整単価適用期間は、a に準ずるものといたします。この場合、a にいう検針日は、計量日といたします。

ロ 2（適用期間）に定める適用期間に使用される電気に適用となる燃料費調整単価

(イ) 定額電灯、従量電灯、臨時電灯、公衆街路灯、低圧電力、臨時電力または農事用電力の場合

a 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 21,900 円を下回る場合

燃料費調整単価 = 基準燃料費調整単価 + e に定める特別措置の燃料費調整単価

b 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 21,900 円の場合

燃料費調整単価 = e に定める特別措置の燃料費調整単価

c 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 21,900 円を上回り、かつ、基準燃料費調整単価が、e に定める特別措置の燃料費調整単価を下回る場合

燃料費調整単価 = e に定める特別措置の燃料費調整単価 - 基準燃料費調整単価

d 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 21,900 円を上回り、かつ、基準燃料費調整単価が、e に定める特別措置の燃料費調整単価以上となる場合

燃料費調整単価 = 基準燃料費調整単価 - e に定める特別措置の燃料費調整単価

e 特別措置の燃料費調整単価

(a) 定額制供給の場合

i 定額電灯および公衆街路灯 A

特別措置の燃料費調整単価は、各契約負荷設備ごとに 1 月につき次のとおりといたします。

		2023 年 4 月 1 日から 2023 年 9 月の検針日の 前日までの期間	2023 年 9 月の検針日 から 2023 年 10 月の検 針日の前日までの期間
電 灯	10 ワットまでの 1 灯につ き	27 円 19 銭	13 円 59 銭
	10 ワットをこえ 20 ワット までの 1 灯につき	54 円 38 銭	27 円 19 銭
	20 ワットをこえ 40 ワット までの 1 灯につき	108 円 75 銭	54 円 38 銭
	40 ワットをこえ 60 ワット までの 1 灯につき	163 円 13 銭	81 円 56 銭
	60 ワットをこえ 100 ワッ トまでの 1 灯につき	271 円 88 銭	135 円 94 銭
	100 ワットをこえる 1 灯に つき 100 ワットまでごとに	271 円 88 銭	135 円 94 銭
小 型 機 器	50 ボルトアンペアまでの 1 機器につき	81 円 21 銭	40 円 60 銭
	50 ボルトアンペアをこえ 100 ボルトアンペアまでの 1 機器につき	162 円 41 銭	81 円 21 銭
	100 ボルトアンペアをこえ る 1 機器につき 100 ボルト アンペアまでごとに	162 円 41 銭	81 円 21 銭

ii 臨時電灯 A

特別措置の燃料費調整単価は、契約負荷設備の総容量(入力)によって、1 日につき次のとおりといたします。

	2023 年 4 月 1 日から 2023 年 9 月の検針日 の前日までの期間	2023 年 9 月の検針日か ら 2023 年 10 月の検針 日の前日までの期間
総容量が 50 ボルトアンペアま での場合	2 円 1 9 銭	1 円 1 0 銭
総容量が 50 ボルトアンペアを こえ 100 ボルトアンペアまで の場合	4 円 3 8 銭	2 円 1 9 銭
総容量が 100 ボルトアンペア をこえ 500 ボルトアンペアま での場合 100 ボルトアンペア までごとに	4 円 3 8 銭	2 円 1 9 銭
総容量が 500 ボルトアンペ アをこえ 1 キロボルトアン ペアまでの場合	4 3 円 8 2 銭	2 1 円 9 1 銭
総容量が 1 キロボルトアン ペアをこえ 3 キロボルトアン ペアまでの場合 1 キロボルト アンペアまでごとに	4 3 円 8 2 銭	2 1 円 9 1 銭

iii 臨時電力

特別措置の燃料費調整単価は、次のとおりといたします。

	2023 年 4 月 1 日から 2023 年 9 月の検針日 の前日までの期間	2023 年 9 月の検針日か ら 2023 年 10 月の検針 日の前日までの期間
契約電力 0.5 キロワットの場合 1 日につき	2 3 円 0 3 銭	1 1 円 5 2 銭
契約電力 1 キロワット 1 日 につき	4 6 円 0 5 銭	2 3 円 0 3 銭

iv 農事用電力 B

特別措置の燃料費調整単価は、次のとおりといたします。

	2023年4月1日から 2023年9月の検針日の 前日までの期間	2023年9月の検針日か ら2023年10月の検針 日の前日までの期間
契約電力0.5キロワットの場合 1日につき	4 1 円 4 5 銭	2 0 円 7 3 銭
契約電力1キロワット1日 につき	8 2 円 8 9 銭	4 1 円 4 5 銭

(b) 従量制供給の場合

特別措置の燃料費調整単価は、次のとおりといたします。

	2023年4月1日から 2023年9月の検針日の 前日までの期間	2023年9月の検針日から 2023年10月の検針日の 前日までの期間
1キロワット時につき	7 円 0 0 銭	3 円 5 0 銭

(㍑) (イ)以外の場合

- a 1キロリットル当たりの平均燃料価格が79,300円を下回る場合

燃料費調整単価 = 基準燃料費調整単価 + eに定める特別措置の燃料費調整単価

- b 1キロリットル当たりの平均燃料価格が79,300円の場合

燃料費調整単価 = eに定める特別措置の燃料費調整単価

- c 1キロリットル当たりの平均燃料価格が79,300円を上回り、かつ、基準燃料費調整単価が、eに定める特別措置の燃料費調整単価を下回る場合

燃料費調整単価 = eに定める特別措置の燃料費調整単価 - 基準燃料費調整単価

- d 1キロリットル当たりの平均燃料価格が79,300円を上回り、かつ、基準燃料費調整単価が、eに定める特別措置の燃料費調整単価以上となる場合

燃料費調整単価 = 基準燃料費調整単価 - eに定める特別措置の燃料費調整単価

- e 特別措置の燃料費調整単価

特別措置の燃料費調整単価は、次のとおりといたします。

	2023年4月1日から 2023年9月の検針日の 前日までの期間	2023年9月の検針日から 2023年10月の検針日の 前日までの期間
1キロワット時につき	7 円 0 0 銭	3 円 5 0 銭

(3) 燃料費調整額

イ 定額制供給の場合

(イ) 定額電灯および公衆街路灯 A

燃料費調整額は、(2)によって算定された各契約負荷設備ごとの燃料費調整単価の合計といたします。

(ロ) 臨時電灯 A、臨時電力、農事用電力 B および深夜電力 A

燃料費調整額は、(2)によって算定された各契約種別ごとの燃料費調整単価といたします。

ロ 従量制供給の場合

燃料費調整額は、その 1 月の使用電力量に(2)によって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。ただし、従量電灯 A の場合は、最低料金の燃料費調整額は、最低料金適用電力量に(2)によって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。また、電力量料金の燃料費調整額は、その 1 月の使用電力量から最低料金適用電力量を差し引いたものに(2)によって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。

(4) 基準単価

基準単価は、平均燃料価格が 1,000 円変動した場合の値といたします。

イ 定額制供給の場合

(イ) 定額電灯および公衆街路灯 A

基準単価は、各契約負荷設備ごとに 1 月につき次のとおりといたします。

電 灯	10 ワットまでの 1 灯につき	6 2 銭 4 厘
	10 ワットをこえ 20 ワットまでの 1 灯につき	1 円 2 4 銭 7 厘
	20 ワットをこえ 40 ワットまでの 1 灯につき	2 円 4 9 銭 5 厘
	40 ワットをこえ 60 ワットまでの 1 灯につき	3 円 7 4 銭 2 厘
	60 ワットをこえ 100 ワットまでの 1 灯につき	6 円 2 3 銭 8 厘
	100 ワットをこえる 1 灯につき 100 ワットまでごとに	6 円 2 3 銭 8 厘
小 型 機 器	50 ボルトアンペアまでの 1 機器につき	1 円 8 6 銭 3 厘
	50 ボルトアンペアをこえ 100 ボルトアンペアまでの 1 機器につき	3 円 7 2 銭 6 厘
	100 ボルトアンペアをこえる 1 機器につき 100 ボルトアンペアまでごとに	3 円 7 2 銭 6 厘

(ロ) 臨時電灯 A

基準単価は、契約負荷設備の総容量(入力)によって、1 日につき次のとおりといたします。

総容量が 50 ボルトアンペアまでの場合	5 銭 1 厘
総容量が 50 ボルトアンペアをこえ 100 ボルトアンペアまでの場合	1 0 銭 0 厘
総容量が 100 ボルトアンペアをこえ 500 ボルトアンペアまでの場合 100 ボルトアンペアまでごとに	1 0 銭 0 厘
総容量が 500 ボルトアンペアをこえ 1 キロボルトアンペアまでの場合	1 円 0 0 銭 5 厘
総容量が 1 キロボルトアンペアをこえ 3 キロボルトアンペアまでの場合 1 キロボルトアンペアまでごとに	1 円 0 0 銭 5 厘

(ハ) 臨時電力

基準単価は、次のとおりといたします。ただし、契約電力が 0.5 キロワットの場合の基準単価は、契約電力が 1 キロワットの場合の基準単価の半額といたします。

契約電力 1 キロワット 1 日につき	1 円 0 5 銭 7 厘
---------------------	---------------

(ニ) 農事用電力 B

基準単価は、次のとおりといたします。ただし、契約電力が 0.5 キロワットの場合の基準単価は、契約電力が 1 キロワットの場合の基準単価の半額といたします。

契約電力 1 キロワット 1 日につき	1 円 9 0 銭 2 厘
---------------------	---------------

ロ 従量制供給の場合

基準単価は、次のとおりといたします。

- (イ) 定額電灯，従量電灯，臨時電灯，公衆街路灯，低圧電力，臨時電力または農事用電力の場合

1 キロワット時につき	1 6 銭 1 厘
-------------	-----------

- (ロ) (イ) 以外の場合

1 キロワット時につき	1 8 銭 6 厘
-------------	-----------

(5) 燃料費調整単価等のお知らせ

当社は、(1)の各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格，1 トン当たりの平均液化天然ガス価格，1 トン当たりの平均石炭価格および(2)によって算定された燃料費調整単価を，インターネットを利用する方法等によりお知らせいたします。

2 燃料費等調整額の算定

離島約款〔高圧〕にもとづき電気の供給を受ける場合の燃料費等調整額は、次のとおり算定いたします。

(1) 燃料費調整単価の算定

イ 平均燃料価格

原油換算値1キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。

なお、平均燃料価格は、100円単位とし、100円未満の端数は、10円の位で四捨五入いたします。

$$\text{平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$$

A＝各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格

B＝各平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均液化天然ガス価格

C＝各平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均石炭価格

$$\alpha = 0.0380$$

$$\beta = 0.0702$$

$$\gamma = 1.2641$$

なお、各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格、1トン当たりの平均液化天然ガス価格および1トン当たりの平均石炭価格の単位は、1円とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

ロ 基準燃料単価

基準燃料単価は、平均燃料価格が1,000円変動した場合の値とし、次のとおりといたします。

1キロワット時につき	17銭7厘
------------	-------

ハ 燃料費調整単価

燃料費調整単価は、各契約種別ごとに次の算式によって算定された値といたします。

なお、燃料費調整単価の単位は、1銭とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

$$\begin{array}{l} \text{燃 料 費} \\ \text{調整単価} \end{array} = (\text{平均燃料価格} - 79,300 \text{円}) \times \frac{\text{ロの基準燃料単価}}{1,000}$$

(2) 市場価格調整単価の算定

イ 平均市場価格

1キロワット時当たりの平均市場価格は、各平均市場価格算定期間における6時から18時までの北陸エリアプライスの単純平均価格といたします。

なお、平均市場価格の単位は、1銭とし、その端数は、少数点以下第1位で四捨五入いたします。

ロ 基準市場単価

基準市場単価は、平均市場価格が 1 円変動した場合の値とし、次のとおりといたします。

1 キロワット時につき	1 4 銭 9 厘
-------------	-----------

ハ 市場価格調整単価

市場価格調整単価は、各契約種別ごとに次の算式によって算定された値といたします。

なお、市場価格調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

(イ) 1 キロワット時当たりの平均市場価格が 8 円 0 0 銭を下回る場合

$$\text{市場価格調整単価} = (\text{平均市場価格} - 8 \text{ 円 } 0 \text{ 0 銭}) \times \text{ロの基準市場単価}$$

(ロ) 1 キロワット時当たりの平均市場価格が 3 2 円 0 0 銭を上回る場合

$$\text{市場価格調整単価} = (\text{平均市場価格} - 3 \text{ 2 円 } 0 \text{ 0 銭}) \times \text{ロの基準市場単価}$$

(ハ) 1 キロワット時当たりの平均市場価格が 8 円 0 0 銭以上、3 2 円 0 0 銭以下の場合
市場価格調整単価は零といたします。

(3) 特別措置の燃料費調整単価

特別措置の燃料費調整単価は、次のとおりといたします。

	2023 年 4 月 1 日から 2023 年 9 月 30 日までの期間	2023 年 10 月 1 日から 2023 年 10 月 31 日までの期間
1 キロワット時につき	3 円 5 0 銭	1 円 8 0 銭

(4) 燃料費等調整単価の算定

燃料費等調整単価は、次の算式により算定した値といたします。

$$\begin{array}{l} \text{燃料費等} \\ \text{調整単価} \end{array} = \text{燃料費調整単価} + \text{市場価格調整単価} - \text{特別措置の燃料費調整単価}$$

(5) 燃料費等調整単価の適用

各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格および各平均市場価格算定期間の平均市場価格によって算定された燃料費等調整単価は、その平均燃料価格算定期間および平均市場価格算定期間に対応する次の燃料費等調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。

平均燃料価格算定期間	平均市場価格算定期間	燃料費等調整単価適用期間
2022 年 11 月 1 日から 2023 年 1 月 31 日までの期間	2023 年 3 月 21 日から 2023 年 4 月 20 日までの期間	2023 年 4 月 1 日から 2023 年 4 月 30 日までの期間
2022 年 12 月 1 日から 2023 年 2 月 28 日までの期間	2023 年 4 月 21 日から 2023 年 5 月 20 日までの期間	2023 年 5 月 1 日から 2023 年 5 月 31 日までの期間
2023 年 1 月 1 日から 2023 年 3 月 31 日までの期間	2023 年 5 月 21 日から 2023 年 6 月 20 日までの期間	2023 年 6 月 1 日から 2023 年 6 月 30 日までの期間
2023 年 2 月 1 日から 2023 年 4 月 30 日までの期間	2023 年 6 月 21 日から 2023 年 7 月 20 日までの期間	2023 年 7 月 1 日から 2023 年 7 月 31 日までの期間
2023 年 3 月 1 日から 2023 年 5 月 31 日までの期間	2023 年 7 月 21 日から 2023 年 8 月 20 日までの期間	2023 年 8 月 1 日から 2023 年 8 月 31 日までの期間
2023 年 4 月 1 日から 2023 年 6 月 30 日までの期間	2023 年 8 月 21 日から 2023 年 9 月 20 日までの期間	2023 年 9 月 1 日から 2023 年 9 月 30 日までの期間
2023 年 5 月 1 日から 2023 年 7 月 31 日までの期間	2023 年 9 月 21 日から 2023 年 10 月 20 日までの期間	2023 年 10 月 1 日から 2023 年 10 月 31 日までの期間

(6) 燃料費等調整額

燃料費等調整額は、その 1 月の使用電力量に (4) によって算定された燃料費等調整単価を適用して算定いたします。

(7) 燃料費調整単価等のお知らせ

当社は、(1) によって算定した燃料費調整単価、(2) により算定した市場価格調整単価および (4) により算定した燃料費等調整単価を、インターネットを利用する方法等によりお知らせいたします。

附 則

- 1 本供給条件実施の際現に離島等供給約款以外の供給条件（令和 4 年 12 月 16 日付け 20221207 資第 20 号承認。以下「旧供給条件」という。）の適用を受けているお客さまについて、2023 年 3 月 31 日までは旧供給条件を適用する。
- 2 2023 年 4 月 1 日以降については、旧供給条件によらず本供給条件を適用する。

別 添

電気事業法施行規則第32条の規定に基づく添付書類

離島等供給約款以外の供給条件による離島等供給を必要とする理由

特別措置の燃料費調整単価の算出根拠

離島等供給約款以外の供給条件による離島等供給を必要とする理由

離島等供給約款以外の供給条件による離島等供給を必要とする理由

当社は、2022年10月28日の閣議決定「物価高克服・経済再生実現のための総合経済対策」に基づく電気料金の高騰の激変緩和措置の実施について、価格高騰により影響を受ける家計や価格転嫁の困難な企業への支援という施策の趣旨に鑑み、支援対象となるすべての需要家に迅速に支援を届けるよう経済産業省から要請を受け、離島等供給約款に基づき算定される燃料費調整単価を軽減することによる激変緩和措置を実施するため、離島等供給約款以外の供給条件を設定し、承認（令和4年12月16日付け20221207資第20号承認。）を受けました。

この度、当社は離島等供給約款に定める料金その他の供給条件の見直しを行なうことから、離島等供給約款以外の供給条件を見直す必要があるため、電気事業法第21条第2項ただし書の規定に基づき、離島等供給約款以外の供給条件を設定したく特例承認申請するものであります。

特別措置の燃料費調整単価の算出根拠

特別措置の燃料費調整単価の算出根拠

特別措置の燃料費調整単価

○従量制供給の場合

		2023 年 4 月 1 日から 2023 年 9 月の検針日 の前日までの期間	2023 年 9 月の検針日 から 2023 年 10 月の検 針日の前日までの期間
		(a)	(b)
1 キロワット時 につき	離島約款〔低圧〕にもと づき電気の供給を受ける 場合	7 円 0 0 銭	3 円 5 0 銭
	離島約款〔高圧〕にもと づき電気の供給を受ける 場合	3 円 5 0 銭	1 円 8 0 銭

○定額制供給の場合

契 約 種 別	対 象	範 囲	単 位	みなし kWh (※1)	2023 年 4 月 1 日か ら 2023 年 9 月の 検針日の前日まで の期間 (※2)	2023 年 9 月の 検針日から 2023 年 10 月の検針日 の前日までの期間 (※2)
				(c)	(a)*(c)	(b)*(c)
定 額 電 灯 お よ び	電 灯	10W まで	1 灯	3.884	2 7 円 1 9 銭	1 3 円 5 9 銭
		10W をこえ 20W まで	〃	7.768	5 4 円 3 8 銭	2 7 円 1 9 銭
		20W をこえ 40W まで	〃	15.536	1 0 8 円 7 5 銭	5 4 円 3 8 銭
		40W をこえ 60W まで	〃	23.304	1 6 3 円 1 3 銭	8 1 円 5 6 銭
		60W をこえ 100W まで	〃	38.840	2 7 1 円 8 8 銭	1 3 5 円 9 4 銭
		100W をこえる 100W までごとに	〃	38.840	2 7 1 円 8 8 銭	1 3 5 円 9 4 銭
公 衆 街 路 灯 A	小 型 機 器	50VA まで	1 機器	11.601	8 1 円 2 1 銭	4 0 円 6 0 銭
		50VA をこえ 100VA まで	〃	23.202	1 6 2 円 4 1 銭	8 1 円 2 1 銭
		100VA をこえる 100VA までごとに	〃	23.202	1 6 2 円 4 1 銭	8 1 円 2 1 銭

契約 種別	対 象	範囲	単位	みなし kWh (※1)	2023年4月1日 から2023年9月 の検針日の前日ま での期間 (※2)	2023年9月の 検針日から2023 年10月の検針日 の前日までの期間 (※2)
				(c)	(a)*(c)	(b)*(c)
臨時 電灯A		総容量が50 VA までの 場合1日につき	1 契約	0.313	2 円 1 9 銭	1 円 1 0 銭
		総容量が50 VA をこえ 100 VA までの場合 1日につき	〃	0.626	4 円 3 8 銭	2 円 1 9 銭
		総容量が100 VA をこえ 500 VA までの場合100 VA までごとに1日 につき	〃	0.626	4 円 3 8 銭	2 円 1 9 銭
		総容量が500 VA を こえ1kVA までの 場合1日につき	〃	6.260	4 3 円 8 2 銭	2 1 円 9 1 銭
		総容量が1kVA をこえ 3kVA までの場合 1kVA までごとに 1日につき	〃	6.260	4 3 円 8 2 銭	2 1 円 9 1 銭
臨時 電力		契約電力0.5kW の 場合1日につき	1 契約	—	2 3 円 0 3 銭 (※3)	1 1 円 5 2 銭 (※3)
		契約電力1kW 1日 につき	1 kW	6.579	4 6 円 0 5 銭	2 3 円 0 3 銭
農事用 電力B		契約電力0.5kW の 場合1日につき	1 契約	—	4 1 円 4 5 銭 (※3)	2 0 円 7 3 銭 (※3)
		契約電力1kW 1日 につき	1 kW	11.842	8 2 円 8 9 銭	4 1 円 4 5 銭

※1 みなし kWh は、現行単価の設定時の算定において用いた諸元と同一である。具体的な計算は、
「電源開発促進税法取扱通達」(課税標準数量の計算等)に定める方法等により算定している。

※2 小数点以下第3位で四捨五入して算定した。

※3 1 kW の場合の単価の半額とし、小数点以下第3位で四捨五入して算定した。

以 上

離島等供給特例承認申請書

契託制第39号
2023年2月24日

経済産業大臣 西村 康稔 殿

福岡市中央区渡辺通二丁目1番82号
九州電力送配電株式会社
代表取締役社長 廣 渡 健

電気事業法第21条第2項ただし書の規定により，次のとおり離島等供給約款以外の供給条件の承認を受けたいので申請します。

料 金 そ の 他 の 供 給 条 件	別紙に記載のとおりであります。
実 施 期 日 及 び 実 施 期 間	2023年4月1日から2023年10月末日

離島等供給約款以外の供給条件の内容

1 適 用 範 囲

この離島等供給約款以外の供給条件（以下「本供給条件」といいます。）は、離島等供給約款〔低圧用〕（2023年4月1日実施。以下「離島約款〔低圧用〕」）といえます。ただし、当該離島約款〔低圧用〕が届出により変更された場合は、変更後の離島約款〔低圧用〕をいいます。）にもとづき電気の供給を受けるお客さままたは離島等供給約款〔高圧・特別高圧用〕（2023年4月1日実施。以下「離島約款〔高圧・特別高圧用〕」）といえます。ただし、当該離島約款〔高圧・特別高圧用〕が届出により変更された場合は、変更後の離島約款〔高圧・特別高圧用〕をいいます。）にもとづき高圧で電気の供給を受けるお客さまに適用いたします。

2 適 用 期 間

- (1) 適用期間は、(2)、(3)および(4)の場合を除き、令和5年1月の検針日から令和5年10月の検針日の前日までといたします。
- (2) 低圧で供給を受ける場合で、定額制供給のときの(1)にいう検針日は、そのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。ただし、離島約款〔低圧用〕における臨時電灯、臨時電力および農事用電力Bで、料金の算定期間を契約使用開始日から翌月の応当日の前日までの期間、または各月の応当日から翌月の応当日の前日までの期間とする場合は、(1)にいう検針日は、応当日といたします。
- (3) 高圧で供給を受ける場合で、記録型計量器により計量し、かつ、当社があらかじめお客さまに計量日をお知らせしたときは、(4)の場合を除き、(1)に準ずるものといたします。この場合、(1)にいう検針日は、計量日といたします。

- (4) 契約種別ごとの契約電力が500キロワット以上のお客さま（高圧で電気の供給を受ける場合に限り。また、これらのお客さまに係る自家発補給電力、自家発補給電力Ⅰおよび予備電力を含みます。）で、検針日が毎月初日のお客さまについては、(1)に準ずるものといたします。この場合、(1)にいう各月の検針日は、その月の翌月の初日といたします。

3 燃 料 費 調 整

燃料費調整とは、離島約款〔低圧用〕における15（定額電灯）(4)もしくは20（公衆街路灯）(1)ロの電灯料金もしくは小型機器料金、16（従量電灯）(1)ニ、19（臨時電灯）(1)ハ、23（臨時電力）(3)イ、24（農事用電力）(2)ロ(イ)、附則3（公衆街路灯のお客さまについての特別措置）(2)もしくは附則8（深夜電力のお客さまについての特別措置）(1)ホの料金、16（従量電灯）(2)ニ、16（従量電灯）(3)ホ、17（季時別電灯）(5)、18（高負荷率型電灯）(5)、19（臨時電灯）(2)ハ、19（臨時電灯）(3)ロ、20（公衆街路灯）(2)ニ、21（低圧電力）(5)、22（低圧季時別電力）(4)、23（臨時電力）(3)ロ、24（農事用電力）(1)ハ、24（農事用電力）(2)ロ(ロ)、25（深夜電力〔防霜用〕）(4)、附則6（時間帯別電灯のお客さまについての特別措置）(5)、附則7（ピークシフト電灯のお客さまについての特別措置）(5)、附則8（深夜電力のお客さまについての特別措置）(2)ニ、附則9（第2深夜電力のお客さまについての特別措置）(4)もしくは附則10（第2深夜電力のお客さまの5時間供給についての特別措置）(2)の電力量料金または離島約款〔高圧・特別高圧用〕における15（業務用電力）(5)、16（業務用電力Ⅰ）(3)、17（産業用電力）(5)、18（産業用電力Ⅰ）(3)、19（臨時電力）(3)、20（臨時電力Ⅰ）(3)、21（かんがい排水用電力）(5)、22（自家発補給電力）(1)ハまたは(2)ハ、23（自家発補給電力Ⅰ）(1)ハまたは(2)ハ、24（予備電力）(3)、附則3（負荷率別契約のお客さまについての特別措置）(5)、附則4（深夜電力のお客さまについての特別措置）(5)もしくは附則5（第2深夜電力の

お客さまについての特別措置) (5)の電力量料金において、燃料費調整額を加えることまたは差し引くことをいいます。

4 料 金

(1) 低圧で供給を受ける場合

2 (適用期間) に定める適用期間の離島約款〔低圧用〕における15 (定額電灯) (4)もしくは20 (公衆街路灯) (1)ロの電灯料金もしくは小型機器料金, 16 (従量電灯) (1)ニ, 19 (臨時電灯) (1)ハ, 23 (臨時電力) (3)イ, 24 (農事用電力) (2)ロ(イ), 附則3 (公衆街路灯のお客さまについての特別措置) (2)もしくは附則8 (深夜電力のお客さまについての特別措置) (1)ホの料金または16 (従量電灯) (2)ニ, 16 (従量電灯) (3)ホ, 17 (季時別電灯) (5), 18 (高負荷率型電灯) (5), 19 (臨時電灯) (2)ハ, 19 (臨時電灯) (3)ロ, 20 (公衆街路灯) (2)ニ, 21 (低圧電力) (5), 22 (低圧季時別電力) (4), 23 (臨時電力) (3)ロ, 24 (農事用電力) (1)ハ, 24 (農事用電力) (2)ロ(ロ), 25 (深夜電力〔防霜用〕) (4), 附則6 (時間帯別電灯のお客さまについての特別措置) (5), 附則7 (ピークシフト電灯のお客さまについての特別措置) (5), 附則8 (深夜電力のお客さまについての特別措置) (2)ニ, 附則9 (第2深夜電力のお客さまについての特別措置) (4)もしくは附則10 (第2深夜電力のお客さまの5時間供給についての特別措置) (2)の電力量料金は、離島約款〔低圧用〕に定める燃料費調整によらず、燃料費調整単価が別表1 (燃料費調整額の算定) (2)ロ(イ), (ロ)または(ハ)により算定される場合は、別表1 (燃料費調整額の算定) (3)イによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、燃料費調整単価が別表1 (燃料費調整額の算定) (2)ロ(ニ)により算定される場合は、別表1 (燃料費調整額の算定) (3)イによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

(2) 高圧で供給を受ける場合

2（適用期間）に定める適用期間の離島約款〔高圧・特別高圧用〕における15（業務用電力）(5)，16（業務用電力Ⅰ）(3)，17（産業用電力）(5)，18（産業用電力Ⅰ）(3)，19（臨時電力）(3)，20（臨時電力Ⅰ）(3)，21（かんがい排水用電力）(5)，22（自家発補給電力）(1)ハもしくは(2)ハ，23（自家発補給電力Ⅰ）(1)ハもしくは(2)ハ，24（予備電力）(3)，附則3（負荷率別契約のお客さまについての特別措置）(5)，附則4（深夜電力のお客さまについての特別措置）(5)または附則5（第2深夜電力のお客さまについての特別措置）(5)の電力量料金は，離島約款〔高圧・特別高圧用〕に定める燃料費調整によらず，燃料費調整単価が別表1（燃料費調整額の算定）(2)ロ(イ)，(ロ)または(ハ)により算定される場合は，別表1（燃料費調整額の算定）(3)ロによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし，燃料費調整単価が別表1（燃料費調整額の算定）(2)ロ(ニ)により算定される場合は，別表1（燃料費調整額の算定）(3)ロによって算定された燃料費調整額を加えたものいたします。

5 そ の 他

その他の事項については，離島約款〔低圧用〕または離島約款〔高圧・特別高圧用〕に定めるところによるものいたします。

附

則

- 1 本供給条件実施の際現に離島等供給約款以外の供給条件（令和4年12月16日付け20221207資第20号承認。以下「旧供給条件」といいます。）の適用を受けているお客さまについては、本供給条件の規定を適用いたします。
- 2 本供給条件の実施にともない、旧供給条件は廃止いたします。

別 表 燃 料 費 調 整

別 表 燃 料 費 調 整

1 燃料費調整額の算定

(1) 平均燃料価格

原油換算値 1 キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。

なお、平均燃料価格は、100円単位とし、100円未満の端数は、10円の位で四捨五入いたします。

$$\text{平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$$

A = 各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均
原油価格

B = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均液化天然
ガス価格

C = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均石炭価格

$$\alpha = 0.0053$$

$$\beta = 0.1861$$

$$\gamma = 1.0757$$

なお、各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格、1 トン当たりの平均液化天然ガス価格および 1 トン当たりの平均石炭価格の単位は、1 円とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

(2) 燃料費調整単価

イ 基準となる燃料費調整単価

(イ) 本供給条件における基準となる燃料費調整単価（以下「基準燃料費調整単価」といいます。）は、各契約種別ごとに次の算式によって算定された値といたします。

なお、基準燃料費調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

a 令和 5 年 1 月の検針日から令和 5 年 3 月 31 日までの期間

(a) 低圧で供給を受ける場合

i 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 27,400 円を下回る
場合

$$\text{基準燃料費調整単価} = (27,400\text{円} - \text{平均燃料価格}) \times \frac{\text{別表 2 (基準単価) の基準単価}}{1,000}$$

ii 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 27,400 円を上回り、
かつ、41,100 円以下の場合

$$\text{基準燃料費調整単価} = (\text{平均燃料価格} - 27,400\text{円}) \times \frac{\text{別表 2 (基準単価) の基準単価}}{1,000}$$

iii 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 41,100 円を上回る
場合

平均燃料価格は、41,100 円といたします。

$$\text{基準燃料費調整単価} = (41,100\text{円} - 27,400\text{円}) \times \frac{\text{別表 2 (基準単価) の基準単価}}{1,000}$$

(b) 高圧で供給を受ける場合

i 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 27,400 円を下回る
場合

$$\text{基準燃料費調整単価} = (27,400\text{円} - \text{平均燃料価格}) \times \frac{\text{別表 2 (基準単価) の基準単価}}{1,000}$$

ii 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 27,400 円を上回る
場合

$$\text{基準燃料費調整単価} = (\text{平均燃料価格} - 27,400\text{円}) \times \frac{\text{別表 2 (基準単価) の基準単価}}{1,000}$$

b 令和 5 年 4 月 1 日から令和 5 年 10 月の検針日の前日までの期間

(a) 低圧で供給を受ける場合で、定額電灯、従量電灯、臨時電灯、
公衆街路灯、低圧電力、臨時電力または農事用電力のとき。

- i 1キロリットル当たりの平均燃料価格が27,400円を下回る
場合

$$\text{基準燃料費調整単価} = (27,400\text{円} - \text{平均燃料価格}) \times \frac{\text{別表2(基準単価)の基準単価}}{1,000}$$

- ii 1キロリットル当たりの平均燃料価格が27,400円を上回り、
かつ、41,100円以下の場合

$$\text{基準燃料費調整単価} = (\text{平均燃料価格} - 27,400\text{円}) \times \frac{\text{別表2(基準単価)の基準単価}}{1,000}$$

- iii 1キロリットル当たりの平均燃料価格が41,100円を上回る
場合

平均燃料価格は、41,100円といたします。

$$\text{基準燃料費調整単価} = (41,100\text{円} - 27,400\text{円}) \times \frac{\text{別表2(基準単価)の基準単価}}{1,000}$$

- (b) 低圧で供給を受ける場合で、(a)以外のおよび高圧で供給
を受ける場合

- i 1キロリットル当たりの平均燃料価格が27,400円を下回る
場合

$$\text{基準燃料費調整単価} = (27,400\text{円} - \text{平均燃料価格}) \times \frac{\text{別表2(基準単価)の基準単価}}{1,000}$$

- ii 1キロリットル当たりの平均燃料価格が27,400円を上回る
場合

$$\text{基準燃料費調整単価} = (\text{平均燃料価格} - 27,400\text{円}) \times \frac{\text{別表2(基準単価)の基準単価}}{1,000}$$

- (ロ) 基準燃料費調整単価の適用

各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された基準
燃料費調整単価は、その平均燃料価格算定期間に対応する基準燃料
費調整単価適用期間に使用される電気に適用する燃料費調整単価の
算定に適用いたします。

- a 各平均燃料価格算定期間に対応する基準燃料費調整単価適用期

間は、b、cおよびdの場合を除き、次のとおりといたします。

平均燃料価格算定期間	基準燃料費調整単価適用期間
令和4年9月1日から 令和4年11月30日までの期間	令和5年1月の検針日から 令和5年2月の検針日の前日 までの期間
令和4年10月1日から 令和4年12月31日までの期間	令和5年2月の検針日から 令和5年3月の検針日の前日 までの期間
令和4年11月1日から 令和5年1月31日までの期間	令和5年3月の検針日から 令和5年4月の検針日の前日 までの期間
令和4年12月1日から 令和5年2月28日までの期間	令和5年4月の検針日から 令和5年5月の検針日の前日 までの期間
令和5年1月1日から 令和5年3月31日までの期間	令和5年5月の検針日から 令和5年6月の検針日の前日 までの期間
令和5年2月1日から 令和5年4月30日までの期間	令和5年6月の検針日から 令和5年7月の検針日の前日 までの期間
令和5年3月1日から 令和5年5月31日までの期間	令和5年7月の検針日から 令和5年8月の検針日の前日 までの期間
令和5年4月1日から 令和5年6月30日までの期間	令和5年8月の検針日から 令和5年9月の検針日の前日 までの期間
令和5年5月1日から 令和5年7月31日までの期間	令和5年9月の検針日から 令和5年10月の検針日の前日 までの期間

- b 低圧で供給を受ける場合で、定額制供給のときの各平均燃料価格算定期間に対応する基準燃料費調整単価適用期間は、aに準ずるものといたします。この場合、aにいう検針日は、そのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。ただし、離島約款〔低圧用〕における臨時電灯、臨時電力および農事用電力Bで、料金の算定期間を契約使用開始日から翌月の応当日の前日までの期間、または各月の応当日から翌月の応当日の前日までの期間とする場合には、aにいう検針日は、応当日といたします。

c 高圧で供給を受ける場合で、記録型計量器により計量し、かつ、当社があらかじめお客さまに計量日をお知らせしたときは、dの場合を除き、各平均燃料価格算定期間に対応する基準燃料費調整単価適用期間は、aに準ずるものといたします。この場合、aにいう検針日は、計量日といたします。

d 契約種別ごとの契約電力が500キロワット以上のお客さま（高圧で電気の供給を受ける場合に限ります。また、これらのお客さまに係る自家発補給電力、自家発補給電力Ⅰおよび予備電力を含みます。）で、検針日が毎月初日のお客さまについては、各平均燃料価格算定期間に対応する基準燃料費調整単価適用期間は、aに準ずるものといたします。この場合、aにいう各月の検針日は、その月の翌月の初日といたします。

ロ 2（適用期間）に定める適用期間に使用される電気に適用する燃料費調整単価

(イ) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が27,400円を下回る場合

$$\begin{array}{l} \text{燃 料 費} \\ \text{調整単価} \end{array} = \text{基準燃料費調整単価} + \text{(ホ)に定める特別措置の燃料費調整単価}$$

(ロ) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が27,400円の場合

$$\begin{array}{l} \text{燃 料 費} \\ \text{調整単価} \end{array} = \text{(ホ)に定める特別措置の燃料費調整単価}$$

(ハ) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が27,400円を上回り、かつ、基準燃料費調整単価が、(ホ)に定める特別措置の燃料費調整単価を下回る場合

$$\begin{array}{l} \text{燃 料 費} \\ \text{調整単価} \end{array} = \text{(ホ)に定める特別措置の燃料費調整単価} - \text{基準燃料費調整単価}$$

(ニ) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が27,400円を上回り、かつ、基準燃料費調整単価が、(ホ)に定める特別措置の燃料費調整単価以上

となる場合

$$\frac{\text{燃 料 費}}{\text{調整単価}} = \text{基準燃料費調整単価} -$$

(ホ)に定める特別措置の燃料費調整単価

(ホ) 特別措置の燃料費調整単価

a 令和5年1月の検針日から令和5年9月の検針日の前日までの
期間

(a) 定額制供給の場合

i 定額電灯および公衆街路灯 A

特別措置の燃料費調整単価は、各契約負荷設備ごとに1月
につき次のとおりといたします。

電 灯	10ワットまでの1灯につき	27円19銭
	10ワットをこえ20ワットまでの1灯につき	54円38銭
	20ワットをこえ40ワットまでの1灯につき	108円75銭
	40ワットをこえ60ワットまでの1灯につき	163円13銭
	60ワットをこえ100ワットまでの1灯につき	271円88銭
	100ワットをこえる1灯につき100ワット までごとに	271円88銭
小 型 機 器	50ボルトアンペアまでの1機器につき	81円21銭
	50ボルトアンペアをこえ100ボルトアン ペアまでの1機器につき	162円41銭
	100ボルトアンペアをこえる1機器に つき50ボルトアンペアまでごとに	81円21銭

ii 臨時電灯 A

特別措置の燃料費調整単価は、契約負荷設備の総容量（入
力）によって、1日につき次のとおりといたします。

総容量が50ボルトアンペアまでの場合	2 円 1 9 銭
総容量が50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの場合	4 円 3 8 銭
総容量が100ボルトアンペアをこえ500ボルトアンペアまでの場合100ボルトアンペアまでごとに	4 円 3 8 銭
総容量が500ボルトアンペアをこえ 1 キロボルトアンペアまでの場合	4 3 円 8 2 銭
総容量が 1 キロボルトアンペアをこえ 3 キロボルトアンペアまでの場合 1 キロボルトアンペアまでごとに	4 3 円 8 2 銭

iii 臨 時 電 力

特別措置の燃料費調整単価は、次のとおりといたします。

契約電力 1 キロワット 1 日につき	4 6 円 0 5 銭
契約電力0.5キロワットの場合 1 日につき	2 3 円 0 3 銭

iv 農事用電力 B（脱穀調整需要）

特別措置の燃料費調整単価は、次のとおりといたします。

契 約 電 力	0.5キロワット	1キロワット	2キロワット	3キロワット	4キロワット	5キロワット
1 日につき	円 銭 11.52	円 銭 23.02	円 銭 46.05	円 銭 69.08	円 銭 92.11	円 銭 115.13

v 深 夜 電 力 A

特別措置の燃料費調整単価は、1月につき次のとおりといたします。

1 契 約 に つ き	7 0 0 円 0 0 銭
-------------	---------------

(b) 従量制供給の場合

特別措置の燃料費調整単価は、次のとおりといたします。

1キロワット時につき	低圧で供給を受ける場合	7円00銭
	高圧で供給を受ける場合	3円50銭

b 令和5年9月の検針日から令和5年10月の検針日の前日までの期間

(a) 定額制供給の場合

i 定額電灯および公衆街路灯A

特別措置の燃料費調整単価は、各契約負荷設備ごとに1月につき次のとおりといたします。

電 灯	10ワットまでの1灯につき	13円59銭
	10ワットをこえ20ワットまでの1灯につき	27円19銭
	20ワットをこえ40ワットまでの1灯につき	54円38銭
	40ワットをこえ60ワットまでの1灯につき	81円56銭
	60ワットをこえ100ワットまでの1灯につき	135円94銭
	100ワットをこえる1灯につき100ワットまでごとに	135円94銭
小 型 機 器	50ボルトアンペアまでの1機器につき	40円60銭
	50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの1機器につき	81円21銭
	100ボルトアンペアをこえる1機器につき50ボルトアンペアまでごとに	40円60銭

ii 臨時電灯A

特別措置の燃料費調整単価は、契約負荷設備の総容量（入力）によって、1日につき次のとおりといたします。

総容量が50ボルトアンペアまでの場合	1 円 1 0 銭
総容量が50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの場合	2 円 1 9 銭
総容量が100ボルトアンペアをこえ500ボルトアンペアまでの場合100ボルトアンペアまでごとに	2 円 1 9 銭
総容量が500ボルトアンペアをこえ 1 キロボルトアンペアまでの場合	2 1 円 9 1 銭
総容量が 1 キロボルトアンペアをこえ 3 キロボルトアンペアまでの場合 1 キロボルトアンペアまでごとに	2 1 円 9 1 銭

iii 臨 時 電 力

特別措置の燃料費調整単価は、次のとおりといたします。

契約電力 1 キロワット 1 日につき	2 3 円 0 3 銭
契約電力0.5キロワットの場合 1 日につき	1 1 円 5 2 銭

iv 農事用電力 B（脱穀調整需要）

特別措置の燃料費調整単価は、次のとおりといたします。

契 約 電 力	0.5キロワット	1キロワット	2キロワット	3キロワット	4キロワット	5キロワット
1 日につき	円 銭 5.76	円 銭 11.51	円 銭 23.03	円 銭 34.54	円 銭 46.05	円 銭 57.56

v 深 夜 電 力 A

特別措置の燃料費調整単価は、1 月につき次のとおりといたします。

1 契 約 に つ き	3 5 0 円 0 0 銭
-------------	---------------

(b) 従量制供給の場合

特別措置の燃料費調整単価は、次のとおりといたします。

1キロワット時につき	低圧で供給を受ける場合	3円50銭
	高圧で供給を受ける場合	1円80銭

(3) 燃料費調整額

イ 低圧で供給を受ける場合

(イ) 定額制供給の場合

a 定額電灯および公衆街路灯 A

燃料費調整額は、(2)によって算定された各契約負荷設備ごとの燃料費調整単価の合計といたします。

b 臨時電灯 A，臨時電力，農事用電力 B および深夜電力 A

燃料費調整額は、(2)によって算定された各契約種別ごとの燃料費調整単価といたします。

(ロ) 従量制供給の場合

燃料費調整額は、その1月の使用電力量に(2)によって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。ただし、従量電灯 A の場合は、最低料金の燃料費調整額は、最低料金適用電力量に(2)によって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。また、電力量料金の燃料費調整額は、その1月の使用電力量から最低料金適用電力量を差し引いたものに(2)によって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。

ロ 高圧で供給を受ける場合

燃料費調整額は、その1月の使用電力量に(2)によって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。

2 基準単価

基準単価は、平均燃料価格が1,000円変動した場合の値とし、次のとおりといたします。

(1) 低圧で供給を受ける場合

イ 定額制供給の場合

(イ) 定額電灯および公衆街路灯 A

基準単価は、各契約負荷設備ごとに 1 月につき次のとおりといたします。

電 灯	10ワットまでの 1 灯につき	5 3 銭 0 厘
	10ワットをこえ20ワットまでの 1 灯につき	1 円 0 5 銭 9 厘
	20ワットをこえ40ワットまでの 1 灯につき	2 円 1 1 銭 9 厘
	40ワットをこえ60ワットまでの 1 灯につき	3 円 1 7 銭 9 厘
	60ワットをこえ100ワットまでの 1 灯につき	5 円 2 9 銭 8 厘
	100ワットをこえる 1 灯につき100ワットまでごとに	5 円 2 9 銭 8 厘
小 型 機 器	50ボルトアンペアまでの 1 機器につき	1 円 5 8 銭 3 厘
	50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの 1 機器につき	3 円 1 6 銭 5 厘
	100ボルトアンペアをこえる 1 機器につき50ボルトアンペアまでごとに	1 円 5 8 銭 3 厘

(ロ) 臨時電灯 A

基準単価は、契約負荷設備の総容量（入力）によって、1 日につき次のとおりといたします。

総容量が50ボルトアンペアまでの場合	4 銭 3 厘
総容量が50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの場合	8 銭 6 厘
総容量が100ボルトアンペアをこえ500ボルトアンペアまでの場合100ボルトアンペアまでごとに	8 銭 6 厘
総容量が500ボルトアンペアをこえ 1 キロボルトアンペアまでの場合	8 5 銭 4 厘
総容量が 1 キロボルトアンペアをこえ 3 キロボルトアンペアまでの場合 1 キロボルトアンペアまでごとに	8 5 銭 4 厘

(ハ) 臨時電力

基準単価は、次のとおりといたします。ただし、契約電力が0.5キロワットの場合の基準単価は、契約電力が1キロワットの場合の基準単価の半額といたします。

契約電力1キロワット1日につき	89銭8厘
-----------------	-------

(ニ) 農事用電力B（脱穀調整需要）

基準単価は、次のとおりといたします。

契約電力	0.5キロワット	1キロワット	2キロワット	3キロワット	4キロワット	5キロワット
1日につき	円 銭 厘 0.224	円 銭 厘 0.449	円 銭 厘 0.898	円 銭 厘 1.346	円 銭 厘 1.795	円 銭 厘 2.243

(ホ) 深夜電力A

基準単価は、1月につき次のとおりといたします。

1 契 約 に つ き	13円64銭0厘
-------------	----------

ロ 従量制供給の場合

基準単価は、次のとおりといたします。

1 キロワット時につき	13銭6厘
-------------	-------

(2) 高圧で供給を受ける場合

基準単価は、次のとおりといたします。

1 キロワット時につき	13銭0厘
-------------	-------

3 燃料費調整単価等のお知らせ

当社は、別表 1（燃料費調整額の算定）(1)の各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格，1 トン当たりの平均液化天然ガス価格，1 トン当たりの平均石炭価格および別表 1（燃料費調整額の算定）(2)によって算定された燃料費調整単価をインターネットを利用する方法等によりお知らせいたします。

(添付書類)

電気事業法施行規則第32条の規定に基づく添付書類

離島等供給約款以外の供給条件による離島等供給を必要とする理由

離島等供給約款以外の供給条件による離島等供給を必要とする理由

離島等供給約款以外の供給条件による離島等供給を必要とする理由

当社は、令和4年10月28日の閣議決定「物価高克服・経済再生実現のための総合経済対策」にもとづく電気料金の高騰の激変緩和措置の実施について、価格高騰により影響を受ける家計や価格転嫁の困難な企業への支援という施策の趣旨に鑑み、支援対象となるすべての需要家に迅速に支援を届けるよう、経済産業省から要請を受けたところであります。

公共料金である電気料金に求められる社会的要請や、現下の経済情勢を踏まえた政府の経済対策への協力、今後の電気料金の上昇によるお客さまの負担感の軽減といった観点を総合的に勘案し、離島等供給約款にもとづき算定される令和5年2月分から9月分の電気に適用する燃料費調整単価から、低圧で供給を行なう場合は1キロワット時につき7円（消費税等相当額を含みます。）を、高圧で供給を行なう場合は1キロワット時につき3.5円（消費税等相当額を含みます。）を、令和5年10月分の電気に適用する燃料費調整単価から、低圧で供給を行なう場合は1キロワット時につき3.5円（消費税等相当額を含みます。）を、高圧で供給を行なう場合は1キロワット時につき1.8円（消費税等相当額を含みます。）を軽減することによる激変緩和措置を実施することを目的に、離島等供給約款以外の供給条件（令和4年12月16日付け20221207資第20号承認。）を設定しておりますが、今回の離島等供給約款の変更にあたりましても、引き続き実施いたしたく、特例承認申請を行なう次第であります。

以 上

最終保障供給特例承認申請書

(電気・ガス価格激変緩和対策事業に係る電気料金の特別措置)

2023 年 3 月 1 日

東北電力ネットワーク株式会社

最終保障供給特例承認申請書

東北電NWNEWS企第48号
2023年3月1日

経済産業大臣 西村 康稔 殿

仙台市青葉区本町一丁目7番1号
東北電力ネットワーク株式会社
取締役社長 坂本 光弘

電気事業法第20条第2項ただし書の規定により、次のとおり最終保障供給約款以外の供給条件の承認を受けたいので申請します。

料金その他の供給条件	別紙に記載のとおりであります。
実施期日及び実施期間	同上

別 紙

最終保障供給約款以外の供給条件の内容

1 適用範囲

この最終保障供給約款以外の供給条件（以下「本供給条件」といいます。）は、電気最終保障供給約款（2023年3月1日届出。以下「最終保障供給約款」といいます。ただし、当該最終保障供給約款が届出により変更された場合は、変更後の最終保障供給約款をいいます。）にもとづき高圧で電気の供給を受けるお客さまに適用いたします。

2 適用期間

- (1) 適用期間は、(2)および(3)の場合を除き、2023年4月1日から2023年10月の検針日の前日までといたします。
- (2) 記録型計量器により計量する場合で、当社があらかじめお客さまに計量日をお知らせしたときは、(3)の場合を除き、(1)に準ずるものといたします。この場合、(1)にいう検針日は、計量日といたします。
- (3) 検針日が毎月初日のお客さまについては、(1)に準ずるものといたします。この場合、(1)にいう各月の検針日は、その月の翌月の初日といたします。

3 燃料費調整

燃料費調整とは、最終保障供給約款別表2（燃料費等調整）(1)にもとづき燃料費調整額、燃料費等調整用市場価格調整額および離島ユニバーサルサービス調整額によって燃料費等調整額を算定する場合において、燃料費調整額を加えることまたは差し引くことをいいます。

なお、最終保障供給約款別表3（市場価格調整）(2)に定める調整基準単価の算定にあたっては、本供給条件によって算定された燃料費調整単価によらず、最終保障供給約款に定めるところによるものといたします。

4 料 金

2（適用期間）に定める適用期間における燃料費等調整額は、最終保障供給約款別表2（燃料費等調整）(2)に定める燃料費調整によらず、燃料費調整単価が別表（燃料費調整）1

(2)ロ(イ)，(ロ)または(ハ)により算定される場合は，別表（燃料費調整）1(3)によって算定された燃料費調整額を差し引くものとし，燃料費調整単価が別表（燃料費調整）1(2)ロ(ニ)により算定される場合は，別表（燃料費調整）1(3)によって算定された燃料費調整額を加えるものいたします。

5 そ の 他

その他の事項については，最終保障供給約款に定めるところによるものいたします。

附 則

附 則

1 本供給条件の実施期日

本供給条件は 2023 年 4 月 1 日から実施し、本供給条件実施の際現に最終保障供給約款以外の供給条件（2022 年 12 月 16 日付け 20221207 資第 11 号承認。以下「旧供給条件」といいます。）の適用を受けているお客さまについては、本供給条件の規定を適用いたします。

なお、本供給条件の実施にともない、旧供給条件は将来に向けて失効いたします。

別表（燃料費調整）

別表（燃料費調整）

1 燃料費調整額の算定

(1) 平均燃料価格

原油換算値 1 キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。

なお、平均燃料価格は、100 円単位とし、100 円未満の端数は、10 円の位で四捨五入いたします。

$$\text{平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$$

A = 各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格

B = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均液化天然ガス価格

C = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均石炭価格

$$\alpha = 0.0247$$

$$\beta = 0.2573$$

$$\gamma = 0.8912$$

なお、各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格、1 トン当たりの平均液化天然ガス価格および 1 トン当たりの平均石炭価格の単位は、1 円とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

(2) 燃料費調整単価

イ 基準となる燃料費調整単価

(イ) 本供給条件における基準となる燃料費調整単価（以下「基準燃料費調整単価」といいます。）は、各契約種別ごとに次の算式によって算定された値といたします。

なお、基準燃料費調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

a 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 85,400 円を下回る場合

$$\text{基準燃料費調整単価} = (85,400 \text{ 円} - \text{平均燃料価格}) \times \frac{2 \text{ の基準単価}}{1,000}$$

b 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 85,400 円を上回る場合

$$\text{基準燃料費調整単価} = (\text{平均燃料価格} - 85,400 \text{ 円}) \times \frac{2 \text{ の基準単価}}{1,000}$$

(ロ) 燃料費調整単価の適用

各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された基準燃料費調整単価は、その平均燃料価格算定期間に対応する基準燃料費調整単価適用期間に使用される電気に適用となる燃料費調整単価の算定に適用いたします。

a 各平均燃料価格算定期間に対応する基準燃料費調整単価適用期間は、b および

c の場合を除き、次のとおりといたします。

平均燃料価格算定期間	基準燃料費調整単価適用期間
2022 年 11 月 1 日から 2023 年 1 月 31 日までの期間	2023 年 4 月 1 日から 2023 年 4 月の検針日の前日までの期間
2022 年 12 月 1 日から 2023 年 2 月 28 日までの期間	2023 年 4 月の検針日から 2023 年 5 月の検針日の前日までの期間
2023 年 1 月 1 日から 2023 年 3 月 31 日までの期間	2023 年 5 月の検針日から 2023 年 6 月の検針日の前日までの期間
2023 年 2 月 1 日から 2023 年 4 月 30 日までの期間	2023 年 6 月の検針日から 2023 年 7 月の検針日の前日までの期間
2023 年 3 月 1 日から 2023 年 5 月 31 日までの期間	2023 年 7 月の検針日から 2023 年 8 月の検針日の前日までの期間
2023 年 4 月 1 日から 2023 年 6 月 30 日までの期間	2023 年 8 月の検針日から 2023 年 9 月の検針日の前日までの期間
2023 年 5 月 1 日から 2023 年 7 月 31 日までの期間	2023 年 9 月の検針日から 2023 年 10 月の検針日の前日までの期間

b 記録型計量器により計量する場合で、当社があらかじめお客さまに計量日をお知らせしたときは、c の場合を除き、各平均燃料価格算定期間に対応する基準燃料費調整単価適用期間は、a に準ずるものといたします。この場合、a にいう検針日は、計量日といたします。

c 検針日が毎月初日のお客さまについては、各平均燃料価格算定期間に対応する基準燃料費調整単価適用期間は、a に準ずるものといたします。この場合、a にいう各月の検針日は、その月の翌月の初日といたします。

ロ 2（適用期間）に定める適用期間に使用される電気に適用となる燃料費調整単価

(イ) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 85,400 円を下回る場合

燃 料 費
調整単価 = 基準燃料費調整単価 + (ホ) に定める特別措置の燃料費調整単価

(ロ) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 85,400 円の場合

燃 料 費
調整単価 = (ホ) に定める特別措置の燃料費調整単価

(ハ) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 85,400 円を上回り、かつ、基準燃料費調整単価が、(ホ) に定める特別措置の燃料費調整単価を下回る場合

燃 料 費
調整単価 = (ホ) に定める特別措置の燃料費調整単価 - 基準燃料費調整単価

(ニ) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 85,400 円を上回り、かつ、基準燃料費調整単価が、(ホ) に定める特別措置の燃料費調整単価以上となる場合

燃 料 費
調整単価 = 基準燃料費調整単価 - (ホ) に定める特別措置の燃料費調整単価

(ホ) 特別措置の燃料費調整単価

特別措置の燃料費調整単価は、次のとおりといたします。

	2023年4月1日から2023 年9月の検針日の前日 までの期間	2023年9月の検針日か ら2023年10月の検針日 の前日までの期間
1キロワット時につき	3円50銭	1円80銭

(3) 燃料費調整額

燃料費調整額は、その1月の使用電力量に(2)によって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。

2 基準単価

基準単価は、平均燃料価格が1,000円変動した場合の値とし、次のとおりといたします。

1キロワット時につき	21銭3厘
------------	-------

3 燃料費調整単価等のお知らせ

当社は、1（燃料費調整額の算定）(1)の各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格、1トン当たりの平均液化天然ガス価格、1トン当たりの平均石炭価格および1（燃料費調整額の算定）(2)によって算定された燃料費調整単価を、インターネットを利用する方法等によりお知らせいたします。

電気事業法施行規則第 28 条の規定に基づく添付書類

最終保障供給約款以外の供給条件による最終保障供給を必要とする理由

特別措置の燃料費調整単価の算出根拠

最終保障供給約款以外の供給条件による最終保障供給を必要とする理由

最終保障供給約款以外の供給条件による最終保障供給を必要とする理由

当社は、2022 年 10 月 28 日の閣議決定「物価高克服・経済再生実現のための総合経済対策」に基づく電気料金の高騰の激変緩和措置の実施について、価格高騰により影響を受ける家計や価格転嫁の困難な企業への支援という施策の趣旨に鑑み、支援対象となるすべての需要家に迅速に支援を届けるよう、経済産業省から要請を受け、公共料金である電気料金に求められる社会的要請や、現下の経済情勢を踏まえた政府の経済対策への協力、今後の電気料金の上昇によるお客さまの負担感の軽減といった観点を総合的に勘案し、電気最終保障供給約款に基づき算定される 2023 年 2 月分から 9 月分の電気に適用となる燃料費調整単価から、高圧で供給を行う場合は 1 キロワット時につき 3.5 円（消費税等相当額を含む）を、2023 年 10 月分の電気に適用となる燃料費調整単価から、高圧で供給を行う場合は 1 キロワット時につき 1.8 円（消費税等相当額を含む）を軽減することによる激変緩和措置の実施について 2022 年 12 月 16 日に承認いただいています。

このたび、2023 年 4 月 1 日から電気最終保障供給約款を変更するにあたり、変更後の約款においても、引き続き、本激変緩和措置を 2023 年 10 月分まで継続するため、電気事業法第 20 条第 2 項ただし書の規定により最終保障供給約款以外の供給条件を設定する必要があり、承認を申請する次第であります。

特別措置の燃料費調整単価の算出根拠

特別措置の燃料費調整単価の算出根拠

特別措置の燃料費調整単価

○従量制供給の場合

		2023 年 4 月 1 日～9 月分	2023 年 10 月分
1 キロワット時 につき	高圧で供給を 受ける場合	3 円 50 銭	1 円 80 銭

以上

消費税等相当額並びにその額に係る表示及び請求の方法に関する説明書

当社は、このたび、電気事業法第 20 条第 2 項ただし書の規定にもとづき特例承認申請を行なった最終保障供給約款以外の供給条件（2023 年 4 月 1 日から 2023 年 10 月の検針日の前日までの期間適用。以下「本供給条件」といいます。）において、消費税等相当額を含んだ特別措置の燃料費調整単価をもとに料金を算定し請求することといたしました。

なお、本供給条件別表（燃料費調整）1（燃料費調整額の算定）(2)ロ(ホ)に定める特別措置の燃料費調整単価に含まれる消費税等相当額の端数処理については小数点以下第 3 位で、別表（燃料費調整）2（基準単価）に定める基準単価に含まれる消費税等相当額の端数処理については小数点以下第 4 位で四捨五入しております。

1 2023 年 4 月 1 日から 2023 年 9 月の検針日の前日までの期間

本供給条件別表（燃料費調整）1（燃料費調整額の算定）(2)ロ(ホ)に定める特別措置の燃料費調整単価

区分および単位	特別措置の 燃料費調整単価	消費税等相当額
1 キロワット時につき	円 3.50	円 0.32

2 2023 年 9 月の検針日から 2023 年 10 月の検針日の前日までの期間

本供給条件別表（燃料費調整）1（燃料費調整額の算定）(2)ロ(ホ)に定める特別措置の燃料費調整単価

区分および単位	特別措置の 燃料費調整単価	消費税等相当額
1 キロワット時につき	円 1.80	円 0.16

3 本供給条件別表（燃料費調整）2（基準単価）に定める基準単価

区分および単位	基準単価	消費税等相当額
1 キロワット時につき	円 0.213	円 0.019

離島等供給特例承認申請書

(電気・ガス価格激変緩和対策事業に係る電気料金の特別措置)

2023 年 3 月 1 日

東北電力ネットワーク株式会社

離島等供給特例承認申請書

東北電NWNEWS企第49号

2023年3月1日

経済産業大臣 西村 康稔 殿

仙台市青葉区本町一丁目7番1号

東北電力ネットワーク株式会社

取締役社長 坂本 光弘

電気事業法第21条第2項ただし書の規定により、次のとおり離島等供給約款以外の供給条件の承認を受けたいので申請します。

料金その他の供給条件	別紙に記載のとおりであります。
実施期日及び実施期間	同上

別 紙

離島等供給約款以外の供給条件の内容

1 適用範囲

この離島等供給約款以外の供給条件（以下「本供給条件」といいます。）は、離島等供給約款〔低圧用〕（2022年4月1日届出。以下「低圧離島約款」といいます。ただし、当該低圧離島約款が届出により変更された場合は、変更後のものをいいます。）または離島等供給約款〔高圧用〕（2023年3月1日届出。以下「高圧離島約款」といいます。ただし、当該高圧離島約款が届出により変更された場合は、変更後のものをいいます。）にもとづき低圧または高圧で電気の供給を受けるお客さまに適用いたします。

2 適用期間

- (1) 適用期間は、(2)、(3)および(4)の場合を除き、2023年4月1日から2023年10月の検針日の前日までといたします。
- (2) 定額制供給の場合は、(1)にいう検針日は、そのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。ただし、低圧離島約款の臨時電灯、臨時電力および農事用電力Bで、料金の算定期間を契約使用開始日から翌月の応当日の前日までの期間、または各月の応当日から翌月の応当日の前日までの期間とする場合は、(1)にいう検針日は、応当日といたします。
- (3) 記録型計量器により計量する場合で、当社があらかじめお客さまに計量日をお知らせしたときは、(4)の場合を除き、(1)に準ずるものといたします。この場合、(1)にいう検針日は、計量日といたします。
- (4) 検針日が毎月初日のお客さまについては、(1)に準ずるものといたします。この場合、(1)にいう各月の検針日は、その月の翌月の初日といたします。

3 燃料費調整

低圧離島約款の燃料費調整とは、低圧離島約款15（定額電灯）(4)もしくは低圧離島約款21（公衆街路灯）(1)ロの電灯料金もしくは小型機器料金、低圧離島約款16（従量電灯）(1)ニ、低圧離島約款20（臨時電灯）(1)ハ、低圧

離島約款25（臨時電力）(3)イもしくは低圧離島約款26（農事用電力）(2)ハによって算定された金額，低圧離島約款27（深夜電力）(1)ホにおける1契約についての金額，または低圧離島約款16（従量電灯）(2)ニもしくは(3)ホ，低圧離島約款17（時間帯別電灯）(1)ホ，(2)ホもしくは(3)ホ，低圧離島約款18（ピークシフト季節別時間帯別電灯）(5)，低圧離島約款19（季節別高負荷率電灯）(4)，低圧離島約款20（臨時電灯）(2)ハもしくは(3)ロ，低圧離島約款21（公衆街路灯）(2)ニ，低圧離島約款22（低圧高稼動契約）(5)，低圧離島約款23（低圧電力）(5)，低圧離島約款24（低圧季節別時間帯別電力）(4)，低圧離島約款25（臨時電力）(3)ロ，低圧離島約款26（農事用電力）(1)ハ，低圧離島約款27（深夜電力）(2)ニ，低圧離島約款28（融雪用電力）(1)へ，(2)へ，(3)ニもしくは(4)ニ，低圧離島約款附則4（深夜電力Cのお客さまについての特別措置）(4)の電力量料金において，燃料費調整額を加えることまたは差し引くことをいいます。

高圧離島約款の燃料費調整とは，高圧離島約款別表3(1)にもとづき燃料費調整額，市場価格調整額および離島ユニバーサルサービス調整額によって燃料費等調整額を算定する場合において，燃料費調整額を加えることまたは差し引くことをいいます。

4 料 金

低圧離島約款において，2（適用期間）に定める適用期間における，低圧離島約款 15（定額電灯）(4)もしくは低圧離島約款 21（公衆街路灯）(1)ロの電灯料金もしくは小型機器料金，低圧離島約款 16（従量電灯）(1)ニ，低圧離島約款 20（臨時電灯）(1)ハ，低圧離島約款 25（臨時電力）(3)イもしくは低圧離島約款 26（農事用電力）(2)ハによって算定された金額，低圧離島約款 27（深夜電力）(1)ホにおける 1 契約についての金額，または低圧離島約款 16（従量電灯）(2)ニもしくは(3)ホ，低圧離島約款 17（時間帯別電灯）(1)ホ，(2)ホもしくは(3)ホ，低圧離島約款 18（ピークシフト季節別時間帯別電灯）(5)，低圧離島約款 19（季節別高負荷率電灯）(4)，低圧離島約款 20（臨時電灯）(2)ハもしくは(3)ロ，低圧離島約款 21（公衆街路灯）(2)ニ，低圧離島約款 22（低圧高稼動契約）(5)，低圧離島約款 23（低圧電力）(5)，低圧離島約款 24（低圧季節別時間帯別電力）(4)，低圧離島約款 25（臨時電力）(3)ロ，低圧離島約款 26（農事用電力）(1)ハ，低圧離島約款 27（深夜電力）(2)ニ，低圧離

島約款 28（融雪用電力）(1)へ，(2)へ，(3)ニもしくは(4)ニ，低圧離島約款附則 4（深夜電力Cのお客さまについての特別措置）(4)の電力量料金は，低圧離島約款に定める燃料費調整によらず，燃料費調整単価が別表（燃料費調整）1(2)ロ(イ) a，b または c により算定される場合は，別表（燃料費調整）1(3)によって算定された燃料費調整額を差し引くものとし，燃料費調整単価が別表（燃料費調整）1(2)ロ(イ) d により算定される場合は，別表（燃料費調整）1(3)によって算定された燃料費調整額を加えるものといたします。

5 燃料費等調整

高圧離島約款において，2（適用期間）に定める適用期間における燃料費等調整額は，高圧離島約款別表 3（燃料費等調整）(2)に定める燃料費調整によらず，燃料費調整単価が別表（燃料費調整）1(2)ロ(ロ) a，b または c により算定される場合は，別表（燃料費調整）1(3)によって算定された燃料費調整額を差し引くものとし，燃料費調整単価が別表（燃料費調整）1(2)ロ(ロ) d により算定される場合は，別表（燃料費調整）1(3)によって算定された燃料費調整額を加えるものといたします。

6 そ の 他

その他の事項については，低圧離島約款または高圧離島約款に定めるところによるものといたします。

附 則

附 則

1 本供給条件の実施期日

本供給条件は2023年4月1日から実施し、本供給条件実施の際現に離島等供給約款以外の供給条件（2022年12月16日付け20221207資第20号承認。以下「旧供給条件」といいます。）の適用を受けているお客さまについては、本供給条件の規定を適用いたします。

なお、本供給条件の実施にともない、旧供給条件は将来に向けて失効いたします。

別表（燃料費調整）

別表（燃料費調整）

1 燃料費調整額の算定

(1) 平均燃料価格

原油換算値 1 キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。

なお、平均燃料価格は、100 円単位とし、100 円未満の端数は、10 円の位で四捨五入いたします。

イ 低圧で供給を受ける場合

$$\text{平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$$

A = 各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格

B = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均液化天然ガス価格

C = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均石炭価格

$$\alpha = 0.1152$$

$$\beta = 0.2714$$

$$\gamma = 0.7386$$

ロ 高圧で供給を受ける場合

$$\text{平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$$

A = 各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格

B = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均液化天然ガス価格

C = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均石炭価格

$$\alpha = 0.0247$$

$$\beta = 0.2573$$

$$\gamma = 0.8912$$

なお、各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格、1 トン当たりの平均液化天然ガス価格および 1 トン当たりの平均石炭価格の単位は、1 円とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

(2) 燃料費調整単価

イ 基準となる燃料費調整単価

(イ) 本供給条件における基準となる燃料費調整単価（以下「基準燃料費調整単価」といいます。）は、各契約種別ごとに次の算式によって算定された値といたします。

なお、基準燃料費調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

a 低圧で供給を受ける場合

(a) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 31,400 円を下回る場合

$$\text{基準燃料費調整単価} = (31,400 \text{円} - \text{平均燃料価格}) \times \frac{2 \text{の基準単価}}{1,000}$$

- (b) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が 31,400 円を上回り,かつ, 47,100 円以下の場合

$$\frac{\text{基準燃料費}}{\text{調整単価}} = (\text{平均燃料価格} - 31,400\text{円}) \times \frac{2\text{の基準単価}}{1,000}$$

- (c) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が 47,100 円を上回る場合平均燃料価格は, 47,100 円といたします。

$$\frac{\text{基準燃料費}}{\text{調整単価}} = (47,100\text{円} - 31,400\text{円}) \times \frac{2\text{の基準単価}}{1,000}$$

- b 高圧で供給を受ける場合

- (a) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が 85,400 円を下回る場合

$$\frac{\text{基準燃料費}}{\text{調整単価}} = (85,400\text{円} - \text{平均燃料価格}) \times \frac{2\text{の基準単価}}{1,000}$$

- (b) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が 85,400 円を上回る場合

$$\frac{\text{基準燃料費}}{\text{調整単価}} = (\text{平均燃料価格} - 85,400\text{円}) \times \frac{2\text{の基準単価}}{1,000}$$

- (ロ) 基準燃料費調整単価の適用

各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された基準燃料費調整単価は, その平均燃料価格算定期間に対応する基準燃料費調整単価適用期間に使用される電気に適用となる燃料費調整単価の算定に適用いたします。

- a 各平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間は, b, c および d の場合を除き, 次のとおりといたします。

平均燃料価格算定期間	基準燃料費調整単価適用期間
2022 年 11 月 1 日から 2023 年 1 月 31 日までの期間	2023 年 4 月 1 日から 2023 年 4 月の検針日の前日までの期間
2022 年 12 月 1 日から 2023 年 2 月 28 日までの期間	2023 年 4 月の検針日から 2023 年 5 月の検針日の前日までの期間
2023 年 1 月 1 日から 2023 年 3 月 31 日までの期間	2023 年 5 月の検針日から 2023 年 6 月の検針日の前日までの期間
2023 年 2 月 1 日から 2023 年 4 月 30 日までの期間	2023 年 6 月の検針日から 2023 年 7 月の検針日の前日までの期間
2023 年 3 月 1 日から 2023 年 5 月 31 日までの期間	2023 年 7 月の検針日から 2023 年 8 月の検針日の前日までの期間
2023 年 4 月 1 日から 2023 年 6 月 30 日までの期間	2023 年 8 月の検針日から 2023 年 9 月の検針日の前日までの期間
2023 年 5 月 1 日から 2023 年 7 月 31 日までの期間	2023 年 9 月の検針日から 2023 年 10 月の検針日の前日までの期間

- b 定額制供給の場合は、各平均燃料価格算定期間に対応する基準燃料費調整単価適用期間は、aに準ずるものといたします。この場合、aにいう検針日は、そのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。ただし、臨時電灯、臨時電力および農事用電力Bで、料金の算定期間を契約使用開始日から翌月の応当日の前日までの期間、または各月の応当日から翌月の応当日の前日までの期間とする場合は、aにいう検針日は、応当日といたします。
- c 記録型計量器により計量する場合で、当社があらかじめお客さまに計量日をお知らせしたときは、dの場合を除き、各平均燃料価格算定期間に対応する基準燃料費調整単価適用期間は、aに準ずるものといたします。この場合、aにいう検針日は、計量日といたします。
- d 検針日が毎月初日のお客さまについては、各平均燃料価格算定期間に対応する基準燃料費調整単価適用期間は、aに準ずるものといたします。この場合、aにいう各月の検針日は、その月の翌月の初日といたします。
- ロ 2(適用期間)に定める適用期間に使用される電気に適用となる燃料費調整単価
- (イ) 低圧で供給を受ける場合
- a 1キロリットル当たりの平均燃料価格が 31,400 円を下回る場合
- $$\text{燃料費調整単価} = \text{基準燃料費調整単価} + e \text{に定める特別措置の燃料費調整単価}$$
- b 1キロリットル当たりの平均燃料価格が 31,400 円の場合
- $$\text{燃料費調整単価} = e \text{に定める特別措置の燃料費調整単価}$$
- c 1キロリットル当たりの平均燃料価格が 31,400 円を上回り、かつ、基準燃料費調整単価が、eに定める特別措置の燃料費調整単価を下回る場合
- $$\text{燃料費調整単価} = e \text{に定める特別措置の燃料費調整単価} - \text{基準燃料費調整単価}$$
- d 1キロリットル当たりの平均燃料価格が 31,400 円を上回り、かつ、基準燃料費調整単価が、eに定める特別措置の燃料費調整単価以上となる場合
- $$\text{燃料費調整単価} = \text{基準燃料費調整単価} - e \text{に定める特別措置の燃料費調整単価}$$
- e 特別措置の燃料費調整単価
- (a) 定額制供給の場合

i 定額電灯および公衆街路灯 A

特別措置の燃料費調整単価は、各契約負荷設備ごとに 1 月につき次のとおりといたします。

		2023年4月1日から 2023年9月の検針 日の前日までの期 間	2023年9月の検針 日から2023年10月 の検針日の前日ま での期間
電 灯	10ワットまでの1灯につき	27円19銭	13円59銭
	10ワットをこえ20ワット までの1灯につき	54円38銭	27円19銭
	20ワットをこえ40ワット までの1灯につき	108円75銭	54円38銭
	40ワットをこえ60ワット までの1灯につき	163円13銭	81円56銭
	60ワットをこえ100ワット までの1灯につき	271円88銭	135円94銭
	100ワットをこえる1灯に つき100ワットまでごとに	271円88銭	135円94銭
小 型 機 器	50ボルトアンペアまでの1 機器につき	81円21銭	40円60銭
	50ボルトアンペアをこえ 100ボルトアンペアまでの 1機器につき	162円41銭	81円21銭
	100ボルトアンペアをこえ る1機器につき100ボルト アンペアまでごとに	162円41銭	81円21銭

ii 臨時電灯 A

特別措置の燃料費調整単価は、契約負荷設備の総容量（入力）によって、1日につき次のとおりといたします。

	2023年4月1日から 2023年9月の検針 日の前日までの期 間	2023年9月の検針 日から2023年10月 の検針日の前日ま での期間
総容量が 50ボルトアンペアま での場合	2円 19銭	1円 10銭
総容量が 50ボルトアンペアを こえ 100 ボルトアンペアまで の場合	4円 38銭	2円 19銭
総容量が100ボルトアンペアを こえ500ボルトアンペアまでの 場合100ボルトアンペアまでご とに	4円 38銭	2円 19銭
総容量が500ボルトアンペアを こえ1キロボルトアンペアまで の場合	43円 82銭	21円 91銭
総容量が1キロボルトアンペア をこえ3キロボルトアンペアま での場合1キロボルトアンペア までごとに	43円 82銭	21円 91銭

iii 臨時電力

特別措置の燃料費調整単価は、次のとおりといたします。ただし、契約電力が 0.5 キロワットの場合の基準単価は、契約電力が 1 キロワットの場合の基準単価の半額といたします。

	2023年4月1日から 2023年9月の検針 日の前日までの期 間	2023年9月の検針 日から2023年10月 の検針日の前日ま での期間
契約電力1キロワット1日につ き	46円 05銭	23円 03銭

iv 農事用電力 B（育苗温床用電力）

特別措置の燃料費調整単価は、次のとおりといたします。ただし、契約電力が 0.5 キロワットの場合の基準単価は、契約電力が 1 キロワットの場合の基準単価の半額といたします。

	2023年4月1日から 2023年9月の検針 日の前日までの期 間	2023年9月の検針 日から2023年10月 の検針日の前日ま での期間
契約電力1キロワット1日につ き	82円 89銭	41円 45銭

v 深夜電力 A

特別措置の燃料費調整単価は、1月につき次のとおりといたします。

	2023年4月1日から 2023年9月の検針 日の前日までの期 間	2023年9月の検針 日から2023年10月 の検針日の前日ま での期間
1契約につき	700円00銭	350円00銭

(b) 従量制供給の場合

特別措置の燃料費調整単価は、次のとおりといたします。

	2023年4月1日から 2023年9月の検針 日の前日までの期 間	2023年9月の検針 日から2023年10月 の検針日の前日ま での期間
1キロワット時につき	7円00銭	3円50銭

(ロ) 高圧で供給を受ける場合

- a 1キロリットル当たりの平均燃料価格が 85,400 円を下回る
場合

$$\begin{aligned} \text{燃 料 費} \\ \text{調整単価} \end{aligned} = \text{基準燃料費調整単価} + \\ e \text{ に定める特別措置の燃料費調整単価}$$

- b 1キロリットル当たりの平均燃料価格が 85,400 円の場合

$$\begin{aligned} \text{燃 料 費} \\ \text{調整単価} \end{aligned} = e \text{ に定める特別措置の燃料費調整単価}$$

- c 1キロリットル当たりの平均燃料価格が 85,400 円を上回り、
かつ、基準燃料費調整単価が、e に定める特別措置の燃料費調整
単価を下回る場合

$$\begin{aligned} \text{燃 料 費} \\ \text{調整単価} \end{aligned} = e \text{ に定める特別措置の燃料費調整単価} - \\ \text{基準燃料費調整単価}$$

- d 1キロリットル当たりの平均燃料価格が 85,400 円を上回り、
かつ、基準燃料費調整単価が、e に定める特別措置の燃料費調整
単価以上となる場合

$$\begin{aligned} \text{燃 料 費} \\ \text{調整単価} \end{aligned} = \text{基準燃料費調整単価} - \\ e \text{ に定める特別措置の燃料費調整単価}$$

e 特別措置の燃料費調整単価

	2023年4月1日から2023年9月の検針日の前日までの期間	2023年9月の検針日から2023年10月の検針日の前日までの期間
1キロワット時につき	3円50銭	1円80銭

(3) 燃料費調整額

イ 定額制供給の場合

(イ) 定額電灯および公衆街路灯 A

燃料費調整額は、(2)によって算定された各契約負荷設備ごとの燃料費調整単価の合計といたします。

(ロ) 臨時電灯 A，臨時電力，農事用電力 B および深夜電力 A

燃料費調整額は、(2)によって算定された各契約種別ごとの燃料費調整単価といたします。

ロ 従量制供給の場合

燃料費調整額は、その 1 月の使用電力量に(2)によって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。ただし、従量電灯 A の場合は、最低料金の燃料費調整額は、最低料金適用電力量に(2)によって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。また、電力量料金の燃料費調整額は、その 1 月の使用電力量から最低料金適用電力量を差し引いたものに(2)によって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。

2 基準単価

基準単価は、平均燃料価格が 1,000 円変動した場合の値といたします。

(1) 定額制供給の場合

イ 定額電灯および公衆街路灯 A

基準単価は、各契約負荷設備ごとに 1 月につき次のとおりといたします。

電 灯	10ワットまでの1灯につき	85銭9厘
	10ワットをこえ20ワットまでの1灯につき	1円71銭7厘
	20ワットをこえ40ワットまでの1灯につき	3円43銭5厘
	40ワットをこえ60ワットまでの1灯につき	5円15銭2厘
	60ワットをこえ100ワットまでの1灯につき	8円58銭8厘
	100ワットをこえる1灯につき100ワットまでごとに	8円58銭8厘
小 型 機 器	50ボルトアンペアまでの1機器につき	2円56銭5厘
	50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの1機器につき	5円13銭0厘
	100ボルトアンペアをこえる1機器につき100ボルトアンペアまでごとに	5円13銭0厘

ロ 臨時電灯 A

基準単価は、契約負荷設備の総容量（入力）によって、1日につき次のとおりといたします。

総容量が 50ボルトアンペアまでの場合	6銭9厘
総容量が 50ボルトアンペアをこえ 100 ボルトアンペアまでの場合	13銭9厘
総容量が100ボルトアンペアをこえ500ボルトアンペアまでの場合100ボルトアンペアまでごとに	13銭9厘
総容量が500ボルトアンペアをこえ1キロボルトアンペアまでの場合	1円38銭4厘
総容量が1キロボルトアンペアをこえ3キロボルトアンペアまでの場合1キロボルトアンペアまでごとに	1円38銭4厘

ハ 臨時電力

基準単価は、次のとおりといたします。ただし、契約電力が 0.5 キロワットの場合の基準単価は、契約電力が 1 キロワットの場合の基準単価の半額といたします。

契約電力1キロワット1日につき	1円45銭4厘
-----------------	---------

ニ 農事用電力 B（育苗温床用電力）

基準単価は、次のとおりといたします。ただし、契約電力が 0.5 キロワットの場合の基準単価は、契約電力が 1 キロワットの場合の基準単価の半額といたします。

契約電力1キロワット1日につき	2円61銭8厘
-----------------	---------

ホ 深夜電力 A

基準単価は、1月につき次のとおりといたします。

1契約につき	22円11銭0厘
--------	----------

(2) 従量制供給の場合

基準単価は、次のとおりといたします。

1キロワット時につき	低圧で供給を受ける場合	22銭1厘
	高圧で供給を受ける場合	21銭3厘

3 燃料費調整単価等の揭示

当社は、1（燃料費調整額の算定）(1)の各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格、1トン当たりの平均液化天然ガス価格、1トン当たりの平均石炭価格および1（燃料費調整額の算定）(2)によって算定された燃料費調整単価を当社の事務所に掲示いたします。

電気事業法施行規則第32条の規定に基づく添付書類

離島等供給約款以外の供給条件による離島等供給を必要とする理由

特別措置の燃料費調整単価の算出根拠

離島等供給約款以外の供給条件による離島等供給を必要とする理由

離島等供給約款以外の供給条件による離島等供給を必要とする理由

当社は、2022年10月28日の閣議決定「物価高克服・経済再生実現のための総合経済対策」に基づく電気料金の高騰の激変緩和措置の実施について、価格高騰により影響を受ける家計や価格転嫁の困難な企業への支援という施策の趣旨に鑑み、支援対象となるすべての需要家に迅速に支援を届けるよう、経済産業省から要請を受け、公共料金である電気料金に求められる社会的要請や、現下の経済情勢を踏まえた政府の経済対策への協力、今後の電気料金の上昇によるお客さまの負担感の軽減といった観点を総合的に勘案し、離島等供給約款に基づき算定される2023年2月分から9月分の電気に適用となる燃料費調整単価から、低圧で供給を行う場合は1キロワット時につき7円（消費税等相当額を含む）を、高圧で供給を行う場合は1キロワット時につき3.5円（消費税等相当額を含む）を、2023年10月分の電気に適用となる燃料費調整単価から、低圧で供給を行う場合は1キロワット時につき3.5円（消費税等相当額を含む）を、高圧で供給を行う場合は1キロワット時につき1.8円（消費税等相当額を含む）を軽減することによる激変緩和措置の実施について、2022年12月16日に承認いただいています。

このたび、2023年4月1日から離島等供給約款を変更するにあたり、変更後の約款においても、引き続き、本激変緩和措置を2023年10月分まで継続するため、電気事業法第21条第2項ただし書の規定により離島等供給約款以外の供給条件を設定する必要があると、承認を申請する次第であります。

特別措置の燃料費調整単価の算出根拠

特別措置の燃料費調整単価の算出根拠

特別措置の燃料費調整単価

○従量制供給の場合

		2023年4月1日 ～9月分	2023年10月分
		(a)	(b)
1 キロワット 時につき	低圧で供給を受ける場合	7 円 00 銭	3 円 50 銭
	高圧で供給を受ける場合	3 円 50 銭	1 円 80 銭

○定額制供給の場合

契約種別	対象	範囲	単位	みなし kWh (※1)	2023 年 4 月 1 日～9 月分 (※2)	2023 年 10 月分 (※2)
				(c)	(a)*(c)	(b)*(c)
定 額 電 灯 お よ び 公 衆 街 路 灯 A	電 灯	10W まで	1 灯 ・ 1 月	3.884	27 円 19 銭	13 円 59 銭
		10W をこえ 20W まで		7.768	54 円 38 銭	27 円 19 銭
		20W をこえ 40W まで		15.536	108 円 75 銭	54 円 38 銭
		40W をこえ 60W まで		23.304	163 円 13 銭	81 円 56 銭
		60W をこえ 100W まで		38.840	271 円 88 銭	135 円 94 銭
		100W をこえ 100W までご とに		38.840	271 円 88 銭	135 円 94 銭
	小型 機器	50VA まで	1 機 器 ・ 1 月	11.601	81 円 21 銭	40 円 60 銭
		50VA をこえ 100VA まで		23.202	162 円 41 銭	81 円 21 銭
		100VA をこえ 100VA までご とに		23.202	162 円 41 銭	81 円 21 銭
臨 時 電 灯 A	総 容 量	50VA まで	1 日	0.313	2 円 19 銭	1 円 10 銭
		50VA をこえ 100VA まで		0.626	4 円 38 銭	2 円 19 銭
		100VA をこえ 500VA まで 100VA までご とに		0.626	4 円 38 銭	2 円 19 銭
		500VA をこえ 1kVA まで		6.260	43 円 82 銭	21 円 91 銭
		1kVA をこえ 3kVA まで 1kVA までご とに		6.260	43 円 82 銭	21 円 91 銭
臨時電力		1kW につき	1 日	6.579	46 円 05 銭	23 円 03 銭
農事用電力 B（育苗温床用電力）		1kW につき	1 日	11.842	82 円 89 銭	41 円 45 銭
深夜電力 A		1 契約	1 月	100.000	700 円 00 銭	350 円 00 銭

※1 みなし kWh は，現行単価の設定時の算定において用いた諸元と同一である。具体的な計算は，「電源開発促進税法取扱通達」（課税標準数量の計算等）に定める方法等により算定している。

※2 小数点以下第 3 位で四捨五入して算定した。

以 上

消費税等相当額並びにその額に係る表示及び請求の方法に関する説明書

当社は、このたび、電気事業法第 21 条第 2 項ただし書の規定にもとづき特例承認申請を行なった離島等供給約款以外の供給条件（2023 年 4 月 1 日から 2023 年 10 月の検針日の前日までの期間適用。以下「本供給条件」といいます。）において、消費税等相当額を含んだ特別措置の燃料費調整単価をもとに料金を算定し請求することといたしました。

なお、本供給条件別表（燃料費調整）1（燃料費調整額の算定）(2)ロ (イ) e および (ロ) e に定める特別措置の燃料費調整単価に含まれる消費税等相当額の端数処理については小数点以下第 3 位で、別表（燃料費調整）2（基準単価）に定める基準単価に含まれる消費税等相当額の端数処理については小数点以下第 4 位で四捨五入しております。

1 2023 年 4 月 1 日から 2023 年 9 月の検針日の前日までの期間

(1)本供給条件別表（燃料費調整）1（燃料費調整額の算定）(2)ロ (イ) e に定める特別措置の燃料費調整単価

区分および単位	特別措置の 燃料費調整単価	消費税等相当額
	円	円
定額電灯および公衆街路灯 A		
電灯料金		
10 ワットまでの 1 灯につき	27.19	2.47
10 ワットをこえ 20 ワットまでの 1 灯につき	54.38	4.94
20 ワットをこえ 40 ワットまでの 1 灯につき	108.75	9.89
40 ワットをこえ 60 ワットまでの 1 灯につき	163.13	14.83
60 ワットをこえ 100 ワットまでの 1 灯につき	271.88	24.72
100 ワットをこえる 1 灯につき 100 ワットまで ごとに	271.88	24.72
小型機器料金		
50 ボルトアンペアまでの 1 機器につき	81.21	7.38
50 ボルトアンペアをこえ 100 ボルトアンペアまで の 1 機器につき	162.41	14.76
100 ボルトアンペアをこえる 1 機器につき 100 ボルトアンペアまでごとに	162.41	14.76
臨時電灯 A		
総容量が 50 ボルトアンペアまでの場合	2.19	0.20
総容量が 50 ボルトアンペアをこえ 100 ボルト アンペアまでの場合	4.38	0.40
総容量が 100 ボルトアンペアをこえ 500 ボルト アンペアまでの場合 100 ボルトアンペアまでごとに	4.38	0.40
総容量が 500 ボルトアンペアをこえ 1 キロボルト アンペアまでの場合	43.82	3.98

区分および単位	特別措置の 燃料費調整単価	消費税等相当額
	円	円
総容量が1キロボルトアンペアをこえ3キロボルトアンペアまでの場合1キロボルトアンペアまでごとに	43.82	3.98
臨時電力 契約電力1キロワット1日につき	46.05	4.19
農事用電力B（育苗温床用電力） 契約電力1キロワット1日につき	82.89	7.54
深夜電力A 1契約につき	700.00	63.64
従量制供給の場合 1キロワット時につき	7.00	0.64

(2)本供給条件別表（燃料費調整）1（燃料費調整額の算定）(2)ロ（イ）eに定める特別措置の
燃料費調整単価

区分および単位	特別措置の 燃料費調整単価	消費税等相当額
	円	円
従量制供給の場合 1キロワット時につき	3.50	0.32

2 2023年9月の検針日から2023年10月の検針日の前日までの期間

(1)本供給条件別表（燃料費調整）1（燃料費調整額の算定）(2)ロ（イ）eに定める特別措置の
燃料費調整単価

区分および単位	特別措置の 燃料費調整単価	消費税等相当額
	円	円
定額電灯および公衆街路灯A 電灯料金		
10ワットまでの1灯につき	13.59	1.24
10ワットをこえ20ワットまでの1灯につき	27.19	2.47
20ワットをこえ40ワットまでの1灯につき	54.38	4.94
40ワットをこえ60ワットまでの1灯につき	81.56	7.41
60ワットをこえ100ワットまでの1灯につき	135.94	12.36
100ワットをこえる1灯につき100ワットまで ごとに	135.94	12.36
小型機器料金		
50ボルトアンペアまでの1機器につき	40.60	3.69
50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまで の1機器につき	81.21	7.38
100ボルトアンペアをこえる1機器につき100 ボルトアンペアまでごとに	81.21	7.38
臨時電灯A 総容量が50ボルトアンペアまでの場合	1.10	0.10

区分および単位	特別措置の 燃料費調整単価	消費税等相当額
	円	円
総容量が 100 ボルトアンペアをこえ 500 ボルトアンペアまでの場合 100 ボルトアンペアまでごとに	2.19	0.20
総容量が 500 ボルトアンペアをこえ 1 キロボルトアンペアまでの場合	21.91	1.99
総容量が 1 キロボルトアンペアをこえ 3 キロボルトアンペアまでの場合 1 キロボルトアンペアまでごとに	21.91	1.99
臨時電力		
契約電力 1 キロワット 1 日につき	23.03	2.09
農事用電力 B（育苗温床用電力）		
契約電力 1 キロワット 1 日につき	41.45	3.77
深夜電力 A		
1 契約につき	350.00	31.82
従量制供給の場合		
1 キロワット時につき	3.50	0.32

(2)本供給条件別表（燃料費調整）1（燃料費調整額の算定）(2)ロ（㍑）e に定める特別措置の
燃料費調整単価

区分および単位	特別措置の 燃料費調整単価	消費税等相当額
	円	円
従量制供給の場合		
1 キロワット時につき	1.80	0.16

3 本供給条件別表（燃料費調整）2（基準単価）に定める基準単価

区分および単位	基準価格	消費税等相当額
	円	円
定額電灯および公衆街路灯 A		
電灯		
10 ワットまでの 1 灯につき	0.859	0.078
10 ワットをこえ 20 ワットまでの 1 灯につき	1.717	0.156
20 ワットをこえ 40 ワットまでの 1 灯につき	3.435	0.312
40 ワットをこえ 60 ワットまでの 1 灯につき	5.152	0.468
60 ワットをこえ 100 ワットまでの 1 灯につき	8.588	0.781
100 ワットをこえる 1 灯につき 100 ワットまでごとに	8.588	0.781
小型機器		
50 ボルトアンペアまでの 1 機器につき	2.565	0.233
50 ボルトアンペアをこえ 100 ボルトアンペアまでの 1 機器につき	5.130	0.466
100 ボルトアンペアをこえる 1 機器につき 100 ボルトアンペアまでごとに	5.130	0.466

区分および単位	基準価格	消費税等相当額
	円	円
臨時電灯 A		
総容量が 50 ボルトアンペアまでの場合	0.069	0.006
総容量が 50 ボルトアンペアをこえ 100 ボルトアンペアまでの場合	0.139	0.013
総容量が 100 ボルトアンペアをこえ 500 ボルトアンペアまでの場合 100 ボルトアンペアまでごとに	0.139	0.013
総容量が 500 ボルトアンペアをこえ 1 キロボルトアンペアまでの場合	1.384	0.126
総容量が 1 キロボルトアンペアをこえ 3 キロボルトアンペアまでの場合 1 キロボルトアンペアまでごとに	1.384	0.126
臨時電力		
契約電力 1 キロワット 1 日につき	1.454	0.132
農事用電力 B（育苗温床用電力）		
契約電力 1 キロワット 1 日につき	2.618	0.238
深夜電力 A		
1 契約につき	22.110	2.010
従量制供給の場合		
低圧で供給を受ける場合		
1 キロワット時につき	0.221	0.020
高圧で供給を受ける場合		
1 キロワット時につき	0.213	0.019

最終保障供給特例承認申請書

2023 年 3 月 9 日

中国電力ネットワーク株式会社

最終保障供給特例承認申請書

企 託 サ 第 67 号
2023 年 3 月 9 日

経済産業大臣

西村 康稔 殿

広島市中区小町4番33号
中国電力ネットワーク株式会社
代表取締役社長 松岡 秀夫

電気事業法第20条第2項ただし書の規定により、次のとおり最終保障供給約款以外の供給条件の承認を受けたいので申請します。

料 金 そ の 他 の 供 給 条 件 の 内 容	別紙に記載のとおりであります。
実 施 期 日 及 び 実 施 期 間	同 上

別 紙

最終保障供給約款以外の供給条件の内容

1 適用範囲

この最終保障供給約款以外の供給条件（以下「本供給条件」といいます。）は、電気最終保障供給約款（2023年2月24日届出。以下「最終保障供給約款」といいます。ただし、当該最終保障供給約款が届出により変更された場合は、変更後の最終保障供給約款をいいます。）にもとづき高圧で電気の供給を受けるお客さまに適用いたします。

2 適用期間

- (1) 適用期間は、(2)および(3)の場合を除き、2023年4月1日から2023年10月の検針日の前日までといたします。
- (2) 当社があらかじめお客さまに計量日をお知らせしたときは、(3)の場合を除き、(1)に準ずるものといたします。この場合、(1)にいう検針日は、計量日といたします。
- (3) 契約種別ごとの契約電力が500キロワット以上のお客さま（当該お客さまに係る最終保障予備電力を含みます。）で、検針日が毎月初日のお客さまについては、(1)に準ずるものといたします。この場合、(1)にいう各月の検針日は、その月の翌月の初日といたします。

3 燃料費調整

燃料費調整とは、最終保障供給約款16（最終保障電力A）（3）、最終保障供給約款17（最終保障電力B）（3）または最終保障供給約款18（最終保障予備電力）（3）の電力量料金において、燃料費調整額を加えることまたは差し引くことをいいます。

なお、最終保障供給約款別表5（スポット市場価格調整）（2）に定める調整基準単価の算定にあたっては、本供給条件によって算定された燃料費調整単価によらず、最終保障供給約款に定めるところによるものといたします。

4 料金

2（適用期間）に定める適用期間における、最終保障供給約款16（最終保障電力A）（3）、最終保障供給約款17（最終保障電力B）（3）または最終保障供給約款18（最終保障予備電力）（3）の電力量料金は、最終保障供給約款に定める燃料費調整によらず、燃料費調整単価が別表1（燃料費調整額の算定）（2）ロ（イ）、（ロ）または（ハ）により算定される場合は、別表1（燃料費調整額の算定）（3）によって算定された燃料費調整額を差し引くものとし、燃料費調整単価が別表1（燃料費調整額の算定）（2）ロ（ニ）により算定される場合は、別表1（燃料費調整額の算定）（3）によって算定された燃料費調整額を加えるものといたします。

5 その他

- (1) 本供給条件の実施にともない、最終保障供給約款以外の供給条件（2022年12月16日承認）は

廃止いたします。

(2) その他の事項については、最終保障供給約款に定めるところによるものといたします。

別 表

1 燃料費調整額の算定

(1) 平均燃料価格

原油換算値 1 キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。

なお、平均燃料価格は、100 円単位とし、100 円未満の端数は、10 円の位で四捨五入いたします。

$$\text{平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$$

A = 各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格

B = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均液化天然ガス価格

C = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均石炭価格

$$\alpha = 0.0406$$

$$\beta = 0.0982$$

$$\gamma = 1.2015$$

なお、各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格、1 トン当たりの平均液化天然ガス価格および 1 トン当たりの平均石炭価格の単位は、1 円とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

(2) 燃料費調整単価

イ 基準となる燃料費調整単価

(イ) 本供給条件における基準となる燃料費調整単価（以下「基準燃料費調整単価」といいます。）は、各契約種別ごとに次の算式によって算定された値といたします。

なお、基準燃料費調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

a 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 75,400 円を下回る場合

$$\text{基準燃料費調整単価} = (75,400 \text{ 円} - \text{平均燃料価格}) \times \frac{\text{別表 2 (基準単価) の基準単価}}{1,000}$$

b 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 75,400 円を上回る場合

$$\text{基準燃料費調整単価} = (\text{平均燃料価格} - 75,400 \text{ 円}) \times \frac{\text{別表 2 (基準単価) の基準単価}}{1,000}$$

(ロ) 各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された基準燃料費調整単価は、その平均燃料価格算定期間に対応する基準燃料費調整単価適用期間に使用される電気に適用となる燃料費調整単価の算定に適用いたします。

a 各平均燃料価格算定期間に対応する基準燃料費調整単価適用期間は、b および c の場合を除き、次のとおりといたします。

平均燃料価格算定期間	基準燃料費調整単価適用期間
2022 年 11 月 1 日から 2023 年 1 月 31 日までの期間	2023 年 4 月 1 日から 2023 年 4 月の検針日の前日までの期間
2022 年 12 月 1 日から 2023 年 2 月 28 日までの期間	2023 年 4 月の検針日から 2023 年 5 月の検針日の前日までの期間
2023 年 1 月 1 日から 2023 年 3 月 31 日までの期間	2023 年 5 月の検針日から 2023 年 6 月の検針日の前日までの期間
2023 年 2 月 1 日から 2023 年 4 月 30 日までの期間	2023 年 6 月の検針日から 2023 年 7 月の検針日の前日までの期間
2023 年 3 月 1 日から 2023 年 5 月 31 日までの期間	2023 年 7 月の検針日から 2023 年 8 月の検針日の前日までの期間
2023 年 4 月 1 日から 2023 年 6 月 30 日までの期間	2023 年 8 月の検針日から 2023 年 9 月の検針日の前日までの期間
2023 年 5 月 1 日から 2023 年 7 月 31 日までの期間	2023 年 9 月の検針日から 2023 年 10 月の検針日の前日までの期間

- b 当社があらかじめお客さまに計量日をお知らせしたときは、c の場合を除き、各平均燃料価格算定期間に対応する基準燃料費調整単価適用期間は、a に準ずるものといたします。この場合、a という検針日は、計量日といたします。
- c 契約種別ごとの契約電力が 500 キロワット以上のお客さま（当該お客さまに係る最終保障予備電力を含みます。）で、検針日が毎月初日のお客さまについては、各平均燃料価格算定期間に対応する基準燃料費調整単価適用期間は、a に準ずるものといたします。この場合、a という各月の検針日は、その月の翌月の初日といたします。
- ロ 2（適用期間）に定める適用期間に使用される電気に適用となる燃料費調整単価
- (イ) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 75,400 円を下回る場合
燃料費調整単価＝基準燃料費調整単価＋(ホ)に定める特別措置の燃料費調整単価
- (ロ) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 75,400 円の場合
燃料費調整単価＝(ホ)に定める特別措置の燃料費調整単価
- (ハ) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 75,400 円を上回り、かつ、基準燃料費調整単価が、(ホ)に定める特別措置の燃料費調整単価を下回る場合
燃料費調整単価＝(ホ)に定める特別措置の燃料費調整単価－基準燃料費調整単価
- (ニ) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 75,400 円を上回り、かつ、基準燃料費調整単価が、(ホ)に定める特別措置の燃料費調整単価以上となる場合
燃料費調整単価＝基準燃料費調整単価－(ホ)に定める特別措置の燃料費調整単価
- (ホ) 特別措置の燃料費調整単価
特別措置の燃料費調整単価は、次のとおりといたします。

	2023 年 4 月 1 日 から 2023 年 9 月の検針日の前 日までの期間	2023 年 9 月の検 針日から 2023 年 10 月の検針 日の前日までの 期間
1 キロワット時につき	3 円 50 銭	1 円 80 銭

(3) 燃料費調整額

燃料費調整額は、その 1 月の使用電力量に(2)によって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。

2 基準単価

基準単価は、平均燃料価格が 1,000 円変動した場合の値とし、次のとおりといたします。

1 キロワット時につき	20 銭 5 厘
-------------	----------

3 燃料費調整単価等のお知らせ

当社は、別表 1（燃料費調整額の算定）(1)の各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格、1 トン当たりの平均液化天然ガス価格、1 トン当たりの平均石炭価格および別表 1（燃料費調整額の算定）(2)によって算定された燃料費調整単価を、インターネットを利用する方法等によりお知らせいたします。

以 上

電気事業法施行規則第 28 条の 規定に基づく添付書類

- 1 最終保障供給約款以外の供給条件による最終保障供給を必要とする理由
- 2 特別措置の燃料費調整単価の算出根拠

- 1 最終保障供給約款以外の供給条件による最終保障供給を必要とする理由

最終保障供給約款以外の供給条件による最終保障供給を必要とする理由

当社は、2022 年 10 月 28 日の閣議決定「物価高克服・経済再生実現のための総合経済対策」に基づく電気料金の高騰の激変緩和措置の実施について、価格高騰により影響を受ける家計や価格転嫁の困難な企業への支援という施策の趣旨に鑑み、支援対象となるすべての需要家に迅速に支援を届けるよう、経済産業省から要請を受け、公共料金である電気料金に求められる社会的要請や、現下の経済情勢を踏まえた政府の経済対策への協力、今後の電気料金の上昇によるお客さまの負担感の軽減といった観点を総合的に勘案し、最終保障供給約款に基づき算定される 2023 年 2 月分から 9 月分の電気に適用となる燃料費調整単価から、高圧で供給を行う場合は 1 キロワット時につき 3.5 円（消費税等相当額を含む）を、2023 年 10 月分の電気に適用となる燃料費調整単価から、高圧で供給を行う場合は 1 キロワット時につき 1.8 円（消費税等相当額を含む）を軽減することによる激変緩和措置の実施について 2022 年 12 月 16 日に承認いただいています。

このたび、2023 年 4 月 1 日から最終保障供給約款を変更するにあたり、変更後の最終保障供給約款においても、引き続き、本激変緩和措置を 2023 年 10 月分まで継続するため、電気事業法第 20 条第 2 項ただし書の規定により最終保障供給約款以外の供給条件を設定する必要がある、承認を申請する次第であります。

以 上

2 特別措置の燃料費調整単価の算出根拠

特別措置の燃料費調整単価の算出根拠

		2023 年 4 月 1 日～9 月分	2023 年 10 月分
		(a)	(b)
1 キロワット時につき	高圧で供給を受ける場合	3 円 50 銭	1 円 80 銭

以 上

消費税等相当額並びにその額に係る表示及び請求の方法に関する説明書
(最終保障供給約款以外の供給条件)

当社は、このたび、電気事業法第 21 条第 2 項ただし書の規定にもとづき申請を行なった最終保障供給約款以外の供給条件において、消費税等相当額を含んだ特別措置の燃料費調整単価等を設定することといたしましたので、電気事業法施行規則第 36 条の規定にもとづき消費税等相当額並びにその額に係る表示及び請求の方法に関する説明書を提出いたします。

なお、請求の方法については、従前のおりでございます。

また、別表 1 (燃料費調整額の算定) (2)ロ(ホ)に定める特別措置の燃料費調整単価に含まれる消費税等相当額の端数処理については小数点以下第 3 位で、別表 2 (燃料費調整) 2 に定める基準単価に含まれる消費税等相当額の端数処理については小数点以下第 4 位で四捨五入しております。

(1) 別表 1 (燃料費調整額の算定) (2)ロ(ホ)に定める特別措置の燃料費調整単価

区分および単位	特別措置の燃料費調整単価	消費税等相当額
	円	円
2 (適用期間) に定める適用期間のうち 2023 年 4 月 1 日から 2023 年 9 月の検針日の前日までの期間 1 キロワット時につき 高圧で供給を受ける場合	3.50	0.32
2 (適用期間) に定める適用期間のうち 2023 年 9 月の検針日から 2023 年 10 月の検針日の前日までの期間 1 キロワット時につき 高圧で供給を受ける場合	1.80	0.16

(2) 別表 2 (燃料費調整) に定める基準単価

区分および単位	基準単価	消費税等相当額
	円	円
1 キロワット時につき 高圧で供給を受ける場合	0.205	0.019

離島等供給特例承認申請書

2023 年 3 月 9 日

中国電力ネットワーク株式会社

離島等供給特例承認申請書

企 託 サ 第 66 号
2023 年 3 月 9 日

経済産業大臣

西村 康稔 殿

広島市中区小町4番33号
中国電力ネットワーク株式会社
代表取締役社長 松岡 秀夫

電気事業法第21条第2項ただし書の規定により、次のとおり離島等供給約款以外の供給条件の承認を受けたいので申請します。

料 金 そ の 他 の 供 給 条 件 の 内 容	別紙に記載のとおりであります。
実 施 期 日 及 び 実 施 期 間	同 上

離島等供給約款以外の供給条件の内容

1 適用範囲

この離島等供給約款以外の供給条件（以下「本供給条件」といいます。）は、離島等供給約款〔低圧用〕（2023年3月9日届出。以下「離島約款〔低圧用〕」といいます。ただし、当該離島約款〔低圧用〕が届出により変更された場合は、変更後の離島約款〔低圧用〕をいいます。）または離島等供給約款〔高圧用〕（2023年2月24日届出。以下「離島約款〔高圧用〕」といいます。ただし、当該離島約款〔高圧用〕が届出により変更された場合は、変更後の離島約款〔高圧用〕をいいます。）にもとづき電気の供給を受けるお客さまに適用いたします。

2 適用期間

- （1）適用期間は、（2）、（3）および（4）の場合を除き、2023年4月1日から2023年10月の検針日の前日までといたします。
- （2）定額制供給の場合は、（1）にいう検針日は、そのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。ただし、低圧で供給を受ける場合で、臨時電灯、臨時電力、農事用電力Bおよび農事用電力Cで、料金の算定期間を契約使用開始日から翌月の応当日の前日までの期間、または各月の応当日から翌月の応当日の前日までの期間とするときは、（1）にいう検針日は、応当日といたします。
- （3）高圧で供給を受ける場合で、当社があらかじめお客さまに計量日をお知らせしたときは、（4）の場合を除き、（1）に準ずるものといたします。この場合、（1）にいう検針日は、計量日といたします。
- （4）高圧で供給を受ける場合で、契約種別ごとの契約電力が500キロワット以上のお客さま（当該お客さまに係る自家発補給電力および予備電力を含みます。）で、検針日が毎月初日のお客さまについては、（1）に準ずるものといたします。この場合、（1）にいう各月の検針日は、その月の翌月の初日といたします。

3 燃料費調整

燃料費調整とは、離島約款〔低圧用〕15（定額電灯）（4）もしくは離島約款〔低圧用〕21（公衆街路灯）（1）ロの電灯料金もしくは小型機器料金、離島約款〔低圧用〕16（従量電灯）（1）ニ、離島約款〔低圧用〕20（臨時電灯）（1）ハもしくは（2）ロ、離島約款〔低圧用〕21（公衆街路灯）（2）ロ、離島約款〔低圧用〕24（臨時電力）（3）イ、離島約款〔低圧用〕25（農事用電力）（2）ロ（イ）もしくは（3）ニ（イ）、離島約款〔低圧用〕27 深夜電力（1）ホの料金または離島約款〔低圧用〕16（従量電灯）（2）ホ、離島約款〔低圧用〕17（時間帯別電灯）（5）、離島約款〔低圧用〕18（ファミリータイム）（1）ホもしくは（2）ホ、離島約款〔低圧用〕19（電灯ピークシフトプラン）（5）、離島約款〔低圧用〕20（臨時電灯）（3）ロ、離島約款〔低圧用〕21（公衆街路灯）（3）ハ、離島約款〔低圧用〕22（低圧高負荷契約）（5）、離島約款〔低圧用〕23（低圧電力）（5）、離島約款〔低圧用〕24（臨時電力）（3）ロ、離島約款〔低圧用〕25（農事用電力）（1）ハ、（2）ロ（ロ）もしくは（3）ニ（ロ）、離島約

款〔低圧用〕26（低圧季節別時間帯別電力）（4）、離島約款〔低圧用〕27（深夜電力）（2）ニ、離島約款〔低圧用〕28（第2深夜電力）（4）、離島約款〔低圧用〕29（融雪用電力）（5）、離島約款〔高圧用〕15（業務用電力）（5）、離島約款〔高圧用〕16（業務用TOU）（6）、離島約款〔高圧用〕17（業務用高負荷率電力）（5）、離島約款〔高圧用〕18（業務用高負荷率TOU）（6）、離島約款〔高圧用〕19（業務用ウィークエンド）（6）、離島約款〔高圧用〕20（高圧電力）（1）ホもしくは（2）ニ、離島約款〔高圧用〕21（高圧TOU）（1）へもしくは（2）ホ、離島約款〔高圧用〕22（高圧高負荷率電力）（1）ホもしくは（2）ニ、離島約款〔高圧用〕23（高圧高負荷率TOU）（1）へもしくは（2）ホ、離島約款〔高圧用〕24（高圧ウィークエンド）（1）へもしくは（2）ホ、離島約款〔高圧用〕25（臨時電力）（4）、離島約款〔高圧用〕26（農事用電力）（3）、離島約款〔高圧用〕27（自家発補給電力）（1）へもしくは（2）へもしくは離島約款〔高圧用〕28（予備電力）（3）の電力量料金において、燃料費調整額を加えることまたは差し引くことをいいます。

4 料金

2（適用期間）に定める適用期間における、離島約款〔低圧用〕15（定額電灯）（4）もしくは離島約款〔低圧用〕21（公衆街路灯）（1）ロの電灯料金もしくは小型機器料金、離島約款〔低圧用〕16（従量電灯）（1）ニ、離島約款〔低圧用〕20（臨時電灯）（1）へもしくは（2）ロ、離島約款〔低圧用〕21（公衆街路灯）（2）ロ、離島約款〔低圧用〕24（臨時電力）（3）イ、離島約款〔低圧用〕25（農事用電力）（2）ロ（イ）もしくは（3）ニ（イ）、離島約款〔低圧用〕27 深夜電力（1）ホの料金または離島約款〔低圧用〕16（従量電灯）（2）ホ、離島約款〔低圧用〕17（時間帯別電灯）（5）、離島約款〔低圧用〕18（ファミリータイム）（1）ホもしくは（2）ホ、離島約款〔低圧用〕19（電灯ピークシフトプラン）（5）、離島約款〔低圧用〕20（臨時電灯）（3）ロ、離島約款〔低圧用〕21（公衆街路灯）（3）ハ、離島約款〔低圧用〕22（低圧高負荷契約）（5）、離島約款〔低圧用〕23（低圧電力）（5）、離島約款〔低圧用〕24（臨時電力）（3）ロ、離島約款〔低圧用〕25（農事用電力）（1）ハ、（2）ロ（ロ）もしくは（3）ニ（ロ）、離島約款〔低圧用〕26（低圧季節別時間帯別電力）（4）、離島約款〔低圧用〕27（深夜電力）（2）ニ、離島約款〔低圧用〕28（第2深夜電力）（4）、離島約款〔低圧用〕29（融雪用電力）（5）、離島約款〔高圧用〕15（業務用電力）（5）、離島約款〔高圧用〕16（業務用TOU）（6）、離島約款〔高圧用〕17（業務用高負荷率電力）（5）、離島約款〔高圧用〕18（業務用高負荷率TOU）（6）、離島約款〔高圧用〕19（業務用ウィークエンド）（6）、離島約款〔高圧用〕20（高圧電力）（1）ホもしくは（2）ニ、離島約款〔高圧用〕21（高圧TOU）（1）へもしくは（2）ホ、離島約款〔高圧用〕22（高圧高負荷率電力）（1）ホもしくは（2）ニ、離島約款〔高圧用〕23（高圧高負荷率TOU）（1）へもしくは（2）ホ、離島約款〔高圧用〕24（高圧ウィークエンド）（1）へもしくは（2）ホ、離島約款〔高圧用〕25（臨時電力）（4）、離島約款〔高圧用〕26（農事用電力）（3）、離島約款〔高圧用〕27（自家発補給電力）（1）へもしくは（2）へもしくは離島約款〔高圧用〕28（予備電力）（3）の電力量料金は、離島約款〔低圧用〕または離島約款〔高圧用〕に定める燃料費調整によらず、燃料費調整単価が別表1（燃料費調整額の算定）（2）ロ（イ）a から c、別表1（燃料費調整額の算定）（2）ロ（ロ）a から c または別表1（燃料費調整額の算定）（2）ロ（ハ）a から c により算定される場合は、別表1（燃料費調整額の算定）（3）によって算定された燃料費調整額を差し引くものとし、燃料費調整単価が別表1（燃料費調整額の算定）（2）ロ（イ）d、別表1（燃料費調整額の算定）

(2)ロ(ロ) d または別表 1 (燃料費調整額の算定) (2)ロ(ハ) d により算定される場合は、別表 1 (燃料費調整額の算定) (3)によって算定された燃料費調整額を加えるものといたします。

5 その他

- (1) 本供給条件の実施にともない、離島等供給約款以外の供給条件 (2022 年 12 月 16 日承認) は廃止いたします。
- (2) その他の事項については、離島約款 [低圧用] または離島約款 [高圧用] に定めるところによるものといたします。

別 表

1 燃料費調整額の算定

(1) 平均燃料価格

原油換算値 1 キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、各契約種別ごとに次の算式によって算定された値といたします。

なお、平均燃料価格は、100 円単位とし、100 円未満の端数は、10 円の位で四捨五入いたします。

イ 低圧で供給を受ける場合で、定額電灯、従量電灯、臨時電灯、公衆街路灯、低圧電力、臨時電力および農事用電力

$$\text{平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$$

A = 各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格

B = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均液化天然ガス価格

C = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均石炭価格

$$\alpha = 0.1543$$

$$\beta = 0.1322$$

$$\gamma = 0.9761$$

なお、各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格、1 トン当たりの平均液化天然ガス価格および 1 トン当たりの平均石炭価格の単位は、1 円とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

ロ 時間帯別電灯、ファミリータイム、電灯ピークシフトプラン、低圧高負荷契約、低圧季節別時間帯別電力、深夜電力、第 2 深夜電力および融雪用電力ならびに高圧で供給を受ける場合

$$\text{平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$$

A = 各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格

B = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均液化天然ガス価格

C = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均石炭価格

$$\alpha = 0.0406$$

$$\beta = 0.0982$$

$$\gamma = 1.2015$$

なお、各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格、1 トン当たりの平均液化天然ガス価格および 1 トン当たりの平均石炭価格の単位は、1 円とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

(2) 燃料費調整単価

イ 基準となる燃料費調整単価

(イ) 本供給条件における基準となる燃料費調整単価（以下「基準燃料費調整単価」といいます）

す。)は、各契約種別ごとに次の算式によって算定された値といたします。

なお、基準燃料費調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

- a 低圧で供給を受ける場合で、定額電灯、従量電灯、臨時電灯、公衆街路灯、低圧電力、臨時電力および農事用電力

- (a) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 26,000 円を下回る場合

$$\text{基準燃料費調整単価} = (26,000 \text{ 円} - \text{平均燃料価格}) \times \frac{\text{別表 2 (基準単価) の基準単価}}{1,000}$$

- (b) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 26,000 円を上回り、かつ、39,000 円以下の場合

$$\text{基準燃料費調整単価} = (\text{平均燃料価格} - 26,000 \text{ 円}) \times \frac{\text{別表 2 (基準単価) の基準単価}}{1,000}$$

- (c) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 39,000 円を上回る場合

平均燃料価格は、39,000 円といたします。

$$\text{基準燃料費調整単価} = (39,000 \text{ 円} - 26,000 \text{ 円}) \times \frac{\text{別表 2 (基準単価) の基準単価}}{1,000}$$

- b 時間帯別電灯、ファミリータイム、電灯ピークシフトプラン、低圧高負荷契約、低圧季節別時間帯別電力、深夜電力、第 2 深夜電力および融雪用電力

- (a) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 80,300 円を下回る場合

$$\text{基準燃料費調整単価} = (80,300 \text{ 円} - \text{平均燃料価格}) \times \frac{\text{別表 2 (基準単価) の基準単価}}{1,000}$$

- (b) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 80,300 円を上回る場合

$$\text{基準燃料費調整単価} = (\text{平均燃料価格} - 80,300 \text{ 円}) \times \frac{\text{別表 2 (基準単価) の基準単価}}{1,000}$$

- c 高圧で供給を受ける場合

- (a) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 75,400 円を下回る場合

$$\text{基準燃料費調整単価} = (75,400 \text{ 円} - \text{平均燃料価格}) \times \frac{\text{別表 2 (基準単価) の基準単価}}{1,000}$$

- (b) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 75,400 円を上回る場合

$$\text{基準燃料費調整単価} = (\text{平均燃料価格} - 75,400 \text{ 円}) \times \frac{\text{別表 2 (基準単価) の基準単価}}{1,000}$$

- (ロ) 各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された基準燃料費調整単価は、その平均燃料価格算定期間に対応する基準燃料費調整単価適用期間に使用される電気に適用となる燃料費調整単価の算定に適用いたします。

- a 各平均燃料価格算定期間に対応する基準燃料費調整単価適用期間は、b、c および d の場合を除き、次のとおりといたします。

平均燃料価格算定期間	基準燃料費調整単価適用期間
------------	---------------

2022 年 11 月 1 日から 2023 年 1 月 31 日までの期間	2023 年 4 月 1 日から 2023 年 4 月の検針日の前日までの期間
2022 年 12 月 1 日から 2023 年 2 月 28 日までの期間	2023 年 4 月の検針日から 2023 年 5 月の検針日の前日までの期間
2023 年 1 月 1 日から 2023 年 3 月 31 日までの期間	2023 年 5 月の検針日から 2023 年 6 月の検針日の前日までの期間
2023 年 2 月 1 日から 2023 年 4 月 30 日までの期間	2023 年 6 月の検針日から 2023 年 7 月の検針日の前日までの期間
2023 年 3 月 1 日から 2023 年 5 月 31 日までの期間	2023 年 7 月の検針日から 2023 年 8 月の検針日の前日までの期間
2023 年 4 月 1 日から 2023 年 6 月 30 日までの期間	2023 年 8 月の検針日から 2023 年 9 月の検針日の前日までの期間
2023 年 5 月 1 日から 2023 年 7 月 31 日までの期間	2023 年 9 月の検針日から 2023 年 10 月の検針日の前日までの期間

- b 定額制供給の場合は、各平均燃料価格算定期間に対応する基準燃料費調整単価適用期間は、a に準ずるものといたします。この場合、a にいう検針日は、そのお客様の属する検針区域の検針日といたします。ただし、低圧で供給を受ける場合で、臨時電灯、臨時電力、農事用電力 B および農事用電力 C で、料金の算定期間を契約使用開始日から翌月の応当日の前日までの期間、または各月の応当日から翌月の応当日の前日までの期間とするときは、a にいう検針日は、応当日といたします。
- c 高圧で供給を受ける場合で、当社があらかじめお客さまに計量日をお知らせしたときは、d の場合を除き、各平均燃料価格算定期間に対応する基準燃料費調整単価適用期間は、a に準ずるものといたします。この場合、a にいう検針日は、計量日といたします。
- d 高圧で供給を受ける場合で、契約種別ごとの契約電力が 500 キロワット以上のお客さま（当該お客さまに係る自家発補給電力および予備電力を含みます。）で、検針日が毎月初日のお客さまについては、各平均燃料価格算定期間に対応する基準燃料費調整単価適用期間は、a に準ずるものといたします。この場合、a にいう各月の検針日は、その月の翌月の初日といたします。
- ロ 2（適用期間）に定める適用期間に使用される電気に適用となる燃料費調整単価
- （イ）低圧で供給を受ける場合で、定額電灯、従量電灯、臨時電灯、公衆街路灯、低圧電力、臨時電力および農事用電力
- a 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 26,000 円を下回る場合
燃料費調整単価＝基準燃料費調整単価＋e に定める特別措置の燃料費調整単価
- b 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 26,000 円の場合
燃料費調整単価＝e に定める特別措置の燃料費調整単価
- c 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 26,000 円を上回り、かつ、基準燃料費調整単価が、e に定める特別措置の燃料費調整単価を下回る場合

燃料費調整単価＝eに定める特別措置の燃料費調整単価－基準燃料費調整単価

- d 1キロリットル当たりの平均燃料価格が26,000円を上回り、かつ、基準燃料費調整単価が、eに定める特別措置の燃料費調整単価以上となる場合

燃料費調整単価＝基準燃料費調整単価－eに定める特別措置の燃料費調整単価

- e 特別措置の燃料費調整単価

- (a) 定額制供給の場合

- i 定額電灯および公衆街路灯A

特別措置の燃料費調整単価は、各契約負荷設備ごとに1月につき次のとおりといたします。

		2023年4月1日から2023年9月の検針日の前日までの期間	2023年9月の検針日から2023年10月の検針日の前日までの期間
電 灯	10ワットまでの1灯につき	27円19銭	13円59銭
	10ワットをこえ20ワットまでの1灯につき	54円38銭	27円19銭
	20ワットをこえ40ワットまでの1灯につき	108円75銭	54円38銭
	40ワットをこえ60ワットまでの1灯につき	163円13銭	81円56銭
	60ワットをこえ100ワットまでの1灯につき	271円88銭	135円94銭
	100ワットをこえる1灯につき 50ワットまでごとに	135円94銭	67円97銭
小 型 機 器	50ボルトアンペアまでの1機器につき	81円21銭	40円60銭
	50ボルトアンペアをこえ 100ボルトアンペアまでの1機器につき	162円41銭	81円21銭
	100ボルトアンペアをこえる1機器につき 50ボルトアンペアまでごとに	81円21銭	40円60銭

- ii 臨時電灯A

特別措置の燃料費調整単価は、契約負荷設備の総容量（入力）によって、1日につき次のとおりといたします。

	2023 年 4 月 1 日 から 2023 年 9 月の検針日の前 日までの期間	2023 年 9 月の検 針日から 2023 年 10 月の検針 日の前日までの 期間
総容量が 50 ボルトアンペアまでの場合	2 円 19 銭	1 円 10 銭
総容量が 50 ボルトアンペアをこえ 100 ボルトアンペアまでの場合	4 円 38 銭	2 円 19 銭
総容量が 100 ボルトアンペアをこえ 500 ボルトアンペアまでの場合 100 ボルトアンペアまでごとに	4 円 38 銭	2 円 19 銭
総容量が 500 ボルトアンペアをこえ 1 キロボルトアンペアまでの場合	43 円 82 銭	21 円 91 銭
総容量が 1 キロボルトアンペアをこえ 3 キロボルトアンペアまでの場合 1 ボルトアンペアまでごとに	43 円 82 銭	21 円 91 銭

iii 臨時電力

特別措置の燃料費調整単価は、次のとおりといたします。

	2023 年 4 月 1 日 から 2023 年 9 月の検針日の前 日までの期間	2023 年 9 月の検 針日から 2023 年 10 月の検針 日の前日までの 期間
契約電力 1 キロワット 1 日につき	46 円 05 銭	23 円 03 銭
契約電力 0.5 キロワットの場合 1 日につき	23 円 03 銭	11 円 52 銭

iv 農事用電力 B（脱穀調整需要）

特別措置の燃料費調整単価は、次のとおりといたします。

	2023 年 4 月 1 日 から 2023 年 9 月の検針日の前 日までの期間	2023 年 9 月の検 針日から 2023 年 10 月の検針 日の前日までの 期間
契約電力 0.5 キロワットの場合 1 日につき	11 円 51 銭	5 円 76 銭
契約電力 1 キロワットの場合 1 日につき	23 円 02 銭	11 円 51 銭
契約電力 2 キロワットの場合 1 日につき	46 円 05 銭	23 円 02 銭
契約電力 3 キロワットの場合 1 日につき	69 円 07 銭	34 円 53 銭
契約電力 4 キロワットの場合 1 日につき	92 円 09 銭	46 円 05 銭
契約電力 5 キロワットの場合 1 日につき	115 円 12 銭	57 円 56 銭

v 農事用電力C（育苗・栽培需要）

特別措置の燃料費調整単価は、次のとおりといたします。

	2023 年 4 月 1 日 から 2023 年 9 月の検針日の前 日までの期間	2023 年 9 月の検 針日から 2023 年 10 月の検針 日の前日までの 期間
契約電力 1 キロワット 1 日につき	82 円 89 銭	41 円 45 銭
契約電力 0.5 キロワットの場合 1 日につき	41 円 45 銭	20 円 73 銭

(b) 従量制供給の場合

i 従量電灯 A、臨時電灯 B および公衆街路灯 B

特別措置の燃料費調整単価は、次のとおりといたします。

		2023 年 4 月 1 日 から 2023 年 9 月の検針日の前 日までの期間	2023 年 9 月の検 針日から 2023 年 10 月の検針 日の前日までの 期間
最低料金	1 契約につき 最初の 15 キロワット時まで	105 円 00 銭	52 円 50 銭
電力量料金	上記をこえる 1 キロワット時につき	7 円 00 銭	3 円 50 銭

ii i 以外の場合

特別措置の燃料費調整単価は、次のとおりといたします。

	2023 年 4 月 1 日 から 2023 年 9 月の検針日の前 日までの期間	2023 年 9 月の検 針日から 2023 年 10 月の検針 日の前日までの 期間
1 キロワット時につき	7 円 00 銭	3 円 50 銭

(ロ) 低圧で供給を受ける場合で、時間帯別電灯、ファミリータイム、電灯ピークシフトプラン、低圧高負荷契約、低圧季節別時間帯別電力、深夜電力、第2深夜電力および融雪用電力

a 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 80,300 円を下回る場合

燃料費調整単価＝基準燃料費調整単価＋e に定める特別措置の燃料費調整単価

b 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 80,300 円の場合

燃料費調整単価＝e に定める特別措置の燃料費調整単価

c 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 80,300 円を上回り、かつ、基準燃料費調整単価が、e に定める特別措置の燃料費調整単価を下回る場合

燃料費調整単価＝e に定める特別措置の燃料費調整単価－基準燃料費調整単価

d 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 80,300 円を上回り、かつ、基準燃料費調整単価が、e に定める特別措置の燃料費調整単価以上となる場合

燃料費調整単価＝基準燃料費調整単価－e に定める特別措置の燃料費調整単価

e 特別措置の燃料費調整単価

(a) 深夜電力A

特別措置の燃料費調整単価は、1 月につき次のとおりといたします。

	2023 年 4 月 1 日 から 2023 年 9 月の検針日の前 日までの期間	2023 年 9 月の検 針日から 2023 年 10 月の検針 日の前日までの 期間
1 契約につき	700 円 00 銭	350 円 00 銭

(b) (a) 以外の場合

特別措置の燃料費調整単価は、次のとおりといたします。

	2023 年 4 月 1 日 から 2023 年 9 月の検針日の前 日までの期間	2023 年 9 月の検 針日から 2023 年 10 月の検針 日の前日までの 期間
1 キロワット時につき	7 円 00 銭	3 円 50 銭

(ハ) 高圧で供給を受ける場合

- a 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 75,400 円を下回る場合
燃料費調整単価＝基準燃料費調整単価＋e に定める特別措置の燃料費調整単価
- b 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 75,400 円の場合
燃料費調整単価＝e に定める特別措置の燃料費調整単価
- c 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 75,400 円を上回り、かつ、基準燃料費調整単価が、e に定める特別措置の燃料費調整単価を下回る場合
燃料費調整単価＝e に定める特別措置の燃料費調整単価－基準燃料費調整単価
- d 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 75,400 円を上回り、かつ、基準燃料費調整単価が、e に定める特別措置の燃料費調整単価以上となる場合
燃料費調整単価＝基準燃料費調整単価－e に定める特別措置の燃料費調整単価
- e 特別措置の燃料費調整単価
特別措置の燃料費調整単価は、次のとおりといたします。

	2023 年 4 月 1 日 から 2023 年 9 月の検針日の前 日までの期間	2023 年 9 月の検 針日から 2023 年 10 月の検針 日の前日までの 期間
1 キロワット時につき	3 円 50 銭	1 円 80 銭

(3) 燃料費調整額

イ 定額制供給の場合

(イ) 定額電灯および公衆街路灯 A

燃料費調整額は、(2)によって算定された各契約負荷設備ごとの燃料費調整単価の合計といたします。

(ロ) 臨時電灯 A、臨時電力、農事用電力 B、農事用電力 C および深夜電力 A

燃料費調整額は、(2)によって算定された各契約種別ごとの燃料費調整単価といたします。

ロ 従量制供給の場合

燃料費調整額は、その 1 月の使用電力量に(2)によって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。ただし、従量電灯 A、臨時電灯 B および公衆街路灯 B のお客さまについては、

最低料金適用電力量にまでは、最低料金に適用される燃料費調整単価といたします。

なお、最低料金適用電力量とは、1 契約につき最初の 15 キロワット時までの最低料金が適用される電力量をいいます。

2 基準単価

基準単価は、平均燃料価格が 1,000 円変動した場合の値といたします。

(1) 定額制供給の場合

イ 定額電灯および公衆街路灯 A

基準単価は、各契約負荷設備ごとに 1 月につき次のとおりといたします。

電 灯	10 ワットまでの 1 灯につき	95 銭 3 厘
	10 ワットをこえ 20 ワットまでの 1 灯につき	1 円 90 銭 5 厘
	20 ワットをこえ 40 ワットまでの 1 灯につき	3 円 81 銭 2 厘
	40 ワットをこえ 60 ワットまでの 1 灯につき	5 円 71 銭 7 厘
	60 ワットをこえ 100 ワットまでの 1 灯につき	9 円 52 銭 7 厘
	100 ワットをこえる 1 灯につき 50 ワットまでごとに	4 円 76 銭 4 厘
小 型 機 器	50 ボルトアンペアまでの 1 機器につき	2 円 84 銭 6 厘
	50 ボルトアンペアをこえ 100 ボルトアンペアまでの 1 機器につき	5 円 69 銭 1 厘
	100 ボルトアンペアをこえる 1 機器につき 50 ボルトアンペアまでごとに	2 円 84 銭 6 厘

ロ 臨時電灯 A

基準単価は、契約負荷設備の総容量（入力）によって、1 日につき次のとおりといたします。

総容量が 50 ボルトアンペアまでの場合	7 銭 7 厘
総容量が 50 ボルトアンペアをこえ 100 ボルトアンペアまでの場合	15 銭 4 厘
総容量が 100 ボルトアンペアをこえ 500 ボルトアンペアまでの場合 100 ボルトアンペアまでごとに	15 銭 4 厘
総容量が 500 ボルトアンペアをこえ 1 キロボルトアンペアまでの場合	1 円 53 銭 6 厘
総容量が 1 キロボルトアンペアをこえ 3 キロボルトアンペアまでの場合 1 ボルトアンペアまでごとに	1 円 53 銭 6 厘

ハ 臨時電力

基準単価は、次のとおりといたします。ただし、契約電力が 0.5 キロワットの場合の基準単価は、契約電力が 1 キロワットの場合の基準単価の半額といたします。

契約電力 1 キロワット 1 日につき	1 円 61 銭 4 厘
---------------------	--------------

ニ 農事用電力 B（脱穀調整需要）

基準単価は、次のとおりといたします。

契約電力	0.5 キロワット	1 キロワット	2 キロワット	3 キロワット	4 キロワット	5 キロワット
1 日につき	40 銭 4 厘	80 銭 6 厘	1 円 61 銭 4 厘	2 円 42 銭 0 厘	3 円 22 銭 7 厘	4 円 03 銭 4 厘

ホ 農事用電力 C（育苗・栽培需要）

基準単価は、次のとおりといたします。ただし、契約電力が 0.5 キロワットの場合の基準単価は、契約電力が 1 キロワットの場合の基準単価の半額といたします。

契約電力 1 キロワット 1 日につき	2 円 90 銭 4 厘
---------------------	--------------

ヘ 深夜電力 A

基準単価は、1 月につき次のとおりといたします。

1 契約につき	21 円 23 銭 00 厘
---------	----------------

(2) 従量制供給の場合

イ 従量電灯 A、臨時電灯 B および公衆街路灯 B

基準単価は、次のとおりといたします。

最低料金	1 契約につき 最初の 15 キロワット時まで	3 円 68 銭 0 厘
電力量料金	上記をこえる 1 キロワット時につき	24 銭 5 厘

ロ 従量電灯 B、臨時電灯 C、公衆街路灯 C、低圧電力、臨時電力および農事用電力

基準単価は、次のとおりといたします。

1 キロワット時につき	24 銭 5 厘
-------------	----------

ハ 低圧で供給を受ける場合で、時間帯別電灯、ファミリータイム、電灯ピークシフトプラン、低圧高負荷契約、低圧季節別時間帯別電力、深夜電力、第2深夜電力および融雪用電力
基準単価は、次のとおりといたします。

1キロワット時につき	21 銭 2 厘
------------	----------

ニ 高圧で供給を受ける場合
基準単価は、次のとおりといたします。

1キロワット時につき	20 銭 5 厘
------------	----------

3 燃料費調整単価等の揭示

当社は、別表1（燃料費調整額の算定）（1）の各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格、1トン当たりの平均液化天然ガス価格、1トン当たりの平均石炭価格および別表1（燃料費調整額の算定）（2）によって算定された燃料費調整単価をインターネットを利用する方法等によりお知らせいたします。

以 上

電気事業法施行規則第 32 条の 規定に基づく添付書類

- 1 離島等供給約款以外の供給条件による離島等供給を必要とする理由
- 2 特別措置の燃料費調整単価の算出根拠

1 離島等供給約款以外の供給条件による 離島等供給を必要とする理由

離島等供給約款以外の供給条件による離島等供給を必要とする理由

当社は、2022 年 10 月 28 日の閣議決定「物価高克服・経済再生実現のための総合経済対策」に基づく電気料金の高騰の激変緩和措置の実施について、価格高騰により影響を受ける家計や価格転嫁の困難な企業への支援という施策の趣旨に鑑み、支援対象となるすべての需要家に迅速に支援を届けるよう、経済産業省から要請を受け、公共料金である電気料金に求められる社会的要請や、現下の経済情勢を踏まえた政府の経済対策への協力、今後の電気料金の上昇によるお客さまの負担感の軽減といった観点を総合的に勘案し、離島等供給約款に基づき算定される 2023 年 2 月分から 9 月分の電気に適用となる燃料費調整単価から、低圧で供給を行う場合は 1 キロワット時につき 7 円（消費税等相当額を含む）を、高圧で供給を行う場合は 1 キロワット時につき 3.5 円（消費税等相当額を含む）を、2023 年 10 月分の電気に適用となる燃料費調整単価から、低圧で供給を行う場合は 1 キロワット時につき 3.5 円（消費税等相当額を含む）を、高圧で供給を行う場合は 1 キロワット時につき 1.8 円（消費税等相当額を含む）を軽減することによる激変緩和措置の実施について 2022 年 12 月 16 日に承認いただいています。

このたび、2023 年 4 月 1 日から離島等供給約款を変更するにあたり、変更後の離島等供給約款においても、引き続き、本激変緩和措置を 2023 年 10 月分まで継続するため、電気事業法第 21 条第 2 項ただし書の規定により離島等供給約款以外の供給条件を設定する必要がある、承認を申請する次第であります。

以 上

2 特別措置の燃料費調整単価の算出根拠

特別措置の燃料費調整単価の算出根拠

○従量制供給の場合

		2023 年 4 月 1 日～9 月 分	2023 年 10 月分
		(a)	(b)
1 キロワット時につき	低圧で供給を受ける場合	7 円 00 銭	3 円 50 銭
	高圧で供給を受ける場合	3 円 50 銭	1 円 80 銭

○定額制供給の場合

契約種別	対象	範囲	単位	みなし kWh (※1)	2023 年 4 月 1 日～9 月 分 (※2)	2023 年 10 月分 (※2)
				(c)	(a)*(c)	(b)*(c)
定額電灯 および 公衆街路灯 A	電灯	10W まで	1 灯	3.884	27 円 19 銭	13 円 59 銭
		10W 超過 20W まで	1 灯	7.768	54 円 38 銭	27 円 19 銭
		20W 超過 40W まで	1 灯	15.536	108 円 75 銭	54 円 38 銭
		40W 超過 60W まで	1 灯	23.304	163 円 13 銭	81 円 56 銭
		60W 超過 100W まで	1 灯	38.840	271 円 88 銭	135 円 94 銭
		100W 超過 50W までごとに	1 灯	19.420	135 円 94 銭	67 円 97 銭
	小型 機器	50VA まで	1 機器	11.601	81 円 21 銭	40 円 60 銭
		50VA 超過 100VA まで	1 機器	23.202	162 円 41 銭	81 円 21 銭
		100VA 超過 50VA までごとに	1 機器	11.601	81 円 21 銭	40 円 60 銭
臨時電灯 A		50VA まで 1 日につき	1 契約	0.313	2 円 19 銭	1 円 10 銭
		50VA 超過 100VA まで 1 日につき	1 契約	0.626	4 円 38 銭	2 円 19 銭
		100VA 超過 500VA まで 100VA までごとに 1 日につき	1 契約	0.626	4 円 38 銭	2 円 19 銭
		500VA 超過 1kVA まで	1 契約	6.260	43 円 82 銭	21 円 91 銭

	1 日につき				
	1kVA 超過 3kVA まで 1kVA までごとに 1 日につき	1 契約	6.260	43 円 82 銭	21 円 91 銭

契約種別	範囲	単位	みなし kWh (※1)	2023 年 4 月 1 日～9 月 分 (※2)	2023 年 10 月分 (※2)
			(c)	(a)*(c)	(b)*(c)
臨時電力	1 kW 1 日につき	1 契約	6.579	46 円 05 銭	23 円 03 銭
	0.5kW の場合 1 日につき	1 契約	—	(※3) 23 円 03 銭	(※3) 11 円 52 銭
農事用電力 B (脱穀調整需要)	0.5kW 1 日につき	1 契約	1.6445	11 円 51 銭	5 円 76 銭
	1kW 1 日につき	1 契約	3.289	23 円 02 銭	11 円 51 銭
	2kW 1 日につき	1 契約	6.578	46 円 05 銭	23 円 02 銭
	3kW 1 日につき	1 契約	9.867	69 円 07 銭	34 円 53 銭
	4kW 1 日につき	1 契約	13.156	92 円 09 銭	46 円 05 銭
	5kW 1 日につき	1 契約	16.445	115 円 12 銭	57 円 56 銭
農事用電力 C (育苗・栽培需要)	1 kW 1 日につき	1 契約	11.842	82 円 89 銭	41 円 45 銭
	0.5kW の場合 1 日につき	1 契約	—	(※3) 41 円 45 銭	(※3) 20 円 73 銭
深夜電力 A	1 月につき	1 契約	100.000	700 円 00 銭	350 円 00 銭
従量電灯 A、 臨時電灯 B および 公衆街路灯 B	最初の 15kWh まで	1 契約	15.000	105 円 00 銭	52 円 50 銭

※1 みなし kWh は、現行単価の設定時の算定において用いた諸元と同一である。具体的な計算は、「電源開発促進税法取扱通達」(課税標準数量の計算等)に定める方法等により算定している。

※2 小数点以下第3位で四捨五入して算定した。

※3 1kWの場合の単価の半額とし、小数点以下第3位で四捨五入して算定した。

以 上

2023 年 3 月 9 日
中国電力ネットワーク株式会社

消費税等相当額並びにその額に係る表示及び請求の方法に関する説明書
(離島等供給約款以外の供給条件)

当社は、このたび、電気事業法第 21 条第 2 項ただし書の規定にもとづき申請を行なった離島等供給約款以外の供給条件において、消費税等相当額を含んだ特別措置の燃料費調整単価等を設定することといたしましたので、電気事業法施行規則第 36 条の規定にもとづき消費税等相当額並びにその額に係る表示及び請求の方法に関する説明書を提出いたします。

なお、請求の方法については、従前のとおりでございます。

また、別表 1 (燃料費調整額の算定) (2)ロ(ホ)に定める特別措置の燃料費調整単価に含まれる消費税等相当額の端数処理については小数点以下第 3 位で、別表 2 (燃料費調整) 2 に定める基準単価に含まれる消費税等相当額の端数処理については小数点以下第 4 位で四捨五入しております。

(1) 別表1 (燃料費調整額の算定) (2)ロに定める特別措置の燃料費調整単価

区分および単位	特別措置の燃料 費調整単価	消費税等相当額
	円	円
2 (適用期間) に定める適用期間のうち2023年4月 1日から2023年9月の検針日の前日までの期間 定額制供給の場合 定額電灯および公衆街路灯 A 電灯		
10ワットまでの1灯につき	27.19	2.47
10ワットをこえ20ワットまでの1灯に つき	54.38	4.94
20ワットをこえ40ワットまでの1灯に つき	108.75	9.89
40ワットをこえ60ワットまでの1灯に つき	163.13	14.83
60ワットをこえ100ワットまでの1灯に つき	271.88	24.72
100ワットをこえる1灯につき50ワット までごとに	135.94	12.36
小型機器		
50ボルトアンペアまでの1機器につき	81.21	7.38
50ボルトアンペアをこえ100ボルトアン ペアまでの1機器につき	162.41	14.76
100ボルトアンペアをこえる1機器につ き50ボルトアンペアまでごとに	81.21	7.38

区分および単位	特別措置の燃料 費調整単価	消費税等相当額
臨時電灯 A		
1 日につき		
総容量が50ボルトアンペアまでの場合	2. 19	0. 20
総容量が50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの場合	4. 38	0. 40
総容量が100ボルトアンペアをこえ500ボルトアンペアまでの場合100ボルトアンペアまでごとに	4. 38	0. 40
総容量が500ボルトアンペアをこえ1キロボルトアンペアまでの場合	43. 82	3. 98
総容量が1キロボルトアンペアをこえ3キロボルトアンペアまでの場合1キロボルトアンペアまでごとに	43. 82	3. 98
臨時電力		
契約電力1キロワット1日につき	46. 05	4. 19
契約電力 0.5 キロワットの場合1日につき	23. 03	2. 09
農事用電力B（脱穀調整需要）		
契約電力0.5キロワットの場合1日につき	11. 51	1. 05
契約電力1キロワットの場合1日につき	23. 02	2. 09
契約電力2キロワットの場合1日につき	46. 05	4. 19
契約電力3キロワットの場合1日につき	69. 07	6. 28
契約電力4キロワットの場合1日につき	92. 09	8. 37
契約電力5キロワットの場合1日につき	115. 12	10. 47
農事用電力C（育苗・栽培需要）		
契約電力1キロワット1日につき	82. 89	7. 54
契約電力0.5キロワットの場合1日につき	41. 45	3. 77
深夜電力A		
1 契約につき	700. 00	63. 64

区分および単位	特別措置の燃料 費調整単価	消費税等相当額
従量制供給の場合		
従量電灯 A、臨時電灯 B および公衆街路灯 B 最低料金		
1 契約につき最初の15キロワット時まで	105.00	9.55
電力量料金		
上記をこえる 1 キロワット時につき	7.00	0.64
上記以外の場合		
1 キロワット時につき		
低圧で供給を受ける場合	7.00	0.64
高圧で供給を受ける場合	3.50	0.32
2 (適用期間) に定める適用期間のうち2023年9月 の検針日から2023年10月の検針日の前日までの 期間		
定額制供給の場合		
定額電灯および公衆街路灯 A 電灯		
10ワットまでの 1 灯につき	13.59	1.24
10ワットをこえ20ワットまでの 1 灯に つき	27.19	2.47
20ワットをこえ40ワットまでの 1 灯に つき	54.38	4.94
40ワットをこえ60ワットまでの 1 灯に つき	81.56	7.41
60ワットをこえ100ワットまでの 1 灯に つき	135.94	12.36
100ワットをこえる 1 灯につき50ワット までごとに	67.97	6.18
小型機器		
50ボルトアンペアまでの 1 機器につき	40.60	3.69
50ボルトアンペアをこえ100ボルトアン ペアまでの 1 機器につき	81.21	7.38
100ボルトアンペアをこえる 1 機器につ き50ボルトアンペアまでごとに	40.60	3.69

区分および単位	特別措置の燃料 費調整単価	消費税等相当額
臨時電灯 A		
1 日につき		
総容量が50ボルトアンペアまでの場合	1. 10	0. 10
総容量が50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの場合	2. 19	0. 20
総容量が100ボルトアンペアをこえ500ボルトアンペアまでの場合100ボルトアンペアまでごとに	2. 19	0. 20
総容量が500ボルトアンペアをこえ 1 キロボルトアンペアまでの場合	21. 91	1. 99
総容量が 1 キロボルトアンペアをこえ 3 キロボルトアンペアまでの場合 1 キロボルトアンペアまでごとに	21. 91	1. 99
臨時電力		
契約電力 1 キロワット 1 日につき	23. 03	2. 09
契約電力 0. 5 キロワットの場合 1 日につき	11. 52	1. 05
農事用電力 B（脱穀調整需要）		
契約電力0. 5キロワットの場合 1 日につき	5. 76	0. 52
契約電力 1 キロワットの場合 1 日につき	11. 51	1. 05
契約電力 2 キロワットの場合 1 日につき	23. 02	2. 09
契約電力 3 キロワットの場合 1 日につき	34. 53	3. 14
契約電力 4 キロワットの場合 1 日につき	46. 05	4. 19
契約電力 5 キロワットの場合 1 日につき	57. 56	5. 23
農事用電力 C（育苗・栽培需要）		
契約電力 1 キロワット 1 日につき	41. 45	3. 77
契約電力0. 5キロワットの場合 1 日につき	20. 73	1. 88
深夜電力 A		
1 契約につき	350. 00	31. 82

区分および単位	特別措置の燃料 費調整単価	消費税等相当額
従量制供給の場合		
従量電灯 A、臨時電灯 B および公衆街路灯 B		
最低料金		
1 契約につき最初の15キロワット時まで	52. 50	4. 77
電力量料金		
上記をこえる 1 キロワット時につき	3. 50	0. 32
上記以外の場合		
1 キロワット時につき		
低圧で供給を受ける場合	3. 50	0. 32
高圧で供給を受ける場合	1. 80	0. 16

(2) 別表2 (基準単価) に定める基準単価

区分および単位	基準単価 円	消費税等相当額 円
(1) 定額制供給の場合		
イ 定額電灯および公衆街路灯A 電灯		
10ワットまでの1灯につき	0.953	0.087
10ワットをこえ20ワットまでの1灯 につき	1.905	0.173
20ワットをこえ40ワットまでの1灯 につき	3.812	0.347
40ワットをこえ60ワットまでの1灯 につき	5.717	0.520
60ワットをこえ100ワットまでの1灯 につき	9.527	0.866
100ワットをこえる1灯につき50ワッ トまでごとに	4.764	0.433
小型機器		
50ボルトアンペアまでの1機器につ き	2.846	0.259
50ボルトアンペアをこえ100ボルトア ンペアまでの1機器につき	5.691	0.517
100ボルトアンペアをこえる1機器に つき50ボルトアンペアまでごとに	2.846	0.259

区分および単位	基準単価	消費税等相当額
ロ 臨時電灯 A		
1 日につき		
総容量が50ボルトアンペアまでの場合	0.077	0.007
総容量が50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの場合	0.154	0.014
総容量が100ボルトアンペアをこえ500ボルトアンペアまでの場合100ボルトアンペアまでごとに	0.154	0.014
総容量が500ボルトアンペアをこえ1キロボルトアンペアまでの場合	1.536	0.140
総容量が1キロボルトアンペアをこえ3キロボルトアンペアまでの場合1キロボルトアンペアまでごとに	1.536	0.140
ハ 臨時電力		
契約電力1キロワット1日につき	1.614	0.147
ニ 農事用電力 B (脱穀調整需要)		
1 日につき		
契約電力		
0.5キロワット	0.404	0.037
1 キロワット	0.806	0.073
2 キロワット	1.614	0.147
3 キロワット	2.420	0.220
4 キロワット	3.227	0.293
5 キロワット	4.034	0.367
ホ 農事用電力 C (育苗・栽培需要)		
契約電力1キロワット1日につき	2.904	0.264
ヘ 深夜電力 A		
1 契約につき	21.23	1.930

区分および単位	基準単価	消費税等相当額
(2) 従量制供給の場合		
イ 従量電灯 A、臨時電灯 B および公衆街路灯 B		
最低料金		
1 契約につき最初の15キロワット時まで	3.680	0.335
電力量料金		
上記をこえる1キロワット時につき	0.245	0.022
ロ 従量電灯 B、臨時電灯 C、公衆街路灯 C、 低圧電力、臨時電力および農事用電力		
1 キロワット時につき	0.245	0.022
ハ 低圧で供給を受ける場合で、時間帯別 電灯、ファミリータイム、電灯ピークシ フトプラン、低圧高負荷契約、低圧季節 別時間帯別電力、深夜電力、第2深夜電 力および融雪用電力		
1 キロワット時につき	0.212	0.019
ニ 高圧で供給を受ける場合		
1 キロワット時につき	0.205	0.019

「物価高克服・経済再生実現のための総合経済対策」について

〔 令和 4 年 10 月 28 日
閣 議 決 定 〕

「物価高克服・経済再生実現のための総合経済対策」を別紙のとおり定める。

(別紙)

物価高克服・経済再生実現のための 総合経済対策

令和4年10月28日

第2章 経済再生に向けた具体的施策

I 物価高騰・賃上げへの取組

1. エネルギー・食料品等の価格高騰により厳しい状況にある生活者・事業者への支援

今回の物価高騰に対しては、エネルギー・食料品等に的を絞った価格高騰抑制策や特に家計への影響が大きい低所得世帯への支援策を機動的かつ重層的に講じてきた。

燃料油価格の高騰に対しては、本来 200 円程度に上昇するガソリン価格を 170 円程度に抑制してきたが、来年度前半にかけて引き続き激変緩和措置を講ずる。具体的には、来年 1 月以降も、補助上限を緩やかに調整しつつ実施し、その後、来年 6 月以降、補助を段階的に縮減する一方、高騰リスクへの備えを強化する⁵。

また、低所得世帯へプッシュ型で支給する給付金⁶や、地域の実情に応じて電力・ガス料金の負担軽減などに柔軟に活用可能な交付金⁷等を予備費も活用して 9 月の追加策において措置したが、各地方自治体と連携し、地方創生臨時交付金も活用したきめ細かい支援を速やかに行き渡らせていく。

その上で、来春以降の急激な電気料金の上昇によって影響を受ける家計や価格転嫁の困難な企業の負担を直接的に軽減するため、来年度前半にかけて、小売電気事業者等を通じ、毎月の請求書に直接反映するような形で、前例のない、思い切った負担緩和対策を講ずる。家庭に対しては、来年度初頭にも想定される電気料金の上昇による平均的な料金引上げ額を実質的に肩代わりする額を支援し、企業より手厚い支援とする⁸。脱炭素の流れに逆行しないよう、来年 9 月

⁵ 具体的には、補助額 25 円以下の部分への補助率を引き下げていく一方、補助額 25 円超の部分に対する補助率を引き上げていく。

⁶ 電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金（8,540 億円）。

⁷ 電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金（6,000 億円）。

⁸ 低圧契約の家庭等に対して 1 kWh あたり 7 円（家庭の現行の電気料金の 2 割程度に相当）、高圧契約の企業等に対しては、FIT 賦課金の負担を実質的に肩代わりする金額（1 kWh あたり 3.5 円）の支援を行う。

激変緩和の幅を縮小するものとし、並行して、省エネ、再エネ、原子力の推進等と併せて電力の構造改革をセットで進め、GXを加速する。この事業は、来年春に先駆けて着手し1月以降の可及的速やかなタイミングでの開始を目指す。

都市ガスについては、値上がりの動向、事業構造などを踏まえ、電気とのバランスを勘案した適切な措置を講ずる。具体的には、家庭及び企業に対して、都市ガス料金の上昇による負担の増加に対応する額を支援する⁹。LPガスについては、価格上昇抑制に資する配送合理化等の措置を講ずる。

これらの電気料金、都市ガス料金、燃料油価格の高騰の激変緩和措置により、来年1月以降、来年度前半にかけて標準的な世帯¹⁰においては総額4万5千円の負担軽減となる。

食料品についても、これまで輸入小麦の政府売渡価格の据置きや配合飼料負担の上昇を抑制する等の措置を講じてきたが、これらに加え、引き続き、食料品価格上昇抑制や農林漁業者の経営への影響緩和の観点から必要な措置を講ずる。また、農林水産省は、食品ロス削減の取組を強化するとともに、こども食堂等へ食品の提供を行うフードバンクや、こども宅食に対する支援や共食の場の提供支援等を実施し、農林水産省を中心に関係省庁が連携して生活困窮者への食品支援の取組を行っていく。また、フードバンクを通じてこども食堂等に政府備蓄米を無償交付し、支援を強化する。

新型コロナウイルス感染症に加え、物価高騰の影響も重なって厳しい状況にある中小企業・小規模事業者等に対し、借換え支援の強化や官民金融機関に対する柔軟な条件変更の要請等により資金繰り支援等を実施する。

物価高騰により予期せぬ不足を生じた必要な経費には、引き続き予備費の適時適切な執行により、迅速・機動的に対応する。

また、NHKにおいて、令和5年10月から受信料を1割以上引き

⁹ 家庭及び都市ガスの年間契約量が1000万m³未満の企業等に対して1m³あたり30円の支援を行う。

¹⁰ 標準的な世帯は、電気で月間400kWh、ガスで月間30m³、燃料油はガソリンで月間35L、灯油で月間15Lを使用する2人以上の世帯を指す。

下げること検討しており、政府としては、これを踏まえ、放送法¹¹の規定に基づき、適切に対応する。

- ・電力料金の激変緩和策（経済産業省）
- ・ガス料金の激変緩和策（経済産業省）
- ・小売価格低減に資する石油ガス配送合理化補助金（経済産業省）
- ・小売価格低減に資する石油ガス設備導入促進補助金（経済産業省）
- ・燃料油価格の激変緩和事業（経済産業省）
- ・タクシー事業者に対する燃料価格激変緩和対策事業（国土交通省）
- ・漁業経営セーフティーネット構築事業（農林水産省）
- ・施設園芸等燃料価格高騰対策（農林水産省）
- ・配合飼料価格高騰緊急対策（農林水産省）
- ・食品ロス削減及びフードバンク支援緊急対策、食育の推進（農林水産省）
- ・子供の未来応援地域ネットワーク形成支援事業（地域子供の未来応援交付金）（内閣府）
- ・NPO等と連携したこどもの居場所づくり支援モデル事業（厚生労働省）
- ・電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金（内閣府）
- ・新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金（内閣府）
- ・日本政策金融公庫等による資金繰り支援（財務省、内閣府、経済産業省、金融庁、厚生労働省、農林水産省）
- ・特定有人国境離島地域社会維持推進交付金（内閣府）
- ・生活関連物資及び公共料金等に関する調査・啓発（消費者庁）
- ・物価高騰への取組等の政府の重要施策に関する広報の実施（内閣府） 等

2. エネルギー・食料品等の危機に強い経済構造への転換

（1）危機に強いエネルギー供給体制の構築

今回のロシアによるウクライナ侵略による国際エネルギー市場の混乱や国際的な供給不安を目の当たりにし、我が国のエネルギー供給体制やエネルギー安全保障強化の必要性が改めて明らかになった。また、エネルギー価格の高騰と円安の進行が相まって輸入物価の上昇を通じ、過去最大規模の海外への所得流出をもたらしている。

国際関係や国際商品市況の影響を過度に受けない経済構造へと

¹¹ 昭和25年法律第132号。

物価高克服・経済再生実現のための総合経済対策 (2022年10月28日閣議決定)

資料3-3

第2章 経済再生に向けた具体的施策

I 物価高騰・賃上げへの取組

1. エネルギー・食料品等の価格高騰により厳しい状況にある生活者・事業者への支援

(略)

燃料油価格の高騰に対しては、本来200 円程度に上昇するガソリン価格を170 円程度に抑制してきたが、来年度前半にかけて引き続き激変緩和措置を講ずる。具体的には、来年1月以降も、補助上限を緩やかに調整しつつ実施し、その後、来年6月以降、補助を段階的に縮減する一方、高騰リスクへの備えを強化する。

(略)

その上で、来春以降の急激な電気料金の上昇によって影響を受ける家計や価格転嫁の困難な企業の負担を直接的に軽減するため、来年度前半にかけて、小売電気事業者等を通じ、毎月の請求書に直接反映するような形で、前例のない、思い切った負担緩和対策を講ずる。家庭に対しては、来年度初頭にも想定される電気料金の上昇による平均的な料金引上げ額を実質的に肩代わりする額を支援し、企業より手厚い支援とする。脱炭素の流れに逆行しないよう、来年9月は激変緩和の幅を縮小するものとし、並行して、省エネ、再エネ、原子力の推進等と併せて電力の構造改革をセットで進め、GXを加速する。この事業は、来年春に先駆けて着手し1月以降の可及的速やかなタイミングでの開始を目指す。

都市ガスについては、値上がりの動向、事業構造などを踏まえ、電気とのバランスを勘案した適切な措置を講ずる。具体的には、家庭及び企業に対して、都市ガス料金の上昇による負担の増加に対応する額を支援する。LPガスについては、価格上昇抑制に資する配送合理化等の措置を講ずる。

これらの電気料金、都市ガス料金、燃料油価格の高騰の激変緩和措置により、来年1月以降、来年度前半にかけて標準的な世帯においては総額4万5千円の負担軽減となる。

電気料金の激変緩和策について

【総合経済対策本文（注釈）より抜粋】

低圧契約の家庭等に対して1 kWhあたり7円（家庭の現行の電気料金の2割程度に相当）、高圧契約の企業等に対しては、FIT賦課金の負担を実質的に肩代わりする金額（1 kWhあたり3.5円）の支援を行う。

<家庭等（標準世帯（400kWh））>

1-8月使用分		9月使用分
7円/kWh	→	3.5円/kWh
(2800円/月)		(1400円/月)

※ 申請期限は特に設けないが、事業期限は9月使用分までとする。したがって、例えば、

- ・ 2月使用分から値引きを開始する事業者の場合、2-8月使用分は7円/kWh、9月使用分は3.5円/kWh
- ・ 3月使用分から値引きを開始する事業者の場合、3-8月使用分は7円/kWh、9月使用分は3.5円/kWhとなる。

<企業等（高圧）>

1-8月使用分		9月使用分
3.5円/kWh	→	1.8円/kWh

※ 契約電力50kW以上～2000kW未満、供給電圧6000Vの需要家。

都市ガス料金の激変緩和策について

【総合経済対策本文（注釈）より抜粋】

家庭及び都市ガスの年間契約量が1000 万 m^3 未満の企業等に対して 1 m^3 あたり30 円の支援を行う。

<家庭（標準世帯（30 m^3 ））>

1-8月使用分		9月使用分
<u>30円/m^3</u>	→	<u>15円/m^3</u>
(900円/月)		(450円/月)

<企業等（年間契約量1,000万 m^3 未満）>

1-8月使用分		9月使用分
<u>30円/m^3</u>	→	<u>15円/m^3</u>

電気・ガス価格激変緩和対策に係る 特定小売供給約款の特例認可等について

(趣旨)

以下に記載する申請者から、2022 年 12 月 7 日付けで経済産業大臣宛てに、特定小売供給約款により難い特別の事情がある場合における供給条件の認可等を求める申請があり、資料 3－1 のとおり、経済産業大臣から意見の求めがあった。

これらに対する電力・ガス取引監視等委員会の回答について、御検討いただく。

【申請者】

○みなし小売電気事業者（10 者）

- ・北海道電力株式会社
- ・東北電力株式会社
- ・東京電力エナジーパートナー株式会社
- ・中部電力ミライズ株式会社
- ・北陸電力株式会社
- ・関西電力株式会社
- ・中国電力株式会社
- ・四国電力株式会社
- ・九州電力株式会社
- ・沖縄電力株式会社

○一般送配電事業者（10 者）

- ・北海道電力ネットワーク株式会社
- ・東北電力ネットワーク株式会社
- ・東京電力パワーグリッド株式会社
- ・中部電力パワーグリッド株式会社
- ・北陸電力送配電株式会社
- ・関西電力送配電株式会社
- ・中国電力ネットワーク株式会社
- ・四国電力送配電株式会社
- ・九州電力送配電株式会社

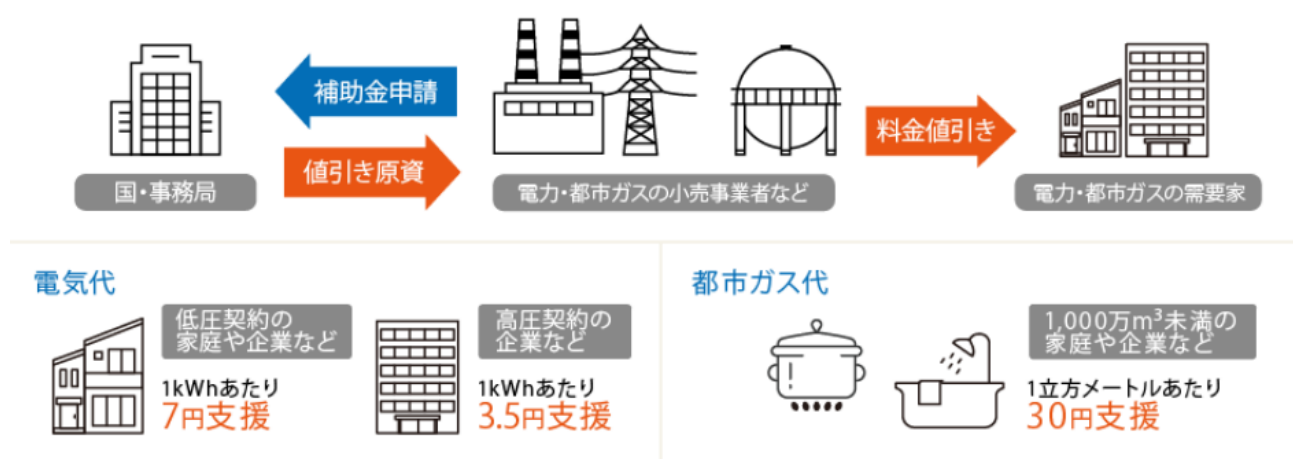
33	・ 沖縄電力株式会社
34	
35	○みなしガス小売事業者（1 者）
36	・ 東邦瓦斯株式会社
37	
38	○一般ガス導管事業者（2 者）
39	・ 東京ガスネットワーク株式会社
40	・ 大阪ガスネットワーク株式会社
41	

42 1. 今回の申請（29 件）の概要

43 令和 4 年 10 月 28 日閣議決定「物価高克服・経済再生実現のための総合経済対策」（以
44 下「本閣議決定」という。資料 3－2）を受け、小売電気事業者等を通じて料金の値引
45 きを行う「電気・ガス価格激変緩和対策事業」（以下「本激変緩和対策事業」という。）
46 が開始されることとされた。また、令和 4 年 11 月 22 日に経済産業省から本件の申請者
47 を含む関係事業者に対して、本激変緩和対策事業に参画するよう要請がなされた（資料
48 3－3）。これに伴い、電気事業法又はガス事業法の関係法令に基づき認可を受け又は届
49 け出た約款の遵守義務を負う事業者から、当該約款以外の供給条件の認可等を受けるた
50 めの申請（下記（1）及び（2））があったもの。

51
52 ※本激変緩和対策事業の仕組み（スキーム）は以下のとおり。

53 （図の単価は 1 月～8 月使用分）



54
55 ※出典：<https://denkigas-gekihenkanwa.go.jp/>

56
57 ※本激変緩和対策事業による値引きの額は以下のとおり（資料 3－4）。

58 ・電気

59 低圧：1 月～8 月使用分は 7 円/kWh、9 月使用分は 3.5 円/kWh

60 高圧：1 月～8 月使用分は 3.5 円/kWh、9 月使用分は 1.8 円/kWh

61 特別高圧：対象外

62 ・都市ガス

63 年間契約量 1000 万 m³未満：1 月～8 月使用分は 30 円/m³、9 月使用分は 15 円/m³

64 年間契約量 1000 万 m³以上：対象外

65

66
67
68
69
70
71
72
73
74
75
76
77
78
79
80
81
82
83
84
85
86
87
88
89
90
91
92
93
94

(1) 電気

①特定小売供給約款関係（みなし小売電気事業者）（10 件）

電気事業法等の一部を改正する法律（平成 26 年法律第 72 号）附則第 16 条第 4 項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される旧電気事業法第 21 条第 1 項ただし書の規定により、特定小売供給約款により難い特別の事情がある場合における供給条件の認可を受けるための申請

②最終保障供給約款関係（沖縄を除く一般送配電事業者）（9 件）

電気事業法（昭和 39 年法律第 170 号）第 20 条第 2 項ただし書の規定により、最終保障供給約款により難い特別の事情がある場合における供給条件の承認を受けるための申請

③離島等供給約款関係（中部、関西、四国を除く一般送配電事業者）（7 件）

電気事業法第 21 条第 2 項ただし書の規定により、離島等供給約款により難い特別の事情がある場合における供給条件の承認を受けるための申請

(2) ガス

①指定旧供給区域等小売供給約款関係（みなしガス小売事業者）（1 件）

電気事業法等の一部を改正する等の法律（平成 27 年法律第 47 号）附則第 22 条第 4 項の規定により、なおその効力を有するものとして読み替えて適用される旧ガス事業法第 20 条ただし書の規定により、指定旧供給区域等小売供給約款により難い特別の事情がある場合における供給条件の認可を受けるための申請

②最終保障供給約款関係（一般ガス導管事業者）（2 件）

ガス事業法（昭和 29 年法律第 51 号）第 51 条第 2 項ただし書の規定により、最終保障供給約款により難い特別の事情がある場合における供給条件の承認を受けるための申請

95 **2. 申請に係る供給条件の概要**

96 (1) 電気

97 ① 低圧

98 令和5年1月の検針日から令和5年9月の検針日の前日までの期間に使用される電
99 気に適用となる燃料費調整単価は、特定小売供給約款及び離島等供給約款に従って算
100 出した燃料費調整単価から7円/kWhを差し引いた額とする。

101

102 令和5年9月の検針日から令和5年10月の検針日の前日までの期間に使用される電
103 気について適用となる燃料費調整単価は、特定小売供給約款及び離島等供給約款に従
104 って算出した燃料費調整単価から3.5円/kWhを差し引いた額とする。

105

106 ※定額制供給については、契約種別ごとに、特定小売供給約款及び離島等供給約款
107 に従って算出した燃料費調整単価から、特定小売供給約款及び離島等供給約款に
108 定める単価の算定諸元として用いられた販売電力量（みなしkWh）に7円/kWh
109 （令和5年9月の検針日から令和5年10月の検針日の前日までの期間に使用され
110 る電気に適用となる燃料費調整単価については3.5円/kWh）を乗じた額を差し引
111 いた額とする。

112

113 ② 高圧

114 令和5年1月の検針日から令和5年9月の検針日の前日までの期間に使用される電
115 気に適用となる燃料費調整単価は、特定小売供給約款、最終保障供給約款及び離島等
116 供給約款に従って算出した燃料費調整単価から3.5円/kWhを差し引いた額とする。

117

118 令和5年9月の検針日から令和5年10月の検針日の前日までの期間に使用される電
119 気に適用となる燃料費調整単価については、特定小売供給約款、最終保障供給約款及
120 び離島等供給約款に従って算出した燃料費調整単価から1.8円/kWhを差し引いた額と
121 する。

122

123 (2) ガス

124 料金算定期間の末日が令和5年2月1日から9月30日に属する料金算定期間において
125 は、指定旧供給区域等小売供給約款及び最終保障供給約款に従って算出した基準単位料

金又は調整単位料金から 30 円/m³を引き下げた額を、基準単位料金又は調整単位料金とする。

料金算定期間の末日が令和 5 年 10 月 1 日から 10 月 31 日に属する料金算定期間においては、指定旧供給区域等小売供給約款及び最終保障供給約款に従って算出した基準単位料金又は調整単位料金から 15 円/m³を引き下げた額を、基準単位料金又は調整単位料金とする。

※大阪ガスネットワークは、料金システム上、基準単位料金又は調整単位料金から直接 30 円を引くことができないため、LNG 価格や LPG 価格の入力値を調整することで値引き単価を調整するため端数が生じる。なお、当該端数についても、本激変緩和対策事業の対象となっている。

3. 本供給条件による供給を必要とする理由（申請書記載のポイント）

本閣議決定に基づく電気料金・都市ガス料金の高騰の激変緩和措置の実施について、価格高騰により影響を受ける家計や価格転嫁の困難な企業への支援という施策の趣旨に鑑み、支援対象となるすべての需要家に迅速に支援を届けるよう、令和 4 年 11 月 22 日に経済産業省から関係事業者に対する要請が行われたことを受け、応急かつ暫定的な措置として本措置が必要。

4. 経済産業大臣への回答について

本申請（29 件）の供給条件については、電気事業法等の該当条文の規定及びそれらの審査基準に照らし、特別の事情がある場合における供給条件として認可等をして差し支えないものと考えられる。

これを踏まえ、資料 3－5 のとおり、委員会として、経済産業大臣が本申請に係る認可等を行うことに異存はない旨、経済産業大臣に回答することとしたい。

経 済 産 業 省

20221208電委第2号

令和4年12月13日

経済産業大臣 殿

電力・ガス取引監視等委員会委員長

最終保障供給約款以外の供給条件の承認について（回答）

令和4年12月8日付け20221207資第11号により貴職から当委員会に意見を求められた最終保障供給約款以外の供給条件の承認については、承認することに異存はありません。

経 済 産 業 省

20221208電委第3号

令和4年12月13日

経済産業大臣 殿

電力・ガス取引監視等委員会委員長

離島等供給約款以外の供給条件の承認について（回答）

令和4年12月8日付け20221207資第20号により貴職から当委員会に意見を求められた離島等供給約款以外の供給条件の承認については、承認することに異存はありません。

経 済 産 業 省

2023●●電委第●号
令和 5 年 3 月 ● 日

経済産業大臣 殿

電力・ガス取引監視等委員会委員長

最終保障供給約款以外の供給条件の承認について（回答）

令和5年3月2日付け20230224資第40号、令和5年3月2日付け
20230301資第5号及び令和5年3月16日付け20230309資第
13号により貴職から当委員会に意見を求められた最終保障供給約款以外の供
給条件の承認については、承認することに異存はありません。

経 済 産 業 省

2023●●電委第●号
令和 5 年 3 月 ● 日

経済産業大臣 殿

電力・ガス取引監視等委員会委員長

離島等供給約款以外の供給条件の承認について（回答）

令和5年3月2日付け20230224資第50号、令和5年3月2日付け
20230301資第7号及び令和5年3月16日付け20230309資第
15号により貴職から当委員会に意見を求められた離島等供給約款以外の供給
条件の承認については、承認することに異存はありません。